2017年3月 特許庁委託事業

模倣対策マニュアル

ケニア編



はじめに

我が国と諸外国との経済的相互依存関係が深まる中で、今後とも我が国企業の海外進出、事業展開のより一層の拡大が見込まれます。今後、我が国企業が諸外国で事業を展開していく前提として、国内のみならず進出先においても商標・意匠・特許等の知的財産権が適切に保護されることが不可欠となっています。

開発途上国における知的財産権制度は、未だに不備な部分を残しており、また制度が存在していても運用面、特にエンフォースメントが適切になされていないため、進出先で知的財産権保護とそれにより生じる収益の回収が十分になされていない状況がみられます。

このような状況下、ジェトロでは、平成9年度より特許庁委託事業として、海外における我が国企業の知的財産権保護に関する各種事業を実施しております。

ここに本事業において収集した情報を基に、「模倣対策マニュアル・ケニア編」を作成しましたのでお届けします。また、ジェトロホームページにおいても同情報をご覧頂くことが可能です(https://www.jetro.go.jp/theme/ip/manual.html)。本事業及び本書が皆様のお役に立てば幸いです。

2017年3月

日本貿易振興機構 知的財産・イノベーション部 知的財産課

目次

第1章	知的財産権の取得	1
第1節	はじめに	1
(1)	知的財産関連の条約と協定の概要	
(2)	模倣品の流通状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(3)	保護される権利および根拠法	
(4)	知的財産権に関連する公的機関の一覧	
(5)	知的財産権の出願及び登録件数の最近の動向	
` '		
第2節	商標権の取得	
(1)	保護される標章	_
(2)	商標法の改正に向けた最近の動き	
(3)	商標の定義、多様な商標	
(4)	出願し保護を受けるための適格	
(5)	登録要件	
(6)	保護されない商標	
(7)	先行権利の調査方法および調査費用 「商標権取得フローチャート」(出願から取得まで)	
(8)		
(9)	出願日出願者 出願書類および提出先	
(10) (11)	田願青頬ねよい徒田元 優先権主張	
(11)	度元惟王宏 方式審査	
(12)	カス番直	
(14)	工順公開	
(14)	大平毎日 外国語(日本語等)の商標登録可否	
(16)	登録決定、設定登録の方法	
(17)	官報に公告する時期、方法及びその内容	
(18)	異議申立の適格	
(19)	悪意の先行商標登録の傾向とその対策	
(20)	上訴適格および期限・理由・方法・費用	
(21)	保護期間	
(22)	権利の範囲	
(23)	抗弁のための先使用権要件	.22
(24)	周知商標	
(25)	マドリッド協定及び議定書	. 24
(26)	バンジュール議定書に基づく出願の概要	. 25
(27)	商号と商標との抵触	. 25
第3節	特許権の取得	27
(1)	根拠法	
(1)	特許の定義	
(3)	世願し又は保護を受けるための適格	
(4)	職務発明	
(5)	特許権に関する要件	
(6)	特許を受けることができない発明	
(7)	先行権利の調査方法および調査費用	
(8)	「特許権取得フローチャート」(出願から取得まで)	
(9)	出願日	
(10)	出願書類	
(11)	優先権主張	
(12)	方式審査	
(13)	出願公開	

(14)	実体審査	37
(15)	設定登録の方法	
(16)	官報への公告	39
(17)	異議申立	
(18)	審判請求	
(19)	上訴適格および期限・理由・方法・費用	41
(20)	取消審判	
(21)	権利の範囲	
(22)	抗弁のための先使用権要件	43
(23)	特許権の強制ライセンス	44
(24)	PCT 出願	
(25)	ハラレ議定書(ARIPO)に基づく出願の概要	
` '		
第4節	実用新案権の取得	49
第5節	意匠権の取得	50
(1)	保護される意匠	50
(2)	意匠の定義	50
(3)	部分意匠の登録可能性	51
(4)	出願し又は保護を受けるための適格	51
(5)	職務創作	52
(6)	意匠権に関する要件	52
(7)	保護されない意匠	52
(8)	先行権利の調査方法および調査費用	
(9)	「意匠権取得フローチャート」(出願から取得まで)	
(10)	出願日	
(11)	出願書類	
(12)	優先権主張	
(13)	方式審査	
(14)	出願公開の時期、方法、内容	
(15)	実体審査	
(16)	設定登録の方法	
(17)	官報に公告する時期、方法及びその内容	
(18)	異議申立	
(19)	審判請求	
(20)	上訴適格	
(21)	権利の範囲	
(22)	ハラレ議定書(ARIPO)に基づく出願	
` '		
第6節	著作権/隣接権	
(1)	保護される著作物	
(2)	創作	
(3)	存続期間	
(4)	著作権法の改正に向けた最近の動き	64
(5)	著作権の登録制度	65
(6)	違法行為の類型	65
第7節	営業秘密	66
	不正競争行為	
第9節	その他の権利	
(1)	その他の権利の概要	
(2)	模倣品及び並行輸入品を禁止する法律	71
(3)	ケニアへの農産物の輸出	73
第10 年	ライセンス契約を規律する法令及びライセンス行為の概要	71
(1)	ライセンス行為の所轄官庁	/4

(2) (3)	ライセンスの登録 契約の条項、ロイヤルティ額及び送金制限	74 75
第11節	フランチャイズ契約について	76
第2章	知的財産権侵害への対策	77
第1節	模倣品及び著作権侵害の現状	77
(1)	模倣品の経済規模と影響	
(2)	模倣品に対する政策と活動	
第2節	外国企業、特に日本企業が直面する知的財産権侵害問題	
(1)	外国の権利者が最も頻繁に遭遇する知的財産権侵害	79
第3節	知的財産権行使制度	
(1)	法的救済手段	
(2)	最も効果的なエンフォースメント手段	
(3)	関連する政府機関 調査機関	
(4) (5)	- 一	
, ,		
第4節	知的財産権侵害の調査及び情報収集	
(1)	調査および情報収集	92
第5節	停止通告書 (C&D レター=警告書)	93
(1)	C&D レターの効果、および、C&D レターの送付方法	
(2)	裁判所外における和解の概要	93
第6節	民事訴訟手続き	94
(1)	民事訴訟制度の概要	
(2)	訴訟法	
(3)	侵害行為に対する民事訴訟手続き	
(4)	民事訴訟の期間および損害賠償額	97
(5)	民事訴訟を提起する適格を有する者	
(6)	侵害訴訟において念頭に置くべきポイント	
(7)	互換品の表示	
(8)	互換品の表示に関する指針の有無	
(9)	互換品の表示に関する重要な判例	
(10) (11)	個者の商標が輸出目的でのみ添付されている場合	
(11)	民事訴訟手続のフローチャート(それぞれに関する説明及び期限)。	
(13)	出訴期限および控訴、再審理制度	
(14)	民事訴訟における文書、証人、専門家鑑定	
(15)	裁判上の和解の現状	111
(16)	民事訴訟を遂行するための戦略	
(17)	最近の重要な判例	
(18)	結論	119
第7節	行政上の救済	120
第7.1 節	・ 税関及び模倣品取締機関による水際対策	120
(1)	水際対策の概要	
(2)	保護対象および根拠法	
(3)	知的財産権の事前登録	
(4)	申請書類および提出先、有効期間	
(5)	国境での規制に関するフローチャート	
(6)	税関による職権での差止/権利者からの申請	
(7)	申請人が非居住者である場合	123

(8)	商品の真贋判定方法 疑義品についての税関からの連絡	
(9)		
(10)	疑義品に関する税関からの連絡内容 保証金、担保等	
(11) (12)	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(12)	哲定的差止命令を求める訴訟	
(13)	保管料	
(14)	侵害品の処分方法および費用	
(16)	異議申立	
(17)	他の官庁による水際対策の概要	
(18)	模倣品の港湾からの流通ルート	
第7.2 節	· ACA による規制と取締り	129
(1)	ACA の組織概要	129
(2)	ACA の権限・権能	
(3)	ACA による救済のフローチャート	130
(4)	他の行政機関との協力	132
(5)	ACA による規制及び取締りの効果	132
(6)	ACA の権限を強化する近年の動向	132
第7.3 節	出入国管理以外の行政上の救済	133
(1)	行政上の救済の概要	
(2)	保護対象および根拠法	
(3)	所轄官庁	
(4)	税関以外の行政上の救済のフローチャート	135
(5)	提出先、費用、日数、留意点	
(6)	侵害商品の処分方法および費用	
第7.4 節	· <i>留意すべき事項</i>	137
(1)	巧妙な模倣品に対する措置	137
(2)	看板に他者の商標を表示した場合	137
(3)	展示会及び見本市の主催者の責任	138
(4)	主催者の義務	138
(5)	民事訴訟と刑事訴訟の意義の比較	138
第8節	刑事訴訟	145
(1)	刑事訴訟制度の概要	145
(2)	侵害行為	
(3)	刑罰を科するための要件	145
(4)	申立てによる起訴と申立てによらない起訴	
(5)	捜索差押命令の申立てと私人による刑事告発	
(6)	刑事訴訟における留意点	
(7)	類似した標章による商標権侵害	
(8)	類似した標章の使用に対する刑罰の有無	
(9)	「同一の標章」に関する規制	
(10)	他者の事業用標識の無許可使用	
(11)	繰り返し有罪判決を受けた者への懲罰の増強	
(12)	出訴期間及び不起訴に対する異議申立上訴	
(13)		
第9節	インターネット上の模倣品の違法販売に対する処置	
(1)	所轄官庁及び根拠法	
(2)	ISP (インターネットサービスプロバイダ) の法的責任	
(3)	権利侵害者の責任と ISP の責任を追及する方法	
(4) (5)	インターネット上の販売に対する行政上の措置 ドメイン名を取扱う際に留音すべき事項	154 155

第 10 節	ADR	157
(1)	ADR の概要、ニューヨーク条約への加盟	157
(2)	国際仲裁機関	157
(3)	仲裁法	157
(4)	知的財産権に関する紛争解決と仲裁	158
(1)	知的財産保護の現状と見通し 模倣品取締法について 民事上の知的財産権侵害訴訟	159
付録		161

第1章 知的財産権の取得

第1節 はじめに

(1) 知的財産関連の条約と協定の概要

ケニアは、知的財産権に関係する次の条約、国際協定、議定書を批准している。

- ・文学的及び美術的著作物の保護に関する1971年のベルヌ条約
- 万国著作権条約
- ・許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する1971年の ジュネーブ条約
- ・工業所有権の保護に関するパリ条約(1967年)
- ・ブリュッセル条約(衛星により送信される番組伝送信号の伝達)
- ・植物の新品種の保護に関する国際条約
- 特許協力条約
- 特許法条約
- ・マドリッド協定及びマドリッド議定書
- · 1994年商標法条約
- ・世界貿易機関協定(1994年TRIPS協定)
- ・特許と意匠に関するARIPO(ハラレ)議定書

商標及びサービスマーク

ケニアでは、ケニア商標法の下で(商品のための)商標、(サービスのための)サービスマーク、証明標章、団体商標及び平面商標と立体商標を登録することができる。同法は、基本的には1984年英国商標(改正)法の成立により廃止された1938年英国商標法の規定を参考に起草されている。

商品の指定、審査及び登録可能性

ケニアは、世界知的所有権機関(WIPO)により随時改正される商品・サービスの国際分類(ニース分類)に準拠している。ケニア商標局が準拠している現在の国際分類は、ニース分類の第 10 版である。

ケニアでは、複数分類を指定した商標登録出願を行うことができる。したがって、このような出願は、現行のニース分類における分類の異なる商品及び/又はサービスを対象とすることができる。

商標権侵害と詐称通用の事例

登録商標の所有者は、自己の登録商標と混同を生ずる虞のある程度に類似する標章を付した商品又はサービスを製造、輸入、流通、販売している者に対して商標権侵害訴訟をケニア高等裁判所に提起することができる。このような場合に利用可能な救済については、本マニュアルで後述する。

ケニアのコモンローの下では、未登録標章の所有者は、自己の標章と混同を生ずる虞のある程度に類似する標章を類似の商品又はサービスに使用する者に対して詐称通用訴訟をケニア高等裁判所に提起することができる。このような訴訟では、英国と同じコモンローの原則が適用される。詐称通用事案でも商標権侵害事案の場合と同様の救済を利用することができる。

模倣品に関係する摘発、押収及び刑事訴訟

2008 年模倣品取締法 (Anti Counterfeit Act) と同法に基づき制定された実施規則は、 模倣品を輸入、製造、組立て、包装、保管、販売していると模倣品取締機関(Anti Counterfeit Agency: ACA)が判断すべき理由のあるケニアの施設を摘発し、模倣品を 押収し、そのような活動に従事する者を起訴することを ACA の検査官に認めている。 また、模倣品取締法により、ケニアを仕向け先としてその港湾に指定された船舶で到着する商品の貨物の具体的かつ詳細な情報が提供されている場合に模倣品を留置し、押収する法的権限がケニア税関(Kenya Customs and Excise Department)にも与えられている。ケニア税関では商標の登録制度はなく、職権での差止めも行っていない。

特許、実用新案及び意匠

2001年工業所有権法 (IPA) には、特許、実用新案及び意匠の登録に関する規定が含まれている。

同法に基づくこのような知的財産権の登録の要件については、本マニュアルの第3節に詳細を記載している。

特許協力条約(PCT)に基づく出願の対象となる特許

ケニアを指定国とする PCT 特許出願は、その国内段階の申請をケニア産業財産庁のケニア特許局で行うことができる。このような国内段階出願は、PCT の定める期間内に提出しなければならない。

また、PCT 出願を広域指定し、広域特許を取得することもできる。このような出願は、ハラレにある ARIPO 特許局に提出し、登録されれば、ケニアにおいて、国内特許ないしはケニア産業財産庁(KIPI)に提出され国内段階に移行された PCT 特許と同じ効力を有する。

著作権

ケニアの著作権は2001年著作権法により規定されている。

ケニアにおける著作権保護については、本マニュアルの第6節に詳細を記載している。

(2) 模倣品の流通状況

次の模倣品が定期的に輸入され、ケニアで販売されている。

• 自動車及びオートバイ用のスペアパーツ、部品及び付属品

- 電化製品、テレビ並びに録画再生装置、ラジオ及び音楽コンポ
- コンピュータ、コンピュータ用のプリンタやその他の付属品
- 電子スイッチ及びスイッチ関連部品
- 電気配線及びケーブル
- 通信機器及び携帯電話
- 医薬品
- 化粧品、石鹸及び洗剤
- 殺虫剤、除草剤、除鼠剤、植物保護剤及び工業薬品
- ペン、鉛筆、消しゴム、文具
- 映像及び音楽のレコード及びテー
- コンピュータプログラムとソフトウェア
- 懐中電灯用電池並びに車両及び商工業用の他の電池
- 太陽光発電設備を含む照明や暖房器具及び付属品
- 衣料品
- ウイスキーその他のアルコール類
- 工具、農業用機器及び噴霧器

(3) 保護される権利および根拠法

• 商標法 (ケニア法第 506 章) では、商標、サービスマーク、平面商標又は立体商標、防護標章、団体商標及び証明商標の登録について規定する。登録商標の保護期間は、出願日、又は優先日(優先権の主張が行われ認容された場合)から 10年であり、その後も順次登録を 10年間更新できる。

• 工業所有権法(2001 年法律第3号)は、特許、意匠及び実用新案の登録について規定する。

登録された特許の保護期間は出願日から 20 年である。その間登録の効力を維持するためには年金を毎年納付しなければならない。登録期間は、当該期間の延長を求める申請書に記載され、特許局が認めた特別な事情がある場合を除いて更新できない。

登録意匠の保護期間は出願日又は優先日(優先権の主張が行われ認容された場合)から5年である。登録意匠は、その後、更新出願を行うことでさらに2期、それぞれ5年間延長することができる。

登録実用新案の保護期間は出願日から 10 年である。その間年金を納付する必要はなく、登録は更新できない。

- 種子及び植物品種法(ケニア法第326章)は、植物と種子の品種の登録について 規定する。登録された種子又は植物品種の保護期間は、その種類によって異なる。 同法に基づいて制定された規則では、品種ごとに異なる保護期間を定めているも のの、保護期間が付与日から25年とされる樹木及びつる植物を除き、そうした 保護期間が付与日から20年を超えることはできない。登録を延長することはで きず、年金を納付する必要はない。
- 著作権法(2001年法律第20号)は、次の著作物についてその著作権を以下の期間保護すると規定する。

著作物の種類	著作権の消滅日
文学的、音楽的又は写真以外 の美術的著作物	著作者の死亡した年の終わりから 50 年
視聴覚著作物及び写真	著作物が最初に作成された日、公衆が著作物 を最初に利用できるようになった日又は最初 に発行された日のうち最も遅い年の終わりか ら50年
レコード	レコードが作成された年の終わりから50年
放送	放送が行われた年の終わりから50年

著作権の登録は必須ではない。しかしながら、著作権者は、ケニア著作権委員会の管理する著作権登録簿への自らの著作権の登録を申請することができる。

(4) 知的財産権に関連する公的機関の一覧

商標、特許及び意匠権の取得:
 ケニア産業財産庁(商標、特許、実用新案及び意匠の各局が存在する)
 P.O. Box 51648 – 00200, Nairobi, Kenya
 電子メールアドレス: info@kipi.go.ke

• 種子及び植物品種権の取得:

ケニア植物衛生検疫所

P.O. Box 49592 – 00100, Nairobi, Kenya 電子メールアドレス: <u>kephisinfo@kephis.org</u>

著作権の登録:

ケニア著作権委員会

P.O. Box 3467 – 00100, Nairobi, Kenya

電子メールアドレス: <u>info@copyright.go.ke</u>

(5) 知的財産権の出願及び登録件数の最近の動向

ケニア産業財産庁(KIPI)では商標、特許、実用新案及び意匠の登録に関する次の統計を公開している:

それぞれの期間は、7月1日から翌年の6月30日までである

商標の出願及び 登録	2012/2013 年 度	2013/2014 年度	2014/2015 年度	2015/2016年度
居住者による出 願	2440	3038	3353	3520
非居住者による 出願	2973	3273	2913	2595
総数	5413	6282	6266	6115
居住者への登録 付与	1763	2163	2360	2341
非居住者への登 録付与	2721	2998	1267	1011
総数	4484	5161	3627	3352

それぞれの期間は、7月1日から翌年の6月30日までである					
特許出願	2012/2013 年度	2013/2014 年度	2014/2015 年度	2015/2016 年度	
ケニア居住者による出願	137	122	137	163	
非居住者による出願	2	2	2	4	
PCT 出願(非居住者)	125	104	58	55	
総数	264	228	197	222	
特許の付与	2012/2013 年度	2013/2014 年度	2014/2015 年度	2015/2016 年度	

ケニア居住者	3	4	2	1
非居住者	0	1	0	0
非居住者(PCT)	60	59	42	26
総数	63	64	44	27
実用新案出願	2012/2013 年度	2013/2014 年度	2014/2015 年度	2015/2016 年度
ケニア居住者による出願	85	59	96	139
非居住者による出願	0	0	0	1
総数	85	59	96	140
実用新案の登録	2012/2013 年度	2013/2014 年度	2014/2015 年度	2015/2016 年度
ケニア居住者	4	5	40	15
非居住者	0	0	0	0
総数	4	5	40	15
意匠出願	2012/2013 年度	2013/2014 年度	2014/2015 年度	2015/2016 年度
ケニア居住者による出願	81	65	81	91
非居住者による出願	10	14	12	21
総数	91	79	93	112
意匠の登録	2012/2013 年度	2013/2014 年度	2014/2015 年度	2015/2016 年度
ケニア居住者	30	35	36	49
非居住者	13	6	4	12
総数	43	41	40	61

ケニア商標局でも、ケニアの他の省庁、部局でも地理的表示(GI)は登録していない。

著作権を行使するためにはケニアで登録する必要はない。著作権法及び規則では、著作権者が著作権を著作権委員会に登録することを認めているものの、これは必須ではない。

ケニア著作権委員会提供の統計

暦年の 2011 年、2012 年、2013 年、2014 年及び 2015 年に登録された著作物の総数 (月ごと)

	2011年、2012年、2013年、2014年及び2015年												
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7 月	8月	9月	10月	11 月	12月	2011 年、2012 年、2013 年、 2014 年及び 2015 年に登録 された著作物の 総点数の比較
2011年	170	61	108	103	71	125	135	87	67	88	57	45	1117
2012年	32	64	154	51	40	140	82	57	74	79	73	32	878
2013年	27	49	95	78	74	142	108	76	91	98	145	68	1051
2014年	97	85	76	106	82	82	87	81	82	118	164	80	1140
2015年	121	151	176	112	150	158	179	119	101	97	82	61	1507
所見	月間登録数の増加												

その一方で、同期間に外国の個人及び企業から申請された著作物の点数は約4,000点である。

第2節 商標権の取得

(1) 保護される標章

以下の標章は全て商標法の下で保護される。

- 商品及びサービスの文字及び図形標章
- 商品の平面及び立体の標章
- 商品及びサービスの防護標章
- 証明商標
- 特定の商品及びサービスの団体商標

商標として登録されるには、登録出願している商標に関連する商品及びサービスが商品及びサービスの最新の国際分類に従って分類されている必要がある。同法では、複数分類を指定した出願を認めている。

(2) 商標法の改正に向けた最近の動き

ケニア産業財産庁では、ケニア議会に提出するため、新商標法案及び商標規則の草案を司法長官宛に提出した。この法案は、現在の商標法及び規則の規定を更新し、統合しようとするものであるものの、これには地理的表示(GI)、音、味及び匂いの商標又は周知商標の登録に関する規定は含まれていない。

(3) 商標の定義、多様な商標

商標法において商標は(証明商標に関する場合を除き)次のものに関して使用されているか、又は使用が意図されている標章として定義されている。

(a) 商品。ただし、当該商品と所有者又は標章の登録された使用者として当該標章を 使用する権利を有する者との間の取引の過程での関連を示すことを目的とし、同 人の身元の表示を伴うか否かを問わず、また、当該標章が使用されているか又は その使用が意図されている商品を、取引の過程で他のいずれかの者と関連する同一種類の商品から区別するか否かを問わない。

(b) サービス。ただし、特定の者が事業の過程であるサービスの提供と関連していることを示すことを目的とし、同人の身元の表示を伴うか否かを問わず、また、当該標章が使用されているか又はその使用が意図されているサービスを、事業の過程で他のいずれかの者と関連する同一種類のサービスから区別するか否かを問わない。

商標法において「標章」は、特徴的な外観(商品に関し「特徴的な外観」とは、商品の容器の形状又は輪郭をいう)、標語、図案、ブランド、標題、ラベル、札、名称、署名、語、文字若しくは数字又はこれらの組合せを含み、平面的であるか立体的であるかを問わないものであると定義されている。

ケニア商標法に基づき登録することができる様々な標章の一覧は、第2節(1) 「保護される標章および準拠法」を参照。

(4) 出願し保護を受けるための適格

商標法第 20 条(1)の下では、自己が使用しているか又は使用することを意図している 商標の所有者であることを主張する者であってそれを登録することを希望する者のみ が商標又はサービスマークの登録を書面により出願することができる。

商標法の第 61 条(1)の下で、ある商標に利害関係を有する2以上の者の間の関係において、それらのいずれの者も、これらの者全てを代理する場合、又はこれらの2者及び全ての者が業として関係している物品に関する場合を除いて、自己と他の者との間で当該商標を使用する権原を有さないときは、これらの者は当該商標の共有者として登録することができる。しかしながら、第 61 条(2)では、第 61 条(1)のいかなる規定も、ある商標を独立して使用するか又はそのように使用することを意図する2以上の者を当該商標の共有者とすることを許容するものではないと述べている。

商標法第 63 条(1)では、通常、ケニア外に居住するか、又はケニア外に事業所を有する出願人が、商標代理人となることができると述べている。この文言は、非居住者が、出願目的でケニアの商標代理人を選任することなく、商標登録を直接出願できることを意味する。しかしながら、非居住者が出願し、その後の手続を進めるためにケニア

の商標代理人を任命する場合、その代理人は、商標代理人として行為する資格を備えた者でなければならない。第 63 条(3)は、ケニア国民であり、かつケニア高等裁判所の弁護士であるか、又は 2001 年工業所有権法の規定に従って協会に対して代理人として業務を行うことを許可されている者のみが、商標代理人の役割を果たす資格を有すると述べている。

(5) 登録要件

商標又はサービスマークの登録を出願するためには次のものを提出する必要がある。

- (a) 出願人の名称と住所
- (b) 標章を登録する商品又はサービスの指定(商品及びサービスの指定に記載できる商品又はサービスに制限はない。主な要件として、そうした商品及びサービスがいずれも、出願する際に商品及びサービスの国際分類の第 10 版に従って指定した分類に該当しなければならず、商品又はサービスの指定においてその標章を登録する商品又はサービスを正確に記載しなければならない)
- (c) 標章の鮮明なモノクロ又はカラー印刷
- (d) 標章内に存在する外国語又はスワヒリ語の語句の英訳
- (e) 標章の登録出願を行う代理人は、商標出願を行い、その後の手続を進めることが 自身に委任された旨が記載された署名済みの委任状を提出する必要がある
- (f) 出願、出願公開、委任状の提出及び登録のための商標局への正式な手数料の納付 (商標局への手数料は標章の登録を求める分類の数に応じて決まる)

(6) 保護されない商標

以下の標章は、ケニア商標局によって登録することができない。

商標法第12条に列挙されている「識別性」の基準を満たしていない標章。

- 欺瞞又は混同を生じさせる虞がある標章又はそうした虞から詐称通用の手段又は標章の所有権に対する不誠実及び詐欺的な主張の原因となることにより裁判所において保護を受ける権利がない標章。
- 同一の商品又は商品若しくはサービスの指定について別の所有者の既存の登録 商標と同一又はこれに酷似する標章。
- 法律若しくは道徳に反する標章。
- 公序良俗に反する標章
- 国旗国章法の下で保護されているケニアの国旗、印章及び国章を複製する標章。 ただし、ケニアの副大統領府の書面による許可が与えられている場合は、この限 りでない
- 国際オリンピック委員会により又はこれに代わって許可されない限り、連結された五輪の象徴で構成される標章
- 外国又は国際機関の紋地、記章又は旗
- 外国から受けた栄誉又は賞又は称号(article title)又はその称号の略語
- 国際機関の称号又はその略語
- 外国の国家元首のいずれかを表現したもの又はこれらの模倣
- 「赤十字」又は「ジュネーブ十字」という語句及び赤色のジュネーブその他の十字の赤色の背景での表現又は赤色の背景に銀又は類似の一つ以上の色によるスイス連邦十字の表現。上述した以外のいずれかの色の十字の表現が商標に含まれる場合、商標審査官は、登録付与の条件として、その十字の図形を赤色の背景で又は赤色の背景に銀又は類似の一つ以上の色で使わない旨を確約するよう求めることができる。

商標法は、商標の類似性を判定するための基準を列挙していない。しかしながら、ケニア商標法の基礎となっているのは、(既に英国では廃止されている) 1938 年英国商標法であり、ケニア商標法上の規定はそれが忠実に模倣されていることから、ケニアの異議申立事案において代々のケニア商標審査官が下した多くの決定は、英国の判決を通じて確立された商標の類似性の判定基準から極めて大きな影響を受けている。こ

第1章 知的財産権の取得

れらの決定及びケニアの異議申立事件における多くの決定により確立された基準に従えば、商標審査官が異議のある標章の登録を拒絶する前に、異議のある標章を登録、使用する商品又はサービスと組み合わせた場合に、標章の全体的な視覚的及び音声的効果が公衆の混同を生ずる虞がある程度に異議申立人の標章に類似しているかどうかを検討しなければならない。

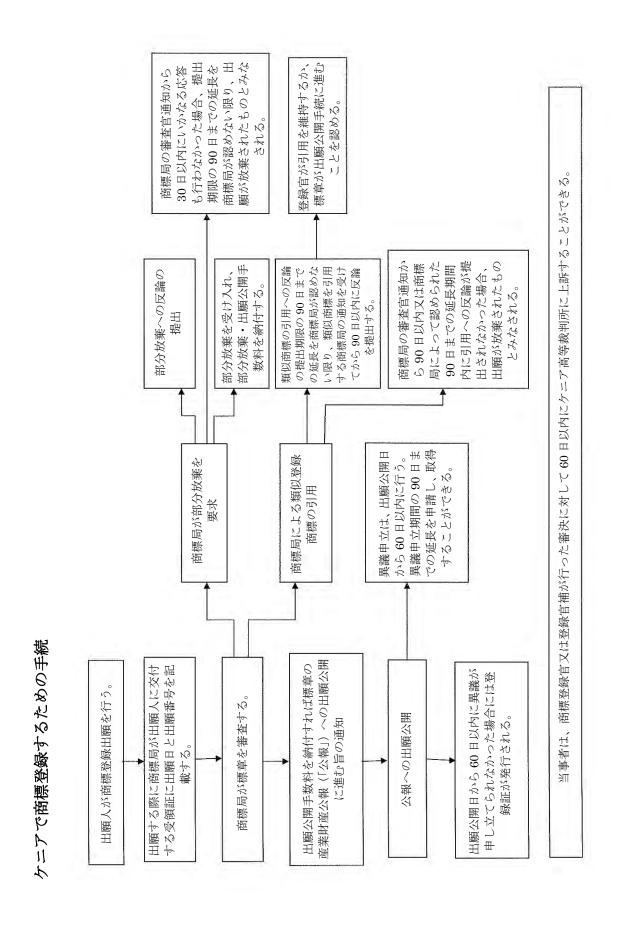
(7) 先行権利の調査方法および調査費用

類似する先行登録商標又は類似標章の調査は、ケニア商標局のデータベースを使い、 指定された商標代理人のみが行える。当該調査のために代理人が商標局に納付すべき 手数料の額は21米ドル相当である。

先行登録された特許、実用新案及び意匠の調査は、ケニア産業財産庁の特許局でしか 行えない。そのような調査を行うには、100 米ドル相当の額の手数料を添えて申請を 行わなければならない。

(8) 「商標権取得フローチャート」(出願から取得まで)

次ページ参照。



- 15 -

(9) 出願日

ケニア商標局が商標出願に付与する出願日は、同局が出願を物理的に受領した日である。商標局は、出願手数料の領収書、証拠登録簿及びその標章の細目に関する同局の データベースにその日付を記録する。

登録商標の10年の保護期間は、上記の出願日から始まり、商標局によって発行される登録証により確認できる。

優先権の主張がなされた場合、登録商標の保護期間は、優先権主張の根拠とされた外国出願の出願日から始まる。

(10) 出願書類および提出先

次の書類を提出しなければならない。

- 商標出願人の任命する代理人によって署名され、全て記入済みの様式 TM 2 号。
- 全て記入済みの出願様式 TM 32 号。書類には、送達用住所を記入する。これに は通常、商標代理人の住所を含める。
- 印紙を貼り、日付を記入した署名済み委任状 (TM 1号) であって代理人を任命 し、これに標章の登録出願を行い、扱うことを委任するもの。

これらの様式は 2003 年ケニア商標(改正)規則に併せて公式な商標局規則を掲載する"Trademarks Rules"サイト:

 $\underline{\text{http://www.kenyalaw.org/lex//sublegview.xql?subleg=CAP.\%20506}}$

から入手できる。

(11) 優先権主張

ケニアで標章を出願する際は、パリ条約に批准している国で同じ標章について行った 出願に基づき優先権を主張できる。ただし、商標登録を目的とし、優先権の主張を含むケニアにおける出願を、保護を目的とする外国での出願日から6か月以内に行うことを条件とする。

ケニアの出願には、外国商標登録機関により認証された外国出願書類の真正な写しを添付しなければならない。

(12) 方式審査

ケニア商標局は、商標又はサービスマークの出願を受領した際、公式な出願手数料が納付されているか、出願が正しい様式(TM 2 号)で行われているか、上記第 2 節(5) に列挙した全ての情報が含まれているか、出願人又はその代理人によって署名されているか、及び標章が登録資格要件を備えているかどうかを確認する。標章が登録適格であるためには商標法第 12 条で規定する識別性の基準を満たさなければならない。地理的名称、(ありふれた) 苗字及び賞賛・記述的語句、公の秩序や善良な風俗を害するおそれのあるは登録できない。また、国旗、国章、国章の紋地の表現が含まれている標章も、国旗国章法の規定に含まれる規定により登録できず、上記第 2 節(6)「保護されない標章」に記載された登録できない標章のリストに含まれる。

また、商標局は、同一又は類似する商品又はサービスについて出願された標章と同一 又は類似する標章が自局のデータベース及び記録にまだ存在しないことを確認するた めに、自局の登録又は出願中の標章のデータベースを参照する。

ケニア商標局は、平面又は立体の標章を審査する際に英国で適用されているものと同じ基準を適用する。内部の形状を保護することを目的とする立体標章は登録できない。 そのような形状を保護するためには、工業所有権法の下で意匠出願を行うしかない。

(13) 出願公開

商標局は通常、出願日から2~3か月以内に商標登録出願に対する審査報告を発行する。商標局は、引用(拒絶)や、部分放棄などの登録条件を通知しなかった場合、出

願が産業財産公報(「IP公報」)への出願公開へと進むことを許可する通知を出願日から約3~4か月後に発行し、出願は通常、許可通知と商標局の公式な出願公開手数料の納付から約3~4か月後に IP公報に公開される。

商標局により登録証が発行されるためには、異議申立が行われないまま、IP 公報への 出願公開日から 60 日の異議申立期間が終了する必要がある。

(14) 実体審査

商標出願では実体審査を行う必要がない。

これとは対照的に特許、意匠又は実用新案出願では実体審査が必要とされる。

上記第2節(12)に記載したとおり、商標局は出願を受領すると商標出願の方式審査を行う。

(15) 外国語(日本語等)の商標登録可否

商標に表示される外国語又は記号の英訳を標章の登録出願に含めていることを条件と して外国語の商標も登録可能である。

(16) 登録決定、設定登録の方法

上記第2節(13)で述べたように、商標は、異議申立が行われることなく60日間の異議申立期間が経過した後に登録される。その期間の終わりに、出願人又はそのケニアの商標代理人は、登録証を申請し、商標局の公式な登録手数料を納付しなければならない。

そこで、商標局は、約 $4\sim6$ か月後に登録証を発行する。登録証には、登録によって付与される保護が、商標登録の元の出願日から 10年又は優先権の主張がなされた場合には優先日から 10年であることが記載される。

(17) 官報に公告する時期、方法及びその内容

上記第2節(13)で述べたように、商標登録出願は IP 公報で公開する必要がある。出願公開では、出願されている標章の完全な詳細、出願の対象となっている商品又はサービスの指定、出願人の名称と住所、標章内に存在する外国語の訳、出願が行われた日及び出願人が審査手続中に合意した部分放棄条件を提示する。このような出願公開の方法及び時期は、上記第2節(13)とフローチャートに記載している。

(18) 異議申立の適格

商標法の第 14 条は、同じ性格の商品について同一又は類似する標章が裁判所で保護を受ける権利を備えないことを理由に当該出願に異議を申し立てることを未登録標章の所有者に認めている。このような異議申立では、異議を申し立てる根拠としている標章がケニアにおいて自らの標章としての評判又は営業権を獲得していることを証明するため、異議申立人が、異議のある出願の対象とするものと類似又は同一の自らの標章を、ケニアにおいて、類似の商品又はサービスに十分な使用していることを証明する必要がある。

商標法の第 15 条(1)は、自らの登録商標と同じ性格の商品又はサービスについて同一 又は類似する標章の出願に異議を申し立てることをケニアで登録された商標の所有者 に認めている。異議申立人が法のこの条を根拠とするためには、異議のある出願の対 象とするものと類似の商品又はサービスについて自らの標章がケニアで登録されてい ることを証明しなければならない。

また、商標法の第 15A 条は、ケニアで登録されていない国際的周知標章の所有者にも、同一又は類似する標章の出願に異議を申し立てることを認めている。しかしながら、商標法の第 15A 条を根拠とする異議申立人は、自らの標章がケニアにおいて類似の商品又はサービスに使われてきたこと及び自らの標章が異議のある標章の対象となるものと同一又は類似の商品及びサービスについてケニアでも国際的にも周知になる程度にその使用に十分な実体があることを証明しなければならない。

(19) 悪意の先行商標登録の傾向とその対策

(i) 無効審判

第三者が商標(「違反標章」)の先行登録を悪意で取得した場合、商標の真正な所有者は、違反標章が登録されるべきではなく、登録簿から削除すべきである旨を主張し、ケニア商標法の第35条に基づく登録抹消の訴えを提起することができる。登録抹消の訴えには次の事項を記載する必要がある。

- (a) 違反標章が真正な所有者の商標と同一又は混同を生ずる程度に類似しており、法の第 14 条及び又は第 15 条(1)及び又は第 15A 条の下でそもそも登録を受ける権利がなかったこと。
- (b) 標章を登録した者がそもそも標章を所有しておらず、その点を十分に認識しており、したがって原登録出願が悪意で行われたこと。また、違反標章を登録した者が違反標章又は類似する標章の真正な所有者の代理人又は代表者であるか又はそうであった場合にはパリ条約の第6条の7及び第10条の2も根拠となりうる。

(ii) 無効審判の要件と当該審判の概要

登録抹消の訴えは、商標審査官又は審査官補による審判を求めて商標局に提出しても、裁判官による審理を求めてケニア高等裁判所に提出しても良い。

訴えを商標局に行った場合、登録抹消の申立てには陳述書と、(後から提出しても良い)法定宣言又は宣誓供述書に登録抹消の訴えを裏付ける証拠を添付しなければならない。違反標章を登録した第三者には反論を提出し、自らの反論を裏付け、登録抹消の申立てに記載された主張に答える宣誓供述書又は法定宣言を提出する権利がある。登録抹消の訴えを商標局に行った場合、通常は法定宣言又は宣誓供述書に署名した者が宣誓して証拠を提出するために訴えのいずれかの審理に出廷する必要はない。そこで、商標登録官又は登録官補は、両当事者の任命するケニアの弁護士から提出された答弁書を検討し、違反標章をケニアの商標登録簿(登録簿)から抹消するかどうかを決定する。

そのような登録抹消の訴えを提起したい者は、そうする代わりに、ケニア高等裁判所に訴えを提出することができる。また、違反標章の使用が既に高等裁判所における商標権侵害訴訟の対象となっている場合には、登録抹消の訴えを高等裁判

所に提出しなければならない。登録抹消の訴えを高等裁判所に提起した場合、登録抹消の訴えを裏付け又はこれに反する一切の証拠は、訴えの審理において、当事者の代理人が宣誓して口頭で提出なければならず、証人は反対尋問の対象となる。全ての口頭証拠が採用されれば、両当事者の任命するケニアの弁護士は、答弁書を提出した後、その答弁書を要約、強調、及び明確にするためにその事件を審理する裁判官の前に出廷する必要がある。そこで、裁判官は、違反標章を登録簿から抹消するべきであるかどうかを確定する判決を下す。

商標登録官又は高等裁判所に提出された登録抹消事件では、一般に登録抹消の訴えの提起から24か月以内に判決が出ることはない。

(iii) 「周知標章」の保護制度

商標法の第15A条には周知な標章を保護するための規定が含まれているものの、同法には、「周知標章」の登録に関する規定が存在しない。さらに、ケニアで登録されていない国際的に周知な標章の所有者は、法の第15A条の下での未登録の国際的「周知」標章を根拠に異議申立又登録抹消の訴えを起こすことができるものの、次の事項を証明しなければならない。

- (a) 自らが、ケニアにおいて、異議のある出願又は違反登録の明細書に列挙されている商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスに自らの国際的周知標章を使っていること及びその標章を付した自らの商品又はサービスのケニアにおける販売が十分に長い期間にわたって十分な実体を備えているため、それが使われている商品又はサービスについてケニアでも国際的にも周知になったこと。
- (b) 周知な標章と自らによるその使用及び宣伝が、平成11年9月20日から29日まで開催された工業所有権保護のためのパリ同盟総会及び世界知的所有権機関(WIPO)加盟国総会の第34回シリーズ会合におけるWIPO一般総会で採択された周知商標の保護規則に関する共同勧告(共同勧告)に記載されている基準の大部分を満たしていること。

(20) 上訴適格および期限・理由・方法・費用

商標審査官に提起された登録抹消の訴えの当事者はいずれも、商標審査官が下した審 決から 60 日以内に又は商標審査官が認める延長された期間内にケニア高等裁判所に 当該審決を上訴することができる。次に、当事者は、控訴通知書(これに続いて控訴 の覚書 (memorandum of appeal) を提出しなければならない) により高等裁判所による判決の日から 30 日以内に当該判決の上訴を控訴院に提起することができる。控訴の覚書は、控訴通知書の提出日から 60 日以内に提出しなければならない。

このような控訴手続を進めるための弁護士費用は、弁護士が弁護に費やした時間と、 弁護士とその依頼人との間で随時合意する時間報酬に基づいて計算する。高等裁判所 におけるそのような上訴の公式な裁判手数料は、高等裁判所により随時公表される手 数料表に従い、事案の性質又は重要性、損害賠償の裁定額、及び裁判所が事件の審問 を完了した後に決定する訴訟物の価額を考慮して計算される。

(21) 保護期間

ケニア登録商標の保護期間は出願日から、又は有効な優先権出願が行われた場合には優先日から 10 年である。以後、最初の 10 年間の保護期間満了時から及びそれぞれの更新日から 10 年間商標登録を更新することができる。商標の登録の見直しを請求する申立てには、標章の使用を証明する宣誓供述書を添付する必要はない。

(22) 権利の範囲

商標登録出願の IP 公報への公開は、登録出願人にいかなる権利をも付与しない。この 出願公開は、IP 公報への出願公開の日から 60 日間の異議申立期間内の出願に異議を 申し立てる権利を第三者に認めるものに過ぎない。異議申立が行われることなく 60 日間の異議申立期間が満了した場合にのみ標章が登録される。

商標法は、標章が登録されれば、標章が登録された商品に関連して、又は標章が登録されたサービスの提供に関連して標章を使う権利を商標の登録所有者が専有すると定めている。この登録により、登録された標章と同一であるか、類似する標章を同一又は類似する商品又はサービスに使い、取引の過程で欺瞞又は混同を生じさせる虞がある者に対する商標侵害訴訟をケニア高等裁判所に提起する権利が商標登録所有者に付与される。しかしながら、この権利は、下記の第2節(24)に記載する条件に従う。

(23) 抗弁のための先使用権要件

商標法の第10条では、第三者による標章の誠実な同時使用が存在することを商標登録官が確信する場合において、同法のいかなる規定も、登録商標の所有者又はライセンシーに対し、当該第三者による、当該登録商標と同一の又はそれに類似する商標の、その者又はその前権利者が

- (a) 前記の所有者若しくはその前権利者による、前記の商品又はサービスについての 登録商標の使用を開始する前又は
- (b) 前記の商品についての所有者若しくはその前権利者の名義での登録商標の登録 前

のうちいずれか早い方より前の日から継続的にその商標を使用した商品又はサービスについての使用を妨げ又は制限する権利を、また、(当該使用が証明された時に)前記の商品又はサービスに関して、当該同一の又は類似する商標について登録簿にその者を記載することに反対する権利を与えるものではない。

(24) 周知商標

商標法には「周知」商標の登録に関する規定が存在しない。しかしながら、同法の第 15A 条には、標章がケニアで使われていることをその所有者が証明できることを条件 として、パリ条約又は WTO 協定 (TRIPS 協定) の下で保護を受ける権利を有する商標についてこれを周知商標としてその保護を受ける権利を認識するための規定が含まれている。法の第 15A 条(1)は、そのような標章が、次のいずれかに該当する者の標章であることがケニアにおいて周知であるようなものでなければならないと述べている。

- (a) パリ条約国の国民である者、 又は
- (b) パリ条約国に居住しているか、又はケニアにおいて事業を営んでいるか若しくは 営業権を有しているか否かにかかわらず、条約国に現実かつ真正の工業上若しく は商業上の営業所を有する者。

法の第 15A 条(2)は、続けて、パリ条約又は TRIPS 協定に基づき周知商標として保護を受ける権利を有する商標所有者が、差止命令により、同一又は類似の商品又はサービスに関する、自己の商標と同一の商標又はその本質的部分が自己の商標と同一の若しくはそれに類似する商標のケニアにおける使用を制限する権利を有するものの、その使用が、当該商品又はサービスの使用者の間に混同を生じさせる虞がある場合に限ると規定する。

法の第 15A 条(3)の規定は、法の第 15A 条(2)のいかなる規定も、本条の施行 (2002 年 8 月 23 日)前に開始された善意での商標の使用の継続に影響を及ぼすものではないと規定する。

法の第15A条(4)は、ある商標又はその本質的部分が周知商標の識別性を害し、妨げ又は不当に利用する虞がある場合は、当該商標を登録してはならないと述べている。

しかしながら、標章が「周知商標」としての資格を認められる前に、また、この条の 規定を根拠として類似する標章の登録を妨げる前に、いわゆる「周知標章」がケニア で販売されている商品に使われ又はサービスに関連して使われていなければならず、 その標章の下にケニアで販売され又は供給されている商品又はサービスが、ケニアの 公衆の間で標章としての評判を確立できる程度に十分に長い期間にわたって十分に大 量に販売されていなければならない点に注意したい。

他の重要な問題として、異議申立又は登録抹消手続において法の第 15A 条(3)及び第 15A 条(4)を根拠とする前に「周知標章」に関する限り上記の第 2 節(20)(iii)(b)で言及した共同勧告に記載されている基準の大部分を充足していることを異議申立及び登録抹消の訴えを起こす者が商標審査官又は裁判所に対し立証しなければならない点に注意すべきである。

(25) マドリッド協定及び議定書

ケニアはマドリッド協定(協定)とマドリッド議定書(議定書)を批准しており、協定及び議定書及び共通規則の規定は、ケニアを指定国とする出願がWIPOの国際事務局(事務局)に提出された全ての標章に適用される。ケニアが協定及び議定書を批准した結果、協定及び議定書の下で、ケニアを指定国として事務局に出願された標章のあらゆる登録(国際登録)は、ケニア商標局が協定及び議定書のもとでの登録を認識することを拒絶するための拒絶通知を事務局に提出することなくそのための12か月及び18か月の期間が満了すれば、ケニアにおいてケニアの国内登録と同じ効力を備える。(2003年ケニア商標国際登録規則の規則16(1)を参照)。ケニアを指定国とし、ケニア商標局により登録を拒絶されることなく上記12か月又は18か月の期間を経過した国際登録を保有する者は、第三者が自らの標章を複製し、国際登録の下で商品又はサービスの指定書に記載されているものと同じ商品及びサービスについて複製された標章を登録又は使おうと試みた場合において、自らの国際登録に基づき、ケニアにおいて次の訴えを起こす権利を有する。

- (a) 違反する商標登録出願に対する異議申立、又は
- (b) 違反する標章が登録された場合には、当該標章の継続的登録に対する登録抹消の 訴え、及び

(c) 国際登録が付与されたものと類似する商品又はサービスに違反する標章を使用する第三者に対して、高等裁判所における商標権侵害訴訟。

(26) バンジュール議定書に基づく出願の概要

ケニアは、ARIPO (バンジュール) 議定書の加盟国であるものの、この議定書を批准していない。同国が加盟しているのは、特許及び意匠に関するARIPO (ハラレ) 議定書のみである。したがって、ケニアでは、ケニアを指定国とするARIPO特許及び意匠の登録は有効である一方、ARIPO (バンジュール) 議定書に従って登録されたARIPO 商標登録は認めらない。また、ケニアの商標代理人がARIPO (バンジュール) 議定書に基づきARIPOに商標登録出願を行うこともできない。

(27) 商号と商標との抵触

商標は、商標法のもとでのみ登録され、保護されている。このような登録は、商号又は会社名の所有者がその取引に関連して当該商号又は会社名を使うのを防ぐために当該所有者に対する商標権侵害訴訟を提起する権利を商標の登録所有者に与えるものではない。ただし、商標の登録所有者が自らのサービスマークを登録しているものと同じサービスを供給するために商号又は会社名の所有者がその名称をサービスマークとして使う場合にはこの限りではない。

ケニアには、商号を第三者による不正使用から保護するための商号の防護的登録を主目的とする法律が存在しない。

事業名登録法の下、予約した商号の下に事業を登録できるものの、登録出願の際に、主な事業所のケニアにおける物理的かつ郵便用の住所、1人以上の所有者の完全な名称及びその事業により実施される事業活動の開始予定時期を提出しなければならない。そのような事業は、ケニアの納税者番号を取得し、様々な政府省庁及び当局にゼロ申告その他の法定報告書を定期的に提出しなければならず、また地方当局から営業許可を取得しなければならない。

したがって、このような登録により、他者が事業又は企業を類似した商号により登録することをある程度防ぐことができるものの、登録した場合、登録された事業の1人以上の所有者がわずらわしい納税申告義務、法定登録及び政府及び国の様々な当局への定期報告義務を継続的に負わなければならず、また営業許可も取得、更新する必要が生ずる。

第1章 知的財産権の取得

同様にケニアの会社は、会社法の下で商号を予約して法人を設立することができるものの、その会社は、登録事業について上記で記載したものと同じ義務を負わなければならない。

第3節 特許権の取得

(1) 根拠法

ケニアにおいて特許により保護を受ける資格を有する発明は、工業所有権法(IPA)によって規律されている。IPA は 2002 年 5 月 1 日に発効した。同法は、特許に関する準拠法であることに加え、実用新案(小特許)、意匠及び技術革新(technovation)の登録について規定する。

(2) 特許の定義

IPAでは、「特許」という用語それ自体については定義していない。しかしながら、IPAの第 III 部では、「特許」のカテゴリに入る創作物について説明し又はこれに言及するために特許に関連して「発明」という用語が使われている。「発明」という用語は次のものを意味するものと定義されている。

「新規で有用な技術(物理的効果を生じるか否かを問わない)、方法、機械、製品若しくは合成物で自明でないもの、 又はこれらについての新規で有用な改良で自明でないものであって、商業又は産業において使用又は利用することが可能なものをいい、発明と主張されるものを含む」

特に、特許に関する IPA の第 III 部では、特許との関連における「発明」について次のものを意味するものと定義している。

「技術の分野における特定の問題の解決方法」

(3) 出願し又は保護を受けるための適格

IPA の第 30 条(1)では、特許所有者として登録を受けるために出願する権利が発明者 (IPA の定義規定において発明を現実に考案する者であると定義されている)に属すると述べている。IPA の第 30 条(2)では、2以上の者が発明を共同で創造し又は作った場合について、そのような発明の所有権がこれらの者に共同で属し、その結果、共同発明者の名前により出願を共同で行う必要があると規定する。発明者又は共同発明者は、発明の所有権を第三者に譲渡することができ、その場合、特許の所有者として登録する権利がそのような譲受人に与えられる。IPA の第 32 条では別なシナリオについても規定し、それは、従業者が、自らの雇用の過程で、使用者の資源を使い、発明

をなした場合又は委託契約に基づいて発明をなした場合である。そのような場合、特許の主題の所有権は、使用者又は委託した当事者に与えられ又は自動的に移転し、これらの者は特許の所有者として登録されるために出願する権利を有する。

IPA では、新規であり、進歩性を有し、産業上の利用性があることを発明が特許可能であるとみなされるための条件としている。発明は、方法又は製品に関連するものであってもよいものの、技術の分野における特定の問題の解決方法を提供するものでなければならない。

発明は、出願日又は(優先権が主張されている場合には)主張されている優先日の12か月以上前に紙面による開示(図面及びその他の図解を含む)の方法で、又は口頭による開示、展示若しくはその他の紙面によらない方法で、世界のいずれかの場所において公衆の利用に供されていなければ「新規」であるとみなされる。事前開示が上記の12か月の期間内に発生した場合には、それが、出願人によってなされた行為であるか、又は出願人(若しくはその前権利者)に関して第三者により行われた濫用を理由とするものであればよい。

発明に関係する先行技術に鑑みて、出願日において、又は優先権が主張されている場合は主張されている優先日において、当該発明に関わる当業者にとって当該発明が自明なものでなかった場合は、当該発明は進歩性を有するものとみなされる。さらに、発明は、その内容に鑑みて、いずれかの種類の産業において作る又は使用することができる場合は、産業上の利用性の要件を満たしているとみなされる。

特許出願人が国内の出願人である場合には、出願人又は適正に任命された国内の代理人により直接出願し、その後の手続を進めることができる。しかしながら、出願人が非居住者である場合には、出願とその後の手続を代理人により行わなければならない。国内代理人は KIPI により特許代理人として登録された者でなければならず、特許代理人としての現行の又は更新された営業登録証を所持する者とすべきである。

(4) 職務発明

IPA の第 30 条(1)では、特許所有者として登録を受けるために出願する権利が発明者 (IPA の定義規定において発明を現実に考案する者であると定義されている) に属すると述べている。IPA の第 30 条(2)では、2以上の者が発明を共同で創造し又は作った場合について、そのような発明の所有権がこれらの者に共同で属し、その結果、出願を共同発明者の名前により共同で行う必要があると規定する。発明者又は共同発明

者は、発明の所有権を第三者に譲渡することができ、その場合、特許の所有者として登録する権利がそのような譲受人に与えられる。IPA の第 32 条では別のケースについても規定しているが、それは、従業者が、自らの雇用の過程で、使用者の資源を使い、発明をなした場合又は委託契約に基づいて発明をなした場合である。そのような場合、特許権は、使用者又は委託した当事者に与えられ又は自動的に移転し、これらの者は特許の所有者として登録されるために出願する権利を有する。

IPA の第 32 条の下、いかなる発明活動をも行うよう従業者に求めていない雇用契約に 従って従業者によって行われ又は作られた発明の所有権は、契約に別段の規定が存在 しない限り雇用者に属するとみなされる。しかしながら、当該発明が特別に重要なも のである場合は、従業者は、その給与及び当該発明から使用者が得た利益を考慮して 公正な報酬を受ける権利を有する。しかしながら、雇用契約とは無関係に、かつ、使 用者の資源、材料、データ、手段又は設備を使用しないで従業者により行われた発明 は、従業者に属する。

(5) 特許権に関する要件

IPA の第22条では、発明の特許性に関する要件について次の用語で規定する。

「発明が新規であり、進歩性を有し、産業上の利用性があり、又は新規の用途である場合は、特許を受けることができる」。

発明は、出願日又は(優先権が主張されている場合には)主張されている優先日の12か月以上前に紙面による開示(図面及びその他の図解を含む)の方法で、又は口頭による開示、展示若しくはその他の紙面によらない方法で、世界のいずれかの場所において公衆の利用に供されていなければ「新規」であるとみなされる。事前開示が上記の12か月の期間内に発生した場合には、それが、出願人によってなされた行為であるか、又は出願人(若しくはその前権利者)に関して第三者により行われた濫用を理由とするものであればよい。

出願に関係する先行技術に鑑みて、出願日において、又は優先権が主張されている場合は主張されている優先日において、当該発明に関わる当業者にとって当該発明が自明なものでなかった場合は、当該発明は進歩性を有するものとみなされる。さらに、発明は、その内容に鑑みて、いずれかの種類の産業において作る又は使用することができる場合は、産業上の利用性の要件を満たしているとみなされる。

(6) 特許を受けることができない発明

工業所有権法の下では、以下の発明が、保護対象から除外され、特許を受けることができない・

- (a) 発見、科学的理論及び数学的方法。
- (b) 事業を行い、純粋に精神的な行為を行い又はゲームをするためのルールや方法。
- (c) 外科又は治療による人間又は動物の体の処置方法、及び前記に関連して行われる 診断方法。ただし、当該方法において使用される製品を除く。
- (d) 単なる情報の提示。
- (e) 公衆衛生関連における既知の製品の治療目的のための使用
- (f) 公序良俗、公衆の衛生及び安全、人道並びに環境保全に反する発明

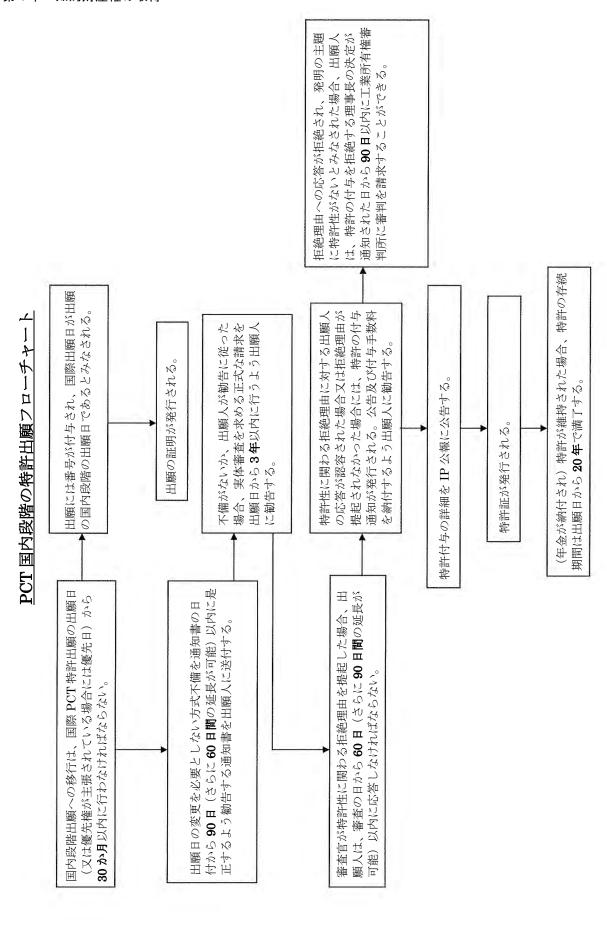
(7) 先行権利の調査方法および調査費用

IPA 及び工業所有権規則は(IP 規則)は、利害関係人が、所定の様式 IP 43 により正式な申請を行い、登録状況を確認すること及び又は付与された特許又は係属中の特許出願の対象となり得る製品及び方法に関する具体的な情報を提供することを KIPI に請求することができると規定する。調査の主題が係属中の特許出願に関連する場合、KIPI は、出願が産業財産公報(IP 公報)で公表されるまで、当該出願に関する情報の機密を保持する必要がある。しかしながら、未公開の特許出願に関連する以下の情報は開示することができる。

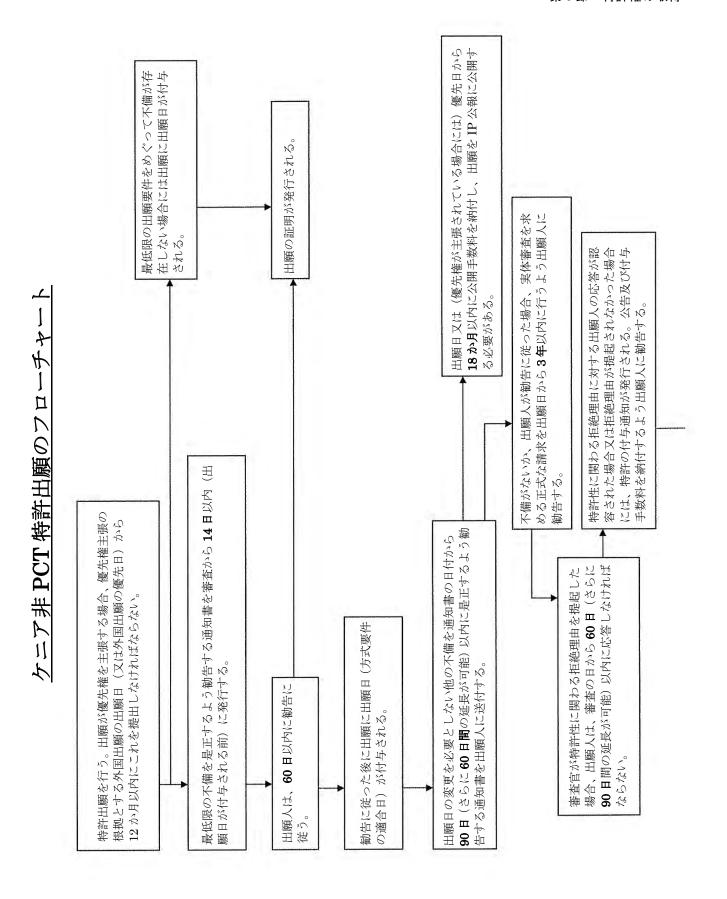
- (a) 出願番号
- (b) 出願人の名称
- (c) 出願日
- (d) 優先権が主張されている場合には、優先日と先願がなされた国の国名及び先願の 出願番号

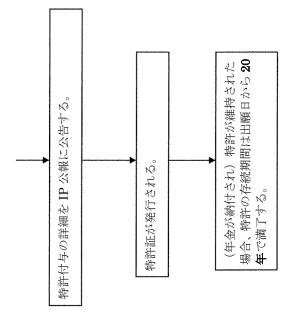
出願人が非居住者である場合には100米ドルの公式調査手数料を納付する。

(8) 「特許権取得フローチャート」(出願から取得まで) 次ページ参照。



NB: 工業所有権法には、審査官の特許付与決定後かつ登録付与の詳細が IP 公報に公告される前に特許の付与に異議を申し立てるための規定は存在しない。





NB: 工業所有権法には、審査官の特許付与決定後かつ登録付与の詳細が IP 公報に公告される前に特許の付与に異議を申し立てるための規定は存在しない。

(9) 出願日

出願人の名称、一見して説明と考えられる部分、及び一見してクレームと考えられる部分に関連する所定の最低限の細目が出願に開示され及び又は含まれていることを条件として、KIPIが出願を受領した日が出願日として出願に付与される。出願に上記所定の最低限の要件のいずれかが含まれていない場合、不足している要件(複数可)を提出するよう出願人に勧告する。KIPIが必要な是正を受領した日が出願日として出願に付与される。KIPIが所定の90日の期限内に必要な是正を受領せず、この期限の延長が出願人に認められていない場合、KIPIは出願が提出されなかったものとして扱う。

(10) 出願書類

KIPI が特許付与を求める出願を処理するためには、願書に次の情報を添付しなければならない。

- (a) 出願人の完全な名称と住所
- (b) 明細書、クレーム、図面(該当する場合)及び要約
- (c) 出願が優先権を主張する場合には、優先権主張の根拠とする対応する外国出願書類の認証された真正な写し
- (d) 出願人が代理人を立てることを希望する場合には、出願し、その後の手続を進めるために任命した国内特許代理人のために出願人又は出願人の権限ある代理人が署名した委任状。出願人が非居住者である場合には、出願人が国内特許代理人を立てることが必須である。委任状には所定の様式 IP 39 を使わなければならない。任命された国内特許代理人は、出願人の要求に応じ、この様式を提供でき、またそうするべきである。

公式な出願手数料は 150 米ドルであり、(出願人が国内特許代理人を立てた場合の) 委任状提出手数料は 50 米ドルである。

(11) 優先権主張

IPA の第 37 条(1)では優先権を主張する出願人の権利を規定する。出願には、工業所有権の保護に関するパリ条約のいずれかの条約国で出願人が出願した 1 以上の先行する対応特許出願の優先権主張を含めてもよい。有効な優先権主張を行うためには、

優先権の主張の根拠とする先願の出願日から12か月以内に出願しなければならない。 出願人はKIPIから勧告された日から90日以内又はKIPIが出願人に認めることの できる60日を超えない延長期間内に優先権主張の根拠となる先願書類の認証された 真正な写しを提出する必要がある。

(12) 方式審査

特許付与を求める出願が行われれば、KIPI は、出願の方式審査を行わなければならない。次の点に適合しているかどうかを確認するために出願を審査する。

- (a) 出願日を付与するため、出願人の名称、明細書及び、1以上のクレームが出願に 含まれていること
- (b) 出願人、発明者及び代理人(立てている場合のみ)の名称及びこれに関係する 所定の日付並びに発明の名称を記載していること
- (c) 明細書、クレーム及び該当する場合の図面が IP 規則に定める物理的要件に合致 していること
- (d) 要約が含まれていること
- (e) 同一の発明に関連する外国特許出願及び特許付与に関する情報を提供するよう 求める KIPI の要求がある場合、それに出願人が従っていること
- (f) 所定の公式な手数料が納付されていること

出願が上記の方式要件に合致していないと判断した場合、KIPI は、引用した不備を勧告した日から 90 日以内又は公式な延長手数料を納付した際に出願人に認められる 60 日を超えない延長期間内に是正するよう出願人に勧告する通知書を送付する。

(13) 出願公開

IPA の第 42 条(1)は、出願日又は優先権が主張されている場合には優先日から 18 か月の期間満了後、出願人が所定の手数料を納付した後可及的速やかに特許付与を求める出願をケニア官報又は IP 公報に公開するよう KIPI に求めている。出願において複数の優先日が主張されている場合、18 か月の期間を主張されている最も早い優先日から計算する。特許出願に関する以下の情報又は詳細を公開する。

- (a) 出願番号
- (b) 出願人の名称と住所
- (c) 発明者が自らを記名することを求めない旨記載した法定宣言書を KIPI に提出しない限り、発明者の氏名
- (d) 代理人(立てている場合のみ)の名前及び住所
- (e) 出願日
- (f) 優先権が主張されている場合には、先願の優先日と先願がなされた国の国名
- (g) 国際特許分類の記号
- (h) 発明の名称
- (i) 要約
- (j) 該当する場合には、出願人が選択した出願の図面

(14) 実体審査

全ての特許出願について、特許を付与する前にその実体を審査する必要がある。出願人は、出願日から3年以内に所定の様式IP8を使って実体審査請求を行い、公式な審査手数料を納付する必要がある。

KIPIの審査官は、特許付与を求める出願が方式要件に合致していることを確信すると、出願の実体審査を正式に請求するよう出願人に勧告する。出願人が出願日から3年以内にそうしなかった場合には、出願が取り下げられ又は放棄されたものとみなされる。審査官は、実体審査を行う際に、出願が新規性、進歩性、産業上の利用性及び発明の単一性に関する要件を満たしているかどうかを確認する必要がある。実体審査を行った結果、出願が上記の全ての特許要件を満たしていることが判明した場合、審査官は、出願に特許付与を認める決定を出願人に通知する。

(15) 設定登録の方法

方式及び又は実体要件の不備を理由に特許付与を求める出願を却下又は拒絶しなかった場合、KIPI は、特許を付与する決定を出願人に伝える。KIPI は、所定の様式

IP 10 を使った特許証を発行し、これに明細書、クレーム及び図面の写しを添付する。 特許が発行されると、次の所定の情報を特許登録簿に記録し又は含める必要がある。

- (a) 同じ特許出願に関連して別の登録簿に既に記入されている以下の情報
 - (i) 出願番号及び出願
 - (ii) 出願人の名称と住所
 - (iii) 発明の名称
 - (iv) 発明者の氏名及び住所(発明者が自らを記名することを希望しない旨を明記した場合を除く)
 - (v) 優先権が主張されている場合には、先願の優先日と先願がなされた国の 国名
 - (vi) 実体審査請求が行われた日付
 - (vii) 出願の公開日
 - (viii) 出願人の送達用住所
 - (ix) 出願の所有権の変更に効力を与えるあらゆる文書の通知
 - (x) 出願が取り下げられ又は拒絶された場合にはその旨の通知
 - (xi) IPA 又は IP 規則の下で必要とされる情報
- (b) 特許番号
- (c) 特許所有者の名称と住所
- (d) 特許の付与日
- (e) 所有者の送達用住所
- (f) 特許の所有権の変更に効力を与えるあらゆる文書の通知
- (g) ライセンスの所有権の変更に効力を与えるあらゆる文書の通知

(h) 特許所有者が死亡した場合にはその旨の通知

IPA 又は IP 規則の下で必要とされる情報

(16) 官報への公告

特許付与に関係する次の事項をケニア官報又は IP 公報に公告する必要がある。

- (a) 特許番号
- (b) 特許所有者の名称と住所
- (c) 発明者の氏名及び住所発明者が自らを記名することを希望しない旨を明記した 場合を除く)
- (d) 代理人(立てている場合のみ)の名前及び住所
- (e) 出願日
- (f) 優先権が主張されていた場合には、先願の優先日と先願がなされた国の国名
- (g) 特許の付与日
- (h) 国際特許分類の記号
- (i) 発明の名称
- (j) 要約
- (k) 図面がある場合には最もわかりやすい図面

IP 公報は月刊である。関心のある公衆は、KIPI に直接納付し、KIPI に購読料を直接支払って、IP 公報を購読するか、又は KIPI のウェブサイト(www.kipi.org)にてオンラインで自由に閲覧することができる。

(17) 異議申立

IPA には、出願人に特許が付与される前に第三者が特許付与に異議を申し立てるための規定が存在しない。特許が付与され、特許付与の所定の細目が IP 公報に公告され

ると、任意の利害関係人は、特許付与の公告日から9か月以内に次の理由で特許の登録を取消し又は抹消するための手続を工業所有権裁判所(知財裁判所)に提起することができる。

- (a) IPA の規定のもとで特許所有者が特許付与を出願する権利を有さないこと
- (b) 特許権者が、特許の取消しを請求した者の権利を侵害したこと
- (c) 発明が、商業又は工業において利用することができる技術、方法、用途、機械、 製品又は合成物に関係していないこと
- (d) 発明が、出願の発効日において当該技術について常識であったものに鑑みて進歩 性がないという点で、自明のものであること
- (e) 発明が、クレームにおいて請求されている限りにおいて有用でないこと
- (f) 特許が、発明及び発明を実施する方法を十分に説明していないこと
- (g) 特許が、特許権者が知っていた最善の発明実施方法を開示していないこと
- (h) 出願がされた時点で、これに重要な不実表示が含まれていたこと
- (i) 発明が新規のものでないこと

(18) 審判請求

KIPI は、特許付与を求める出願を処理する様々な段階において、IPA の様々な規定に基づき、所定の期間内に審査官通知に応答し又は当該通知において指定された方式又は実体不備を是正するための措置を講ずるよう出願人に勧告し、出願人がそうしなかった場合には出願を拒絶する。出願人は、次に該当する場合、出願を拒絶する KIPIの決定の審判を工業所有権裁判所(知財裁判所)に請求することができる。

- (a) KIPI が、出願日を付与するための要件に関連する方式不備を是正するよう勧告する通知書を出願人に送付し、出願がなされなかったものとして扱う場合。
- (b) KIPI が、出願日に関係しない他の方式要件の不適合に関連する不備を是正するよう勧告する通知書を出願人に送付し、不適合のために出願が取り下げられたものとみなす場合。

- (c) 出願人が実体審査請求を出願日から3年以内に行わなかったため、KIPI が出願を拒絶する場合。
- (d) 新規性、進歩性、産業上の利用性という実体要件の不適合又は発明の単一性の欠如を理由として KIPI が出願を拒絶する場合。
- (e) KIPIは、次の場合に出願を拒絶する。
 - (i) 出願人が国際型調査を行うために所定の手数料を納付しない場合
 - (ii) 出願人が国際型調査で引用したいずれかの文書の写しを提出しない場合
 - (iii) 調査報告書から出願が発明ではないと判断される場合

上記の拒絶事例は出願人が KIPI の決定の審判を請求する理由又は事由を構成する。審判請求は、出願を拒絶する決定の日から 90 日以内に工業所有権審判所に所定の様式 IPT 5 で行わなければならない。審判を請求するためには 400 米ドルの公式手数料を納付する。工業所有権審判所が審判請求を審理し、判断を下すために要する期間は決まっていない。その期間は、工業所有権審判所に係属する事件の件数に全面的に左右される。

(19) 上訴適格および期限・理由・方法・費用

上記(18)で言及するケースにおいて出願人が工業所有権審判所に請求する審判の相手方は KIPI である。このような場合には、審判請求人又は KIPI は、工業所有権審判所の決定により不利益を被った場合に上訴する権利を有する。上訴は、審決の日から 30 日以内にケニア高等裁判所に提起する必要がある。上訴する理由及び/又は事由を決定又は策定するためには、工業所有権審判所の審決を支持する認定の根拠を分析し、こうした認定が法律又は事実問題として正しいかどうかを判断する必要がある。認定が正しくない場合、工業所有権審判所の決定を支持する当該認定又は理由は上訴人が上訴する理由及び又は事由の基礎を形成する。高等裁判所への上訴通知書は、上訴の根拠を記載した上訴の覚書を申立書に添付する形で行う必要がある。納付する公式な出願手数料の額は、提出する必要のある書類の量に左右されるものの、これは50米ドルから100米ドルの範囲となる。高等裁判所が上訴を審理し、判断を下すために一般的に要する期間は決まっていない。その期間は、裁判所に係属する事件の量に全面的に左右される。

(20) 取消審判

特許の所有権を争う利害関係人は、問題の登録を取消し又は抹消するために工業所有権審判所に手続を提起する権利を有する。取消し又は抹消を求める審判は、詳細がIP公報に公告された日から9か月以内に工業所有権審判所に請求する必要がある。IPAは、特許を取り消す事由について規定する。

- (a) 特許権者が登録を出願する権利を有さないこと
- (b) 特許権者が、取消しを請求した者の権利を侵害していること
- (c) 争いのある特許の出願書類に重要な不実表示が含まれていたこと
- (d) 特許が「新規」のものでないこと及び又は IPA に定める登録要件を満たしていないこと。

(21) 権利の範囲

IPA の第 54 条(1)は、付与された特許権者が、保護された発明を実施し、第三者が次の行為のいずれかを行うのことを防止する権利を専有すると規定する。

- (a) 特許が製品に関して付与されている場合に
 - (i) 当該製品を製造し、輸入し、販売の申出をし、販売し及び使用すること、 又は
 - (ii) 当該製品の販売申出をし、製品を販売し若しくは使用する目的で、当該製品を貯蔵すること
- (b) 特許が方法に関して付与されている場合は、
 - (i) 当該方法を使用すること、又は
 - (ii) 当該方法を用いて直接的に得られた製品を製造し、輸入し、販売の申出を し、販売し及び使用すること、又は当該製品の販売申出をし、製品を販売 し若しくは使用する目的で、当該製品を貯蔵すること

上記の専有する権利は、IPAの様々な規定に基づき制限されており、以下のものに及ばない。-

- (a) 特許の失効後、当該製品を商品化する目的で製品の許可又は登録を KIPI から得るために必要な、第三者による行為。
- (b) 第三者による特許付与の基礎となった出願の出願日又は優先権が主張されている場合は優先日前の、自己の事業を目的とする、善意による、当該発明の実施又は当該実施のための実際上のかつ真摯な準備
- (c) 科学的研究のためになされる行為又はケニア又はその他の国の市場に出された か又はケニアに輸入された物品に係る行為
- (d) ケニアの領空、領土又は領海に一時的に又は偶発的に入った他国の航空機、陸上 車両又は船舶上での物品の使用
- (e) 生存物又は複製可能生命体の変異体又は変種であって、特許が取得された原型から明瞭に異なるもの。ただし、このことは、当該変異体又は変種が別個の特許に値する場合に限る
- (f) 最後に、特許に基づく権利は、公益の理由によるか若しくは特許の相互依存性に 基づく強制ライセンスに関する IPA の規定及び特許発明の政府又は政府の許可 を受けた第三者による実施により制限される

IPA の第 51 条は、出願の公開日以降(ただし特許の付与前)における侵害からの仮保護を規定する。これは、ケニアを指定国として特許協力条約に基づきなされた国際特許出願に限定され、また国際 PCT 特許出願が英語で公開されている必要がある。IPA には、特許が付与される前の公開された非 PCT 特許出願に類似の仮保護を与える規定は存在しない。

(22) 抗弁のための先使用権要件

付与された特許が、特許付与を求める出願の出願日前に使われ又は公衆に開示されていた場合、当事者は、登録出願が行われた時点で先使用により特許発明の対象が「新規」ではなかったことを理由に付与された問題の特許がそもそも登録されるべきではなかったとし、その事実を付与された特許の登録を取消し又は抹消する根拠とすることができる。先使用の確かな証拠が提出され、認容された場合、工業所有権審判所は、特許を取消し又は抹消する命令を発する。

(23) 特許権の強制ライセンス

特許発明を実施するための強制ライセンスには2種類ある。任意の者の請求に応じ、一定の要件を満たすことにより、工業所有権審判所が付与する強制ライセンスと、政府又は政府に代わって政府の許可を受けた当事者によって特許発明が実施される場合である。工業所有権審判所は、請求する者が以下の条件を満たすことができることを条件として強制ライセンスを認める場合がある。

(a) 出願日から4年又は特許の付与から3年のいずれか遅く満了するものの後であること

(b)

- (i) ケニアにおいて特許発明に係る市場が合理的な条件により供給を受けて いないこと
- (ii) 特許発明が、先の特許においてクレームされている発明との比較で、多大 な経済的意義を有する重要な技術的進歩となることを条件として、先の特 許に由来する権利を侵害することなしには特許発明を実施することがで きないこと。このような場合に、最初の特許の所有者は、第2の特許の発 明を使用するためのクロスライセンスを取得する権利を有する
- (iii) 国家の非常事態又はその他の極度の緊急事態の場合を除くほか、請求する 者が、特許所有者に対しライセンスを求めたが、合理的な条件で、かつ、 合理的な期間内に当該ライセンスを得ることができなかったこと
- (iv) 請求する者が、強制ライセンスを請求する原因となった不備を是正するのに十分な程度に関係発明を実施することを工業所有権審判所に保証すること

強制ライセンスを認めることを決めた場合、工業所有権審判所は、当事者が合意した条件に加えて条件を定める必要がある。工業所有権審判所は、強制ライセンスが次に該当するようにする。

- (a) その範囲及び存続期間が、当該ライセンスが許可された目的に限られていること
- (b) 主として国内市場に対する供給のために限られていること

- (c) 特許権者の同意を得ないで新たなライセンスを付与する権利をライセンシーに 与えていないこと
- (d) 非排他的であること
- (e) 当該ライセンスの経済的価値に考慮を払った上で特許権者への公正な報酬について規定していること

特許発明は、以下の条件が満たされることを条件として、自らへの申請に応じ、また 特許発明の所有者と協議した後、特許所有者に補償金を支払うことを条件として大臣 が発する命令を通じて政府により又は政府に許可された第三者により実施される場 合がある。

- (a) 公益、特に国の安全、健康、環境保全若しくは国民経済の他の重大な部門の発展 により要求される場合
- (b) 特許権者による特許発明利用の態様が競争的でないと KIPI が判断した場合
- (c) 特許発明を実施しなければならない旨の命令を求める申請人は、国家の非常事態 又はその他の極度の緊急事態の場合を除くほか、申請人が特許所有者に契約ライ センスを求めてそれに成功しなかった場合にのみ、その後に申請を行うことがで きる

さらに、大臣は書面による命令により、第三者による次の方法での特許発明の実施を 許可する権限を有する。

- (a) 特許権者に通知することのない輸入、製造若しくは供給、又は物質の利用
- (b) 物質の製造、販売若しくは供給のための方法の利用

上記の二つの事例において、大臣の書面による許可命令は、特許発明を実施することを許可された第三者に対し、大臣の取消命令について6月前の通知を出した上で、書面により大臣が取り消すまでは効力を維持する。

(24) PCT 出願

ケニアは、特許協力条約(PCT)の加盟国である。したがって、PCT の規定に従った国際特許出願を行う出願人は、自らが特許保護を受けることを希望する加盟国の一

つとしてケニアを指定国とすることができる。国際特許出願を PCT の規定する時間 枠内での処理後、国際 PCT 出願の出願日(優先権が主張されている場合には優先日) から 30 か月以内に KIPI での国内段階への移行を申請する必要がある。PCT 特許出 願の国内段階をケニアで行い、その後の手続を進める際、出願人が以下の問題に注意 することが重要である。

- (a) PCT の規定のもとで、KIPI は、委任状の提出手数料及び超過クレーム手数料の 納付に関する要件以外、追加的な方式要件への合致を課し、または要求してはな らない。出願が国際段階において既に WIPO の国際事務局による方式審査を経 ているためである。
- (b) WIPO の国際事務局で行われ、記録された国際出願への変更の効力は、KIPI に も及ぶものとみなされ、これを KIPI で記録するために出願人が KIPI に改めて 提出する必要はない。
- (c) KIPI の審査官が特許を付与するかどうかの判断に到達する際は、実務上、出願の国際段階で行われた国際調査報告 (ISR) 及び国際予備審査報告 (IPER) の調査結果が考慮される。こうした報告を利用できることは、KIPI の審査官が実体審査を行う上で重要かつ有益であり、非 PCT 特許出願と比べて出願の処理にかかる時間を短縮する。
- (d) 非 PCT 特許出願に適用される特許可能性に関する要件、特許出願の処理の様々な段階で納付される公式手数料、そして審査、公開及び付与の手続は、PCT 国内段階特許出願にも同様に適用される。
- (e) 最後に、PCT に基づき出願の国際段階で行われる PCT 特許出願の公開は、IPA の第 42 条(1)の下での公開であるとみなされる。KIPI は、同条の下で、出願日 又は優先権が主張されている場合には優先日から 18 か月が満了した後、可及的 速やかに出願を公開することが求められる。

(25) ハラレ議定書 (ARIPO) に基づく出願の概要

ケニアはアフリカ広域産業財産機関(1982年)の枠組み内の特許及び意匠に関するハラレ議定書(ARIPO 議定書)の加盟国である。IPA の第 59 条は、ケニアが指定国とされている特許であって、ARIPO 議定書に基づいてARIPOが付与したものは、IPA に基づいて付与された特許と同一の効果をケニアにおいて有し、ただし、KIPI

が、自らの記載する理由により当該特許がケニアにおいて効力を有さない旨を確認する拒絶通知を ARIPO に送付した場合を除く。

以下は、ARIPO 議定書に基づく特許出願の審査及び処理の概要である。

- (a) ARIPO 議定書の下で行うことのできる出願は、三つのカテゴリに分類される。 これらの出願は、PCT 国際特許出願の広域段階、他の国で出願された先願特許 出願(複数可)の優先権を主張する従来の特許出願、そして優先権を主張するこ となく初めて行われる特許出願である。
- (b) 上記の出願のいずれも、出願人が国民又は居住者であれば、これを ARIPO 事務 局に直接提出することも、加盟国の特許局を通じて提出することもできる。このような受理官庁は、次に、出願を処理、審査するために ARIPO に移送する必要がある。
- (c) ARIPO の審査官は、次に、ARIPO 議定書の下で出願された特許出願を以下の方法により処理する。
 - (i) 出願に出願日と出願番号を付与し、確認様式 12 による審査官通知を出願 人に発行する。
 - (ii) 出願により指定されたそれぞれの加盟国に指定に関する通知を行う。
 - (iii) 出願の方式及び実体審査を行う。ARIPO が特許の付与を決めた場合、指定された加盟国のそれぞれに決定が通知される。加盟国は、その後、特許を付与する ARIPO 通知の日から6か月以内に特許の付与を拒絶する場合であれば、その決定の通知を送付する必要がある。
 - (iv) 上記6か月の期間が満了した場合、指定加盟国が拒絶通知を送付した場合を除き、ARIPO は ARIPO IP 公報に付与の詳細を公告し、特許が付与される加盟国を記載した特許証を発行する。
- (d) ARIPO 議定書は、特許保護のための簡易、費用効果の高い出願、審査及び登録制度を提供している。出願人は、自らを代理する特許代理人を選任し、特許出願を行い、出願審査、公開、付与手数料を納付し、指定されたそれぞれの国について指定手数料を納付すればよく、複数の特許代理人を任命し、複数存在する

第1章 知的財産権の取得

ARIPO 加盟国のそれぞれの国内特許庁に複数の特許出願を行い、複数の手数料を納付する必要はない。

- (e) ARIPO 議定書の下で特定の ARIPO 加盟国を指定国として付与された特許は、
 - それが維持されていることを条件として、各指定国において、当該指定国の 国内法の下で登録された特許と同じ効力を有するものとみなされる。
 - 特許発明の強制ライセンス、収用その他の公共の利益のための使用に関する 国内適用法の規定に従うものとする。
 - 特許により指定された加盟国のいずれか及び又は全てに関する登録特許の譲渡は、ARIPO事務局で記録する。

第4節 実用新案権の取得

実用新案という用語は、IPA において特に次を意味するものとして定義されている。

「器具、用具、道具、電気及び電子回路、器械、手芸の仕組み又はその他の物体若しくはその一部であって、対象のより良い若しくは異なる機能の仕方、使い方若しくは製造の仕方を可能にするもの又は以前はケニアにおいて得られなかった有用性、利点、環境保全上の利点、節約若しくは技術的効果を与えるものの要素の形状、外形又は配置をいい、新たな効果を有する微生物又はその他の自己複製物質、遺伝子資源の産物、薬草若しくは栄養調合物を含む」

また、実用新案という用語は、IPAの「イノベーション (innovation)」という用語の定義にも存在する。「イノベーション」という用語は次を意味するものとして定義されている。

「実用新案、技術革新ひな形及び意匠、並びに特定の知的所有権に値するとみなされ得る、特許を受けることができないその他の創作物又は改良物」

特許の方式及び実体的登録要件に関する IPA の規定が実用新案に準用される。しかしながら、両者の間には幾つかの違いもある。特許出願の処理に関する次の要件は、 実用新案には適用されない。

- (a) 非自明性又は進歩性
- (b) 実用新案出願では、実体審査が行われない。したがって、出願人が、出願の実体 について審査を受けるために正式な請求を行い、公式の手数料を納付する必要は ない
- (c) 実用新案出願は、国際型調査の対象とされない
- (d) 実用新案登録の存続期間は特許の 20 年とは異なり 10 年である

第5節 意匠権の取得

(1) 保護される意匠

IPA の第84条から第93条までは、ケニアにおける意匠登録の要件及び手続を説明している。意匠を具体化している次の物品が登録できる。・

(a) 新規である場合。IPA 第 86 条(2)によると、次に該当する意匠を「新規」である ものとみなす。

「登録出願の出願日又は該当する場合は優先日に先立って、世界のいずれかの場所において有形の態様での公開により、又はケニアにおいて使用若しくはその他のいずれかの方法により、公衆に開示されていなかった場合」

(b) 当該物品が「技術上の成果を得るためにのみ」作られ又はそうした目的に「役立つ」ものではない場合。言い換えれば、「特別の外観」を与える意匠の特徴及び形状を具体化しておらず、単に特定の機能を果たすために作られた物品は意匠保護の対象から除外される。

(2) 意匠の定義

IPA の第84条(1)は「意匠」という用語について次を意味するものとして定義している。

「線若しくは色彩の組合せ、又は線若しくは色彩と関連しているか否かにかかわらず立体的な形状、ただし、当該組合せ又は形状は、工業又は手工芸製品に特別の外観を与えるものであり、かつ、工業又は手工芸製品の模様として役立ち得ることを条件とする」

IPA では、複数の物品を単一の物品として組み合わせて使用することが意図されている場合に当事者が異なる組合せを登録できると定めている以外、登録可能な種類の意匠について示していない。このことは、提案されている品が「意匠」の定義と登録適格(すなわち「新規」であり、技術上の成果を得る目的で作られていないこと)を満たしていることを条件として、そのような物品が、型式又は種類にかかわらず登録資格を満たすことを意味する。

(3) 部分意匠の登録可能性

物品の一部が意匠として保護され得るかどうかに関する規定は存在しない。他方、 IPAの下で、物品の部品は意匠保護の対象から特に除外されてはいない。したがって、 これらのものは、一般的な登録要件を満たせば、意匠保護を受ける適格を有する。

(4) 出願し又は保護を受けるための適格

意匠登録を出願するためには、出願人が、当該物品の所有権を備えなければならず、 次の場合に所有権が確定する。

- (a) 当該物品が出願人によって創作又は設計されている場合。創作者又はデザイナー は常に自然人であり、法人ではない。
- (b) 出願人が問題の品の実際の創作者又はデザイナーではなく、創作者又はデザイナーが出願人から金銭的対価を受け取り、当該物品の所有権を出願人に譲渡又は移転させている場合。
- (c) 創作者又はデザイナーが従業者であり、就労時間中に使用者の資源を利用して当該物品を創作した場合には、当該物品に対する所有権が、これを譲渡するまでもなく、使用者に自動的に与えられる。
- (d) また出願人が、自らのため、自らに代わって特定の品を合意した手数料で開発することを第三者に委託した場合も、出願人が当該物品の所有権を取得できる。そのような場合、委託契約の結果として生産された品の所有権は、委託を受けた者に一定の金銭的対価を支払うことを条件に委託した当事者に属する。

共同出願人が当該物品を共同で所有していることを条件として意匠登録を複数の共同出願人の名義で出願することができる。登録可能とされるために満たすべき要件については本 IP マニュアルの前記第5節(1)を参照願いたい。

IPA は、出願人が非居住者である場合、KIPI において特許代理人として業務を行う 資格を備え、許可を得た国内特許代理人により出願とその後の手続を行わなければな らないと規定する。

(5) 職務創作

使用者と従業者との別段の合意がない場合、使用者の資源を使い、従業者の雇用就労時間中に作られた当該物品の所有権はこれを譲渡するまでもなく法律の働きにより自動的に使用者に与えられる。

(6) 意匠権に関する要件

実体要件については本 IP マニュアルの前記第5節(1)を参照願いたいが「新しく」又は「新規で」なければならないという要件には例外がない。また、IPA には、新規性又は自明性及び又は「公知」とされる基準及びそれに必要な程度に関する規定が存在しない。そのような基準が存在しないため、特定の品が登録資格を有する程度に新規であるかどうかの問題は主に主観的なものであり、審査官自身の主観的な審査判断及び又は出願意匠と、審査対象出願の出願日までに登録され、使用中及び又はパブリックドメインとなっている品の集団とを比較した結果に左右される。

(7) 保護されない意匠

一般に IPA は、保護対象から除外されるリストを示していない。保護されない意匠の性質及び又は種類を決定するためには、意匠の定義と登録性に関する要件を考慮しなければならない。 IPA の第 84 条及び第 86 条の規定を考慮すれば、次に該当するものは保護されない。

- (a) 立体的形状を備えない。
- (b) 「特別な外観」を欠いている。
- (c) その形状その他の意匠の特徴により、特定の機能を果たし又は実行することのみを目的としている。
- (d) 「新規性」がない。
- (e) 公序良俗に反する。

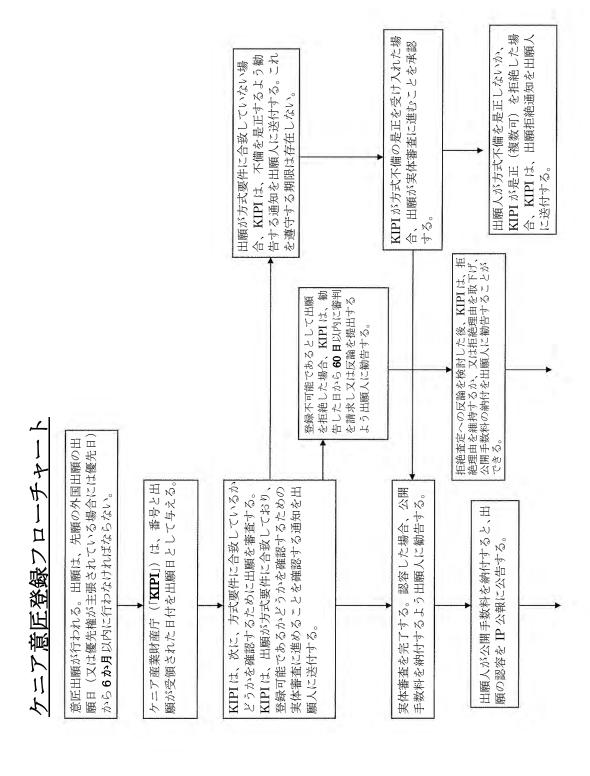
IPAは、登録資格を認め得る程度に新規なものであるかどうかを決定する際に適用する審査基準、及び又は提案されている意匠と既にパブリックドメインとなっている意匠との類似性を決定する際に適用するルールを規定していない。

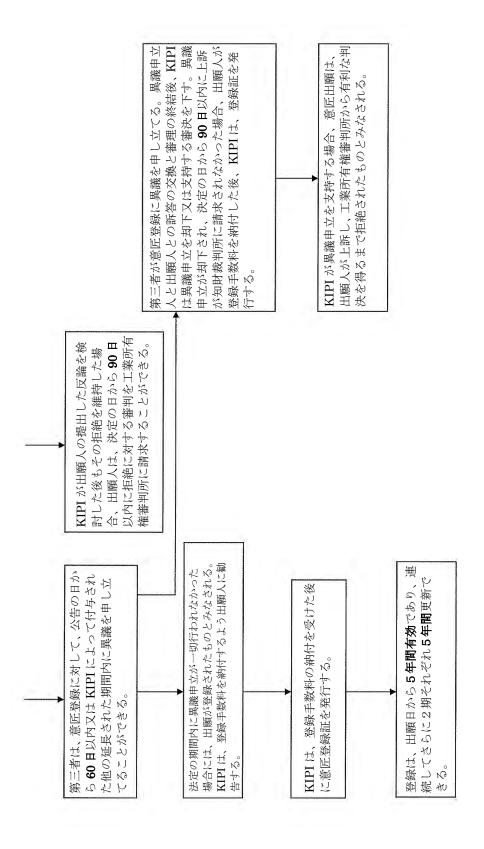
(8) 先行権利の調査方法および調査費用

係属中の先願特許出願又は付与された特許を調査するための手続と費用は、同様に意 匠にも適用される。したがって、本マニュアルの前記第3節(7)を参照願いたい。

(9) 「意匠権取得フローチャート」(出願から取得まで)

次ページ参照。





(10) 出願日

IPA の第87条(6)は、出願が次の要件を満たしていることを条件として、KIPI が出願時に出願の受領日を出願日として付与すると述べる。

- (a) 出願手数料が納付されている
- (b) 出願人が自らの名称を願書に記載している
- (c) 願書に意匠の図面又は見本を添付している

出願が上記所定の要件を満たしていない場合、KIPI は必要な補正(複数可)をするよう出願人に勧告する必要がある。出願人が必要な補正(複数可)をすれば、KIPI は、必要な補正を受領した日を出願日として出願に付与する。補正がされなかった場合、出願がなされなかったものとして扱われる。IPA 又は IP 規則は、意匠出願に出願日が付与される条件として出願人が補正(複数可)するよう勧告する正式通知を遵守しなければならない期限について規定していない。

(11) 出願書類

KIPI が意匠の付与を求める出願を受け入れ、処理するためには、出願に次の情報を添付し及び又はこれが次の要件に合致しなければならない。

- (a) 出願人の完全な名称と住所
- (b) 意匠を実際に具体化している物品の見本
- (c) 意匠の特徴に関する簡単な説明
- (d) 意匠が適用される予定の商品の説明
- (e) 意匠の新規な特徴について説明する簡単な記述
- (f) 意匠の創作者(複数可)又はデザイナー(複数可)の完全な名称と住所
- (g) 対応する先願の外国意匠出願の優先権が主張されている場合は、当該先願の認証 された真正な写しを提出する必要がある

- (h) 国内特許代理人により KIPI に出願し、その後の手続を進める目的で出願人が署名した委任状。ただし、国内又は居住者の出願人は、代理人を任命することなく直接出願し、その後の手続を進めることができ、非居住者の出願人は、国内特許代理人として登録されている者を代理人として任命しなければならない。委任状は所定の様式のものとする。任命された国内特許代理人は、要求に応じ、この様式を提供でき、またそうするべきである。
- (i) 出願には、公式な出願手数料として 150 米ドルと、(出願人が国内特許代理人を立てた場合の) 委任状提出手数料として 50 米ドルを添付する必要がある。

願書は、物理的に提出し、KIPI の事務所に納品する必要がある。KIPI は、出願を受領すると、受領証を発行し、出願番号及び出願を受領した日を出願日として付与する。

(12) 優先権主張

出願が優先権主張の基礎となる先願の外国出願の出願日から6か月以内に行われなければならないこと以外、特許の優先権を主張する出願人の権利に関連する IPA の第37条の規定が意匠の登録出願にも適用される。優先権の主張については本 IP マニュアルの前記第3節(11)を参照願いたい。

(13) 方式審査

意匠登録を求める出願が行われれば、KIPIは、出願が次の方式要件に合致しているかどうか確認するために方式審査を行う必要がある。

- (a) 提出された出願書類に次のものが記載されていること
 - (i) 出願人の名称と住所
 - (ii) 意匠の創作者及び又はデザイナーの名称と住所
 - (iii) 意匠が適用される品の名称
 - (iv) 意匠が単一品又は組物品に適用されるかどうかの記載
 - (v) 優先権が主張されている場合は、優先権出願の詳細(すなわち番号、出願日及び出願国)

- (b) 意匠を具体化している物品の見本又は標本2点
- (c) 意匠を描いた表示の写し4点。これは、図面又は写真の形態でもよい。
- (d) 優先権が主張されている場合は、優先権主張の基礎となる出願の認証された真正 な写し
- (e) 出願人が創作者又はデザイナーではない場合、出願人が権利を取得した方法の記載。出願人が創作者又はデザイナーから譲渡を受けることで所有権を取得した場合、出願人と創作者が署名した譲渡証書を KIPI に提出する必要がある。
- (f) 公式な出願手数料と、出願人が国内特許代理人によって代理されている場合は委任状提出手数料が納付されていること

(14) 出願公開の時期、方法、内容

KIPI は、方式及び実体審査を終了し、意匠が登録可能であることを確認した後、公式の公開手数料を納付するよう出願人に勧告する必要がある。出願人がこの手数料を納付すれば、KIPI は、出願の認容を IP 公報に公告し、出願の登録に異議を申し立てたい利害関係を有する第三者に対し、公告の日から 60 日以内にそうするよう案内する。KIPI が出願を IP 公報に公開する期限は定められていない。IP 公報への公開には、意匠出願の次の詳細を含める必要がある。

- (a) 出願人の名称と住所
- (b) 出願番号
- (c) 国内特許代理人が出願人を代理する場合にはその名前及び住所
- (d) 関連する国際分類番号
- (e) 意匠が具体化される物品
- (f) 意匠の新規な特徴及び形状について記載する新規性に関する記載の写し
- (g) 出願が優先権主張を伴う場合には優先出願の詳細

(15) 実体審査

IPAには、正式な請求を提出し、意匠の登録出願の実体審査を行うよう KIPIに求める出願人に関する要件は存在しない。したがって、KIPIが方式審査を完了し次第、意匠登録出願の実体審査が自動的に行われ、出願人が実体審査を求める請求を行う必要はない。

審査官は、意匠が IPA の第84条及び第86条で定める登録資格を具備するかどうかを決定する必要がある。したがって、審査では次の点について判断する。

- (a) 「意匠」の定義に該当するかどうか
- (b) 出願人が新規であると主張する意匠の特徴と形状が機能的な目的のみを果たし 又は技術的な結果を得ることにしか役立たないものではないか
- (c) 新規であることが主張されている意匠の特徴と形状が実際に「新規」であるか
- (d) 出願人が所有権の基礎を確立しているか

(16) 設定登録の方法

登録の方式及び又は実体要件の不適合のために意匠登録出願が拒絶されず、IPAに規定する期間内に利害関係を有する第三者により出願の登録への異議が申し立てられなかった場合には、出願が登録されたものとみなされる。そこで、KIPIは、正式な登録手数料が納付されれば意匠登録証を発行する。意匠登録証は、所定の様式 IP 31のものである必要がある。意匠登録は、出願日から有効となる。意匠が登録されれば、KIPIは、登録意匠に関連して以下の情報を意匠登録簿に記録する必要がある。

- (a) 意匠の登録番号
- (b) 意匠所有者の名前及び住所
- (c) 意匠の名称
- (d) 登録により付与される権利を限定する出願人による部分放棄; 及び
- (e) IP 規則の下で必要とされ又は KIPI が適切と考えるその他の情報

(17) 官報に公告する時期、方法及びその内容

KIPI は、意匠登録の事実と詳細を IP 公報に公告する必要がある。公告する内容には以下の情報を含める必要がある。

- (i) 意匠番号
- (ii) 出願日
- (iii) 有効な優先権主張への言及
- (iv) 意匠の図面、写真その他の図形的な表示及び見本を KIPI に寄託しているか どうかの記載

IPA は、登録に関する上記の細目を IP 公報に公告する期限を定めていない。IP 公報は、実際には月刊誌であり、関心のある公衆は、KIPI に購読料を直接支払って、IP 公報を購読するか、又は KIPI のウェブサイト(www.kipi.org)にてオンラインで自由に閲覧することができる。

(18) 異議申立

利害関係を有する第三者は、意匠出願が登録される前、その認容の公告の日から 60 日以内に意匠登録に異議を申し立てる権利を有する。意匠出願の登録に異議を申し立てる申立人は、所定の様式 IP 23 で KIPI に異議申立書を提出する必要がある。意匠出願が登録されたとみなされ、登録証が発行された場合でも、利害関係を有する第三者は、登録の抹消又は取消しを工業所有権審判所に申し立てることが可能である。登録意匠の抹消又は取消しを求める出願は、意匠登録の詳細が IP 公報に公告された日から 9 か月以内に所定の様式 IPT 14 で行う必要がある。意匠登録への異議申立手続と、登録意匠の抹消又は取消しを求める別個の手続は次の点を根拠とすることができる。

- (a) 出願人及び又は意匠所有者が真正な所有者ではなく、所有者として登録される権利を有さない。
- (b) 問題の意匠具体化品が IPA の第 84 条(1)で定義されている「意匠」ではない。
- (c) IPA の第86条(2)とその定義に照らして「新規」なものではない。
- (d) 意匠の出願が、例えば意匠を具体化している物品の見本2点又は創作者及び又は デザイナーの名称と住所、図面又は写真形態での意匠の表示又は公式の手数料の

納付に関連する他の要件など関連する必須登録要件に合致していないため、KIPI が出願の登録を認容及び又は実際に登録したことが誤りであった。

(19) 審判請求

意匠登録出願人は、登録拒絶の日から 90 日以内に KIPI の登録拒絶決定の審判を工業所有権審判所に請求することができる。IPA 又は IP 規則には、KIPI が、必須の方式要件への不適合を理由として意匠出願を拒絶した場合、出願に出願日を付与することを拒絶した場合又は出願が行われていないかのように扱った場合に審判を請求する出願人の権利について定める規定が存在しない。

(20) 上訴適格

出願人が KIPI の拒絶決定の審判を請求した場合、当該審判請求の反対当事者は KIPI となる。工業所有権審判所の審決に不服がある当事者は、審決の日から 30 日以内にケニア高等裁判所に上訴する権利を有する。上訴を希望する者が上訴を裏付ける根拠又は事由を決定するためには、工業所有権審判所の審決を支持又はその根拠となる事由を分析し、それが法律又は事実問題として正しいかどうかを判断する必要がある。それらの事由が正しくない場合、工業所有権審判所の当該決定は上訴人が上訴する理由及び又は事由の基礎を形成する。高等裁判所への上訴通知書は、上訴の根拠を記載した上訴の覚書を申立書に添付する形で行う必要がある。上訴の際に提出する必要のある書類の量に応じて50米ドルから100米ドルまでの範囲の公式出願手数料を納付する。上訴を審理し、判断を下すために一般的に要する期間は決まっていない。その期間は、裁判所に係属する事件の量及び当事者の準備の度合いにより上訴手続の審理を頻繁にかつ不必要に延期することなく審理及び処分を前進させることができる度合いに全面的に左右される。

(21) 権利の範囲

IPA の第92条(1)は、意匠所有者として登録された出願人が以下のいずれの行為をも (実行し、第三者が当該行為を実行することを妨げる)権利を専有すると規定する。

- (a) 製品の製造において当該意匠を複製すること
- (b) 保護された意匠を複製している製品を輸入し、販売の申出をし又は販売すること
- (c) 当該製品の販売の申出をし又は販売する目的で貯蔵すること。

登録意匠の所有者に与えられる上記の排他的権利は、工業上又は商業上の目的で行われた行為にのみ及ぶものとし、「保護された意匠を具体化している製品が適法にケニアに輸入され又はケニアにおいて販売された後は、当該製品に関する」行為には及ばない。意匠の登録によって付与される権利は、係属中の意匠出願の認容が IP 公報に公告されているかどうかにかかわらず、当該意匠の出願人には与えられない。

(22) ハラレ議定書 (ARIPO) に基づく出願

ケニアはハラレ議定書の加盟国である。IPA の第 92 条(4)は、ケニアが指定国とされている意匠であって、ARIPO 議定書に基づいて ARIPO が登録したものは、IPA に基づいて登録された意匠と同一の効果をケニアにおいて有し、ただし、KIPI が、理由も記載し、当該意匠の登録がケニアにおいて効力を有さない旨を確認する拒絶通知を ARIPO に送付した場合を除くと規定する。以下は、ARIPO ベースの意匠出願の審査及び処理の概要である。

- (a) 国民又は居住者である出願人は、意匠出願を ARIPO 事務局に直接提出すること も、加盟国の特許庁を通じて提出することもできる。受理官庁は、次に、出願を 処理、審査及び登録を付与するために ARIPO に移送する必要がある。
- (b) ARIPO 議定書は、意匠保護のための簡易、費用効果の高い出願、審査及び登録制度を出願人に提供しており、出願人は、自らを代理する特許代理人を選任し、特許出願を行い、出願審査、公開、付与手数料を納付し、指定されたそれぞれの国について指定手数料を納付すればよく、複数の特許代理人を任命し、ARIPO加盟国のそれぞれの国内特許庁に複数の出願を行い、それぞれの国内特許庁に直接出願する場合でもARIPO加盟国ごとに複数の手数料を納付する必要はない。
- (c) ARIPO 議定書の下で特定の ARIPO 加盟国を指定国として登録された意匠は、
 - それが維持されていることを条件として、各指定国において、当該指定国の 国内法の下で登録された意匠と同じ効力を有するものとみなされる。
 - 登録意匠の強制ライセンスその他の公共の利益のための使用に関する国内適 用法の規定に従うものとする。
 - 意匠登録により指定された加盟国のいずれか及び又は全てに関する登録意匠の譲渡は、ARIPO事務局により記録される。

第6節 著作権/隣接権

(1) 保護される著作物

ケニアにおける著作権保護の主な準拠法は、2001 年著作権法(ケニア法律第 130 章) と 1995 年著作権(改正) 法第 9 号、及び 2004 年著作権規則と 2011 年著作権(改正) 規則である。

ケニアで適用される著作権法の他の法源は、次のとおりである。

- (a) 英国のコモンロー
- (b) ・文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約などの国際条約
 - ・万国著作権条約と無国籍者及び亡命者の著作物に対する万国著作権条約の適用 に関する同条約の第一附属議定書
 - ・ある種の国際機関の著作物に対する著作権条約の適用に関する同条約の第二附 属議定書
 - ・万国著作権条約の条件付の批准、受諾又は加入に関する同条約の第三附属議定書
 - ・知的所有権の貿易関連の側面に関する世界貿易機関協定
 - · WIPO 著作権条約
 - ・衛星により送信される番組伝送信号の伝達に関するブリュッセル条約
 - ・許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約
 - ・実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約。

ケニアは、WIPO 著作権条約と実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約を採択しているものの、こうした条約を批准していない。採択それ自体は条約を採択する国に対していかなる義務も拘束的権利も生じさせない。

著作権法のもとで著作権の資格を持つ著作物は、文学的著作物、音楽的著作物、美術的著作物、視聴覚的著作物、レコード、放送及びコンピュータプログラムなどである。

また、著作権法は、特定できない著作者によりケニア国内で創作されたと推定される文学的、音楽的又は美術的著作物を含み、ある世代から次の世代へ受け渡され、ケニアの伝統的な文化遺産の基本要素を構成する「民間伝承」にも著作権保護を与える。

(2) 創作

著作権法第22条(3)では、著作権の資格を持つために、文学的、音楽的又は美術的著作物を作成する際に、それにオリジナルな性格を与えるのに十分な努力が費やされている必要があるとしている。著作物がその後、物理的な形にまとめられなければならない。法にはこれ以外、独創性又は創作性に関する基準は存在しない。

(3) 存続期間

著作権保護の存続期間は、著作物の種類によって異なる。著作権法の第23条(2)は次のように規定する。

- (1)文学的、音楽的又は写真以外の美術的著作物は著作者の死亡した年の終わりから 50年
- (2)視聴覚著作物及び写真は著作物が最初に作成された日、公衆が著作物を最初に利用できるようになった日又は最初に発行された日のうち最も遅い年の終わりから 50年
- (3)レコードはレコードが作成された年の終わりから50年
- (4)放送は放送が行われた年の終わりから50年

(4) 著作権法の改正に向けた最近の動き

制定法(その他改正)法(2012 年法律第 12 号)及び(2018 年法律第 18 号)により、2001 年ケニア著作権法の既存の一部条文を更新し、明確化し、著作権所有者の著作物への保護を強化するために新規定を追加することを目的とする同法の改正が行われた。また、著作権(改正)(第 1 号)規則(法定通知第 1 号)、著作権(改正)(第 2 号)規則(2015 年法定通知第 191 号)及び著作権(改正)規則(2016 年法定通知第 26 号)も既存の 2004 年著作権規則の内容を更新するためにこれを改正した。

(5) 著作権の登録制度

著作権法及び著作権法に基づき制定された規則は、ケニア著作権委員会に著作権を登録することを認めているものの、完全な著作権保護を受けるためにケニアで著作権を登録することは必須ではない。上記方法での著作権の登録は、著作権を登録した著作物の著作権の一応の証拠を構成するものの、その著作物の著作権に対する所有権の完全かつ決定的な証拠ではない。著作権の非登録は、著作権侵害の主張を妨げない。

(6) 違法行為の類型

取扱説明書のコピーは実は著作権法により文学的著作物として保護される。著作権法の下で、取扱説明書のコピー行為に伴う違法行為には、侵害者が侵害的なコピーであることを知って私的及び家庭内での使用以外の目的で物品の輸入することが含まれる可能性がある。同法は、コピーすることとは、いずれかの方法又は形式による著作物の複製であると定義する。したがって、いずれの方法又は形式であれ、取扱説明書の複製は侵害となる。販売、貸与、リース、賃貸借、貸付又はこれに類する手筈の方法により取扱説明書を複製したコピーの公衆への頒布も違法行為を構成する。

第7節 営業秘密

ケニアには営業秘密の制度を規律する特別法は存在しない。ケニアにおける営業秘密は英国のコモンローの適用原則と、営業秘密に関する国際法令の外延により保護されている。こうした国際的法令には、知的所有権の貿易関連の側面に関する世界貿易機関協定(TRIPS協定)が含まれる。

ケニアでは営業秘密を登録するための公式かつ特別な手続は存在しない。このため、営業秘密は登録せずとも無期限に保護される。対象情報が営業秘密であるとみなされ得るかどうかに関する知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)第39条の一般的基準がケニアに適用される。当該情報が秘密であり、当該情報を通常扱う者に一般的に知られておらず又は容易に知ることができないものでなければならず、これに商業的価値がなければならず、当該情報を管理する者により、例えば機密保持契約などを通じて、当該情報を秘密として保持するための合理的な措置がとられていなければならない。

営業秘密に関係する違法行為は対象情報を許可なく入手することである。独自の発見 又はリバースエンジニアリングも違法とみなされる。

これが問題になった事件が、Sunbird Helicopters Ltd v. Michael Odongo [1999] eKLR である。原告は、被告が自らの競争相手に雇用されるのを妨げようとした。被告は、ヘリコプターのチーフエンジニアとして原告の従業者であり、雇用期間中に機密情報を取得していた。原告は、被告が原告から取得し、原告に競争力を与える機密情報を使用及び又は開示することを防ぐために差止命令を得ようとしたが、裁判所は、これを認めなかった。

第8節 不正競争行為

不正競争に関連するケニア法は存在しない。根拠とし得る規定は、比較的一般的な規定であるパリ条約の第10条の2のみである。

また、不正競争に関するケニア裁判所の判決も知り限り存在しない。

第9節 その他の権利

(1) その他の権利の概要

• 植物品種

ケニアにおける植物育成者権の登録と保護

種子及び植物品種法のもとでは、育成者が、ケニアで植物品種及び又は植物品種の種子の登録を出願し、取得することが可能である。

付与に関する要件

植物育成者権(PBR)の付与を求める出願は、ケニア植物衛生検疫所(KEPHIS)に提出しなければならない。出願は、次の条件を遵守し、法に基づき、以下に示す情報を提供しなければならない。

- (a) 出願人は、問題の植物品種を育成若しくは発見した者又はその権原の承継人でなければならない。出願人が元の所有者から譲り受けることで権利を取得した場合には、譲渡証書を提出しなければならない。
- (b) 保護を求めている植物品種に関連する UPOV (植物新品種保護国際同盟) の技術調査票に記入し、これを出願時に添付する必要がある。
- (c) 出願を取り扱わせるために任命したケニア代理人のために出願人が委任 状に署名する必要がある
- (d) 植物品種が保護を受けるためには次の条件を満たさなければならない
 - その存在が一つ以上の重要な形態的、生理学的その他の特性によって一般に知られている全ての他の品種と明確に区別されること
 - 有性繁殖をすること又は栄養繁殖をすることを考慮しても特性が十分 に均一であること
 - その本質的な特性が安定していること

保護指令

出願人は、出願時に、PBRを付与するかどうかが決定されるまでの出願係属中に植物品種に関する保護指令を請求することができる。出願人から保護指令を請求された際は、品種の一部を形成し又はこれに由来するいかなる素材もPBRの出願日から付与日まで販売を申し出ない旨の確約を出願人に求める。出願人は保護指令の期間中、対象植物品種の一部を形成する素材を販売又はその販売を申し出る第三者を侵害で訴え、これに対する差止命令を請求することができる。

優先権主張

出願人は、同じ植物品種に関して保護を求めて別の国で行った対応する出願の優先権を主張することができる。しかしながら、優先権のこの主張は、外国出願日から 12 か月以内にしか行うことができない。外国出願の認証された写しをケニアの出願日から3か月以内に提出する必要がある。

登記手続

PBR の付与を求める出願が行われれば、KEPHIS は、出願に番号と出願日を付与し、必要な全ての情報及び資料が提出されており、必要な手数料が納付されているかどうかを確認するために方式審査を行う。出願が方式要件を満たしている場合には、PBR の付与に異議を申し立てたい公衆の一員がそうできるよう、これをケニア官報に公開する。異議は、官報への出願公開の日から 60 日以内に申し立てる必要がある。異議申立が行われなかった場合、KEPHIS は、出願が PBR の付与条件を満たしているかどうかを確認するために実体審査を行う。(出願人が同じ植物品種について他の国で PBR を取得していた場合)KEPHIS は、この審査の一環として、出願人の費用負担で、対象植物品種の試験結果をそのような試験を行った国の他の機関から購入することができる。KEPHIS は、次に、出願に権利を付与することを決めた場合、出願人に PBR の付与の証明書を発行する。

登録までに要する期間

我々の経験によれば、PBR の付与を求める出願は、完了するまでに約 $3\sim4$ 年かかる場合がある。

保護期間

PBR の出願が処理され、認容されれば、PBR の証明書が KEPHIS により発行される。植物品種の保護期間は、出願する植物の種類に応じて異なる。法の第19 条に基づき、それぞれの植物品種に係る制度は、PBR を行使できる保護期間として25 年を超える期間を定めてはならない。法及び規則は、果樹とその台木、装飾用樹木及びつる植物の保護期間が18 年以上でなければならないと述べる。上記の分類に該当しない植物品種の保護期間も15 年以上でなければならない。ならない。

商号

ケニアでは商号のみを登録することができない。商号を保護するためには、その所有者が事業名登録法の下で事業を登録し又は会社法の下で会社を設立しなければならない。当該登録又は会社設立から生じる義務は、本マニュアルの第2節(29)で詳しく説明する。

ドメイン名

ケニアにはまだドメイン名の登録に関する要件を定める制定法は存在しないものの、ケニア・ネットワーク情報センター(KENIC)によって管理される.KE登録制度が存在する。.KE登録はケニア国内に拠点を持つ人又は組織にドメイン登録サービスを提供するクローズドな登録制度である。

.KE カントリー・レベル・ドメイン内で次のドメイン名を取得できる。

- a) co.ke 商業 (特に企業向け)
- b) or.ke 非営利団体
- c) ne.ke・ネットワークサービス
- d) go.ke・政府部局及び機関
- e) ac.ke 高等教育機関
- f) sc.ke 初等及び中等教育機関

ドメイン名を登録したい組織が登録したいドメイン名の種類を決めた場合、次の要件を満たさなければならない。

- a) 登録を出願する組織は、ケニアに現実の活動拠点を備え、ドメイン名 を定期的に使う明白な意思を持つものでなければならない
- b) 連絡先となる管理者は、ケニア国内に本拠地を備えなければならず、 ドメインを登録する組織に所属しなければならない

ドメイン名を登録するには、ドメイン登録権を持つ USERID を取得する必要がある。登録された USERID とパスワードへの権利により USERID のプロフィールへのアクセスが付与される。ドメイン名を登録することに関心のある登録人及び団体は、USERID が登録されると KENIC と契約を結ぶ必要がある。契約を結ぶと、ドメイン及び団体登録権が USERID に割り当てられる。この処理には通常、約2、3日かかる。

毎年の更新時期は、最初のドメイン登録日から12か月ごとになる。

新しいドメインの登録時、登録者は、登録から 30 日以内に 2,000 KES (約 30 米ドル) の登録手数料を支払うことが求められる。こうした登録手数料の情報は KENIC から得たものであり、変更される場合がある。

地理的表示(「GI」)

GIはケニアのいかなる現行法の下でも登録できない。

IC の回路配置

集積回路の回路配置は、ケニアにおいて、新規かつこれに産業上の利用性があれば、工業所有権法のもとで実用新案として保護され得る。ケニアは世界貿易機関(WTO)の加盟国であり、したがって第35条により集積回路の回路配置を保護するよう加盟国に求めているTRIPS協定に署名している。ケニアにはまだ、特に集積回路の回路配置を保護する法律は存在しない。

(2) 模倣品及び並行輸入品を禁止する法律

模倣品

2008 年模倣品取締法は、模倣品の製造、生産、包装、輸入及び模倣品の販売を禁止する唯一のケニア制定法であり、摘発を行い、模倣品を差し押さえ、保管し、模倣品の製造者、組立者、梱包者、輸入者及び小売者を起訴し、そのような活動を行っている当事者が刑事訴追され、有罪判決を受けた場合に差し押さえた模倣品を廃棄する権限を模倣品取締機関(ACA)に与えている。

並行輸入

並行輸入に関するケニアの立場は以下のとおりである。

(a) 特許に関する限り、工業所有権法の第 58 条(2)は、ケニアで登録された特許に基づく権利が、ケニア又はその他の国の市場に出されたか又はケニアに輸入された物品に係る行為には及ばないと述べている。2002 年工業所有権規則の「並行輸入」という見出しの規則 37 は、工業所有権「法第 58 条 (2) における特許に基づく権利の制限は、ある物品が適法に市場に出されていた国から輸入された当該物品に関する行為に及ぶ」と述べている。

こうした規定は、本来、並行輸入に当たる商品の輸入及び販売を実質的に認めているように思われる。

工業所有権法の第 58 条(2)と、上記規則の規則 37 は、ケニアで登録された実用新案権及び意匠権の所有者に影響を与えない。このため、これらの所有者は、以下を条件として、登録された権利を侵害する商品を輸入、販売、流通する一切の者に対して実用新案及び意匠権侵害訴訟を提起することができる。

ケニアの特許に基づく権利の効果を限定する工業所有権法の第 58 条(2)及び規則の 37 規則以外、ケニアで登録され又は未登録の商標及び実用新案及び意匠の所有者の権利に影響を及ぼす可能性のある商品の他の国からの並行輸入に関する法的立場について述べるケニア法は存在しない。このため、ケニア裁判所は、英国裁判所のコモンローに関する判決により英国が欧州連合に加盟するまでの間に確立された原則に準拠している可能性がある。そうした古い判決は、ケニアの裁判所を必ずしも拘束しないものの、商標所有者のライセンシーが他の国で並行輸入品を製造し、商標所有者がその商標を付した並行輸入品の輸入及び販売を防ぎたい場合、その商標所有者は、ライセンス契約に基づき、海外のライセンシーが「使用を許諾した商標」を付した商品をライセンス契約で定めた領域外で故意に販売又は輸出することを禁じられており、ライセンシーが

この条件を遵守していないことを証明しなければならないと述べている。ライセンシーがライセンスを受けた商品を単に契約で定めた領域の購入者に販売しており、その後購入者が、ライセンシーの知識又は黙認なく契約で定めた領域外で侵害品を輸出又は売却している可能性があるため、前記を証明することは極めて困難である。このため、ケニアの裁判所における並行輸入に関連する商標権侵害又は詐称通用訴訟で勝訴することは事実上不可能である。

(3) ケニアへの農産物の輸出

ケニアに輸出される農産物は、ケニアで市販することを許され、人間の消費に供される前にケニア政府から輸出証明を取得する必要がある。その適合性評価制度は、ケニア政府に代わってケニア基準局(KEBS)により運営されている。この制度の全体的な目的は、安全性に欠け基準を下回る商品が市場に入るのを防ぐことにあるため、ケニア市場に偽の農産物が輸入される可能性は極めて低い。また、政府は、ケニアに輸入される産物の検査を他の適合性評価機関にも委託している。ケニアの港湾では、通常、産物のケニアへの入域が最終的に許可される前にこうした検査報告書を確認している。模倣品は通関港で差し止められる。

食品医薬品化学物質(食品ラベル表示、添加物及び規格)規則のラベル表示ルールでは、付表6に記載されている多数の事前包装品について、数量に関する一切の記載にメーカーの名称又は商号と住所を含めるよう義務付け、メーカーがそのような商品を事前包装していない場合には包装に責任を負う者に関する同様の詳細を数量の記載に含めるよう義務付けている。販売を検討している業者は、ケニア市場で自社ブランドを使う前にそのブランド名をケニア産業財産庁に登録することが望ましい。ブランド名を登録することで、その所有者は、ケニア市場における第三者による混同を生ずる虞のある程度に類似するブランドの使用に異議を申し立てることができる。

上記のラベル表示規則は、製品の正しいラベル表示について定められた基準に違反する者は有罪とされ、初犯の場合にはこれを 2,000 シリングの罰金及び又は 3 か月の禁固に処すと規定する。ラベル表示に虚偽の情報を含めることでラベル表示に関する規則に違反した者は、再犯以降の場合、4,000 シリングの罰金及び又は 6 か月の禁固に処される。

輸入品とその出所を表示するため、常に全ての輸入書類に輸入品の商号を適切に反映 させることが望ましい。

第10節 ライセンス契約を規律する法令及びライセンス行為の概要

(1) ライセンス行為の所轄官庁

ケニアで登録された特許、実用新案及び意匠以外、海外から導入する技術及び技術ノウハウのライセンス契約に関する要件を定める法律はケニアに存在しない。

ケニアで登録された特許、実用新案及び意匠の契約によるライセンスは、IPA の第68条(1)に基づき KIPI のケニア特許意匠局に登録しなければならない。IPA の第69条は、ライセンス契約を登録する場合に当該契約に含めてはならず、禁止されている条件を一覧にしている。IPA の第68条(1)は、海外からの技術であってケニアで登録される特許、実用新案又は意匠の対象ではないものに適用されない。そのようなライセンス契約について政府省庁、部局又は機関の承認又は登録を受けるよう求めるケニア法は他に存在しない。

(2) ライセンスの登録

商標法では、ケニアで登録された商標のライセンスの登録を義務付けていない。しかしながら、商標法の第31条では、登録されたライセンシーによる登録商標の使用が、その商標の登録所有者による使用であるものとみなされると述べているため、こうしたライセンスを登録することが望ましい。このようなみなし使用は、第三者による商標法の第29条に基づく登録商標の不使用による取消しの訴えを争い、これに勝訴する上で重要である。

ケニア登録商標に対する商標ライセンスを登録するためには、その前に、商品の特性 に関係する制限、ライセンサーによる検査及び承認を受ける目的で見本をライセンサーに定期的に提出することによるライセンスを受けた商品の品質管理に関する条項、ライセンサーの代理人によるライセンシーの製造方法及び製造施設の検査、商品の製造を中止し、基準を下回る商品を全て破棄することをライセンシーに義務付ける条項をライセンス契約に含めなければならない。

簡単な商標ライセンス契約と登録商標のライセンス契約を登録するための出願に通 常添付する法定宣言の見本を本マニュアルの附属書に添付した。

(3) 契約の条項、ロイヤルティ額及び送金制限

- (a) ケニアで登録された特許、実用新案又は登録意匠のライセンス契約を IPA の第 68 条の規定に基づき登録しなければならない場合には、(IPA の第 69 条に記載されている)禁止されている条件を含めるべきではない。禁止されている条件の一つは、契約に関連する特許、実用新案又は意匠の価値に不釣合な価格、ロイヤルティその他の対価の支払を義務付けることである。しかしながら、IPA及び工業所有権規則には、このようなライセンスの権利の価格、ロイヤルティ又はその他の対価の限度額の記載は存在しない。
- (b) ライセンス契約と当該契約に基づく手数料及びロイヤルティの支払いには、為替管理承認が必要とされない。ケニア法のもとでは、登録されている特許、実用新案及び意匠のライセンス契約にのみ適用される(上記で言及した)IPA第69条のかなり曖昧な条件以外、ロイヤルティの額及びライセンス料又はその非居住者のライセンサーへの送金に対する法定の制限は存在しない。しかしながら、そのようなロイヤルティ及びライセンス料は、ケニア中央銀行によって承認されたケニアの商業銀行を通じて送金しなければならない。

ライセンス契約の下で非居住者のライセンサーに支払うライセンス料及びロイヤルティには、現在、ケニア所得税法により総額の 20%の税が課税される。ケニアの裁判所は、そのような契約のグロスアップ規定、そして契約で定めたライセンス料又はロイヤルティの外貨建てでの支払義務の強制力を認めている。

第11節 フランチャイズ契約について

フランチャイズ契約又はフランチャイズへの制限を登録し又はその公式の承認を得るための条件を定める制定法はケニアには存在しない。

しかしながら、フランチャイズ契約には、ケニアにおける商品又はサービスの取引における競争を阻害、歪曲又は軽減することを目的とし又はその効果を有する(同法で定義される)「事業」間の取決めを禁止するような競争法(ケニア法第5章)の第21条の下で無効とされる規定を含めてはならない。ただし、法の下で任命された競争当局により免除された場合にはその限りではない。第21条(3)は、取引における競争を阻害、歪曲又は軽減すると競争当局によりみなされる商取決めの一部を列挙している。例えばフランチャイズ契約には、フランチャイザーによって設定された最低価格を下回る価格を徴収するようフランチャイジーに要求する規定を含めてはならない。競争法は、商業上の取決めにおける及びフランチャイズ契約の延長による最低価格協定を禁止している。また、フランチャイズ契約には、標章のサブライセンシーがケニア登録商標を使うためのライセンス権をケニアのフランチャイジーに認めると主張するフランチャイザーであるような規定も含めてはならない。ケニア商標審査官は、フランチャイズ契約の他の規定と組み合わせたこのようなケニア登録商標のライセンスを登録することができない。

ケニア法の下では、フランチャイズ契約に基づいたノウハウ又は商標の使用が制限されていない。しかしながら、1以上の商標の登録所有者による不使用を理由として商標法の第29条に基づき第三者により登録商標の不使用による取消しの訴えを提起され、その訴訟に敗訴するという事態を防ぐためには、これとは別に、フランチャイズ契約に基づいて使われる1以上のケニア登録商標の通常使用権のライセンシーとしてフランチャイジーを登録することが重要である。

第2章 知的財産権侵害への対策

第1節 模倣品及び著作権侵害の現状

(1) 模倣品の経済規模と影響

ケニアに輸入され、販売されている模倣品の量に関する統計情報を示すことはできない。しかし、本マニュアルの第1章第1節(2)に列挙するかなりの量の模倣品が定期的にケニアに輸入され、ケニアで包装、販売されているということはできる。

このような模倣品が経済規模とケニアの一般国民に及ぼす影響は相当なものであり、模倣品の医薬品、殺虫剤及び除草剤の輸入及び販売は、ケニア政府により健康と農業にとって極めて深刻な問題であると認識されている。

ケニアにおける模倣品の製造量とケニアからの輸出量はそれほどないと思われる。しかしながら、ケニアにおける映像、音楽レコード及びコンピュータソフトウェアの不正な記録及び販売はかなりの量に達すると思われる。

(2) 模倣品に対する政策と活動

ケニア政府は、上記の模倣品活動の深刻さとケニアの公衆に及ぼす重大な経済的影響を認識し、2008年模倣品取締法の下で模倣品取締機関(「ACA」)を設置した。

(a) 2008 年模倣品取締法と同法の下で制定された規則は、入管する港で商品を留置し、模倣品が貯蔵、保管、製造、包装、生産、輸入又は販売されているとACAが判断すべき理由のある施設の摘発を行い、模倣品を差し押さえ、輸入者、製造者、包装者及び流通者を起訴することをACAの検査官に認めている。法は、そのような事件において、被告人が有罪判決を受けた際に罰金刑や拘禁刑を科し、押収品の没収及び廃棄を命ずる権限をケニアの裁判所に与えている。

このような摘発と押収は、通常、ケニアで登録された知的財産権(登録商標、登録特許、実用新案、意匠、著作権ならびに種子及び植物品種に関する権利)の所有者が、自らの登録された権利を侵害する模倣品の製造、包装、生産、輸入、又は販売を ACA に正式に告訴した後に行われる。しかしながら、上記の活動のいずれかが行われていると判断すべき理由がある場合、ACA の常務理事

は、正式な告訴を待つことなく、このような摘発及び押収を命ずることができる。

しかしながら、ACAは人員が不足しており、このため、上記の機能を自らが望むほど積極的に果たすことができていない。

(b) また、上記の法のもとで、ケニアを仕向け先としてその港湾に指定された船舶で到着する商品の貨物の具体的かつ詳細な情報が提供されている場合に模倣品を留置し、押収する法的権限がケニア税関に与えられている。上記機関がこのような留置及び押収を実行するためには、ケニアで登録され、商品の輸入及び販売により侵害される知的財産権の所有者から、模倣品取締法の下で制定された規則に含まれている様式ACA 10を使い、当該押収及び留置の請求を書面により受けなければならない。

他の様々な国とは異なり、ケニア税関では商標の登録データを管理していない。 また、積荷目録に記載されており、登録商標又はそれに類似する標章を付して いることが明白な商品の留置及び押収を職権によって行っていない。

- (c) 模倣品の農薬、殺虫剤及び除草剤が輸入、製造、梱包又は販売されている場合、 病害虫防除製品法に基づく病害虫防除製品管理委員会(「PCPB」)に告訴す ることができる。PCPBは、法に基づいて摘発を行い、商品を押収し、そのよ うな商品を輸入、製造、梱包及び販売する者を訴追する権限を有する。
- (d) 模倣医薬品が輸入、製造、梱包又は販売されている場合、ACAに加え、薬物毒物委員会にも告訴することができる。薬物毒物委員会は、そのような場合においてPCPBやACAと類似の権限を有する。

第2節 外国企業、特に日本企業が直面する知的財産権侵害問題

(1) 外国の権利者が最も頻繁に遭遇する知的財産権侵害

最も一般的な侵害は商標権侵害と詐称通用である。模倣されている品目は、本マニュアルの冒頭にある第1章第1節(2)に列挙した。

ケニアでは、外国企業の未登録商標の悪意の先行商標登録をめぐる問題が根強い。

第3節 知的財産権行使制度

(1) 法的救済手段

模倣品の製造、包装、輸入及び販売を防ぎ又は停止させる上で商標権者が利用できる 選択肢には主に次のものがある。

- (a) 模倣品取締法に基づき ACA に告訴し、摘発、押収及び訴追を行うよう請求する こと。
- (b) ケニアにおいて、自らの1以上のケニア登録商標と同一又は混同を生ずる虞のある程度に類似する標章を類似する商品に付して製造、輸入、流通又は販売していることが露見したあらゆる者に対し、商標権侵害訴訟をケニア高等裁判所に提起すること。商標権者がその1以上の標章をケニアで登録している場合にのみ商標侵害訴訟を提起できる点に注意されたい。
- (c) 商標権者がその商標をケニアで登録していないものの、その商標を付した自らの 商品をその商標がケニアにおいて営業権を獲得する程度に長い期間、十分な量販 売している場合、商標権者は、その商標と同一又は混同を生ずる程度に類似する 1以上の標章を付した類似の商品を輸入、製造、販売し又は流通させる者に対す る詐称通用訴訟をケニア高等裁判所に提起することができる。
- こうした選択肢については、以下の個別の項目で扱う。

模倣品取締法

摘発を行い、模倣品を押収、留置し、模倣品の輸入、製造、生産及び販売をする当事者を起訴する ACA 及び検査官の法に基づく権限については、既に上記第2章第1節(2)(a)で言及した。ただし、以下では、同法のもとでの要件及び関連する問題について詳細に説明する。

同法に関する主な要件は次のとおりである。

(a) 告訴人又はその任命する代理人は、様式 ACA 8 を使った告訴状(本マニュアルの附属書に添付する写し)に記入し、これを ACA に提出しなければならない。

- (b) その告訴状に次のものを添付すること
 - 1万シリングの手数料
 - 告訴人又はその代理人が宣誓し、告訴人の登録された知的財産が複製されている旨の告訴状の内容を裏付ける1以上のケニア商標登録証の認証された真正な写しを添付した宣誓供述書様式ACA12(本マニュアルの付属文書に添付するスキャニングした写し)。
 - 様式 ACA 9 (本書の付属書に添付するスキャニングした写し)を使い、 告訴人によって署名された、被疑模倣品の不当な押収、除去又は留置に 対する請求によって ACA が被る可能性のある損失を補償する損失補償 書。この損失補償書に用いる様式は決まっており、ACA は、これに手を 加えた様式は受理しない。損失補償書には、摘発の対象となった施設の 商品が押収された当事者から ACA に行われる可能性のあるあらゆる請 求と、摘発の結果として留置された押収品の保管費用について ACA に補 償する極めて範囲の広い文言が含まれる。
 - 様式 ACA 15 (本マニュアルの附属書に添付する写し)を使い、知的財産 権の所有者(告訴人)がその代理人として行為する者を任命する委任状 と公式手数料 1,000 シリング

<u>注記</u>: ACA が施設の摘発を行い、商品を押収する自らの権限を行使するためには、その前に、告訴人が上記の要件を厳密に遵守しなければならない。また、以下の条件が存在する場合、ACA が告訴を待って行動するしかない点に留意することも重要である。

- (a) ケニア商標法の下で告訴人によりケニアで登録された1以上の商標が複製されたこと、又は、
- (b) ケニア工業所有権法の下で告訴人によりケニアで登録された特許、意匠又は実 用新案が複製されたこと、又は、
- (c) ケニア著作権法及び規則に基づき告訴人が有し根拠とする著作権が侵害されたこと。

模倣品取締法の下では、侵害品全体の外装又は外観が詐称通用の対象となり、救済を求める当事者の商品と混同を生ずる虞のある程度に同一又は類似であっても、ACAには、そのことのみを根拠として侵害商品を押収する権限はない。ケニアで登録し、根拠とし得る知的財産権がない場合、当該未登録の知的財産権の所有者は、詐称通用訴訟をケニア高等裁判所に提起しなければならない。

ACA の検査官は、模倣品取締法に基づき、施設に立入り、模倣品を押収し、侵害当事者に質問することができる。ACA はそこで、押収品を特定し、押収から 5 営業日以内に侵害当事者にその目録を提供し、商品を所定の安全な模倣品保管倉庫に保管し、商品が保管されていることを当事者に通知し、告訴人の身元についてその当事者に通知しなければならない。ACA はそこで、押収の日から 90 日以内に侵害当事者を刑事告発しなければならず、そうしなかった場合には押収品を解放しなければならない。訴追手続が始まり、侵害当事者が有罪判決を受けた場合、裁判所は次のことを命ずることができる。

- (1) 廃棄を目的とするケニア政府による押収品の没収
- (2) 商品を製造するために使われる(製造及び包装に使われる機械を含む)手段の廃棄
- (3) 初犯の場合には有罪判決を受けた犯罪者に対する最高で 5 年の拘禁刑、又は、 関係する各物品の実勢小売価格の 3 倍を超えない額の罰金刑、又は、それらの 併科。実際には、法で定める罰が重い再犯の場合を除いて裁判所は罰金しか課 さないのが普通である。

商標権侵害事件

第二の選択肢は、ケニアで登録した商標に基づき、侵害当事者に対する商標権侵害訴訟をケニア高等裁判所に提起することである。

このような場合、原告は以下の救済を求め、獲得できる。

- 暫定的差止命令
- アントンピラー命令
- 恒久的差止命令

- 侵害商品の売上の計算書の提出命令
- 侵害商品の全在庫を廃棄するために原告への引き渡しを命ずる命令
- 損害賠償の裁定
- 訴訟費用の裁定

証拠の大半は、暫定的差止命令を求める申立書を裏付ける宣誓供述書に含めることができるものの、事件の裁判手続が、最終的には裁判所が暫定的差止命令を認めるかどうかの判断を下してからおよそ 24 か月後に行われる実質審理へと進んだ場合には証人による宣誓を伴う口頭証拠によりこれを確認しなければならない。

高等裁判所は、暫定的救済措置として暫定的差止命令とアントンピラー命令を認める 権限を有する。アントンピラー命令は、原告の弁護士が警察官を伴って指定された敷 地内に立入り、商品を押収、留置すること、そうした商品の一覧を作成すること、侵 害商品の生産及び販売に関連する敷地内の全ての記録を調べ、その複製を作成するこ と、敷地内で見つかった一切の侵害品を梱包、持ち去り、実質審理に関する決定が下 るまで保管することを認めるものである。このような商品は、施設から商品を除去す る際に原告の弁護士が作成する押収品一覧を被告に送付した後に初めて施設から持 ち去ることができる。押収品は、そこで、定評のある警備会社によって警備される安 全な倉庫に保管しなければならない。原告は、保管費用と警備費用を負担し、安全を 期して押収品に保険をかける必要がある。侵害事件が実質審理へと進んだ場合である が、そこで、それからおよそ24か月後に行われるその事件の実質審理の結果が出る まで押収品を保管しなければならない。上記の概要から、そのような命令を取得し、 摘発を行い、侵害品を押収し、これを保管することが時間のかかる煩雑で高価な手続 であることが理解されるであろう。したがって、原告が暫定的差止命令を獲得するだ けで満足するのか、それとも、アントンピラー命令を求め、取得し、侵害品を押収さ せ、押収品を安全に保管することをも望むのかどうかを真剣に見極めなければならな

原告は、商標権侵害訴訟又は詐称通用訴訟を提起する前に他に手続の次の二つの重要な側面を認識しておくべきである。

(i) 原告がケニアの有形かつ価値のある財産や資産を持たない非居住者企業であ り、被告が裁判所の命令を申し立てた場合、高等裁判所は、自らが許容し得る 訴訟費用の適切かつ十分な担保を、裁判所の定める期間内に差し入れるよう被 告に命ずる。そのような担保が提供されるまで訴訟を進めることはできない。 裁判所が命ずる期間内に担保が提供されなかった場合、被告は訴訟を却下する よう申し立てることができる。

(ii) 高等裁判所は、暫定的差止命令とアントンピラー命令を認める条件として、暫定的差止命令とアントンピラー命令が認められてから約 24 か月後に行われる実質審理で原告が勝訴しなかった場合、裁判所が当該差止命令とアントンピラー命令を認め、摘発と商品の押収が行われた結果として被告が被った一切の損害を支払うことを取消不能かつ無条件の確約により約束するよう原告に命ずる。

詐称通用事件

この種の訴訟は、原告がその標章をケニアで登録しておらず、ケニアにいる第三者が原告の標章と同一又は混同を生ずる虞のある程度に類似する標章を付した原告の商品に類似する商品又は原告の包装の外装と類似する包装の類似商品を輸入、製造、流通又は販売している場合に高等裁判所に提起することができる。

模倣品取締法に基づく ACA の権限に関する上記の情報から、ケニアで登録された商標と同一又は混同を生ずる虞のある程度に類似する商標を付している侵害商品の場合のようには、ACA が、摘発、押収及び訴追を行うことができない点に注意する必要があろう。このような場合、そのようなコピー商品の輸入、製造、流通又は販売を防ぐための対策を希望する当事者は、侵害品の包装にコピーされている自らの商品の包装の図柄について著作権を有することを証明できない限り、高等裁判所に詐称通用訴訟を提起する以外に選択肢がない。当該当事者が、その図柄に、ケニア著作権法及び規則の下でケニアにおいてエンフォースメントできるような著作権を有する場合、ACA は、模倣品取締法に基づき著作権者が行った告訴に応ずることができる点に注意したい。

商標権侵害事件に関連して上記で列挙したように、詐称通用事件にも類似の救済措置を利用できる。高等裁判所は、暫定的差止命令とアントンピラー命令を認める条件として訴訟費用の担保を提供し、一切の損害を賠償する旨の確約を行うよう原告を命ずることができる(上記商標権侵害事件の解説箇所を参照)。

詐称通用訴訟を提起した場合、被告から購入した非真正品を原告の真正品と混同した ことを裏付けるケニアの独立した証人の証言を得る必要がある可能性がある。公衆が、 一般に混同の事例を報告しない、そのような状況下で非真正品を購入したことに気づかない、又は、裁判手続で証拠を提出し反対尋問にさらされ審理が絶えず延期される中、ケニアにおける長期間の裁判手続に対する心の備えがないなどの理由でそのような証拠を提出するのが困難な場合がある。

詐称通用事件に関する英国の判例は、現実の混同又は詐欺の証拠を提出できない場合でも、混同又は詐欺の強い虞に関する証拠があれば詐称通用事件に十分勝訴できることを示しているものの、ケニア高等裁判所のいくつかの判決は、混同を裏付けることのできる証人から実例に関する証拠を入手するよう求める傾向が一部の裁判官に見られることを示している。これは、購入した模倣品により混同又は欺瞞されていた旨の証言を証人から得られないというだけで詐称通用事件に敗訴するのではないかなど、裁判の見込みをめぐる不確実性をもたらしている。

著作権侵害事件

著作権の資格を持つ著作物の著作権の所有者は、著作権法に基づき、自らの著作物のいずれかの部分を自らの許可なく、なんらかの物理的な方法でコピーする全ての者に対する著作権侵害訴訟を高等裁判所に提起することができる。このような著作権の所有者は、高等裁判所にこのような著作権訴訟を提起するための前提資格としてケニア著作権委員会に自らの著作権を登録する必要はない。万国著作権条約と文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約を批准した国々における著作権者は、ケニアにおいて著作権者の許可なくその著作物のいずれかの部分をコピーする任意の者に対する著作権訴訟をケニアで提起することができる。

高等裁判所は、著作権侵害事件において、高等裁判所に提起された商標侵害及び詐称 通用事件をめぐって上記に記載したものと同じ救済を与える。

特許、実用新案及び意匠侵害事件

工業所有権法では、このような事件を工業所有権審判所に提起するべきであると述べている。しかしながら、同法では、このような事件を審理する専属的管轄権を工業所有権審判所に与えてはいないところ、ケニア高等裁判所は、いかなる法律も別な法廷がそのような事件を審理するための専属的管轄権を有すると定めてはいない事件について、自らの固有の管轄権に基づきその事件を審理できると判示した。

特許、実用新案及び意匠侵害事件が、工業所有権審判所又はケニア高等裁判所に提起された場合、高等裁判所「商標権侵害事件」という上記見出しで説明しているのと同じ救済手段を利用できる。

高等裁判所における植物品種権侵害事件

登録された植物育成者権(「PBR」)の所有者(複数可)、又は、PBR 出願の係属中に 侵害に対する仮保護を出願人に与える保護指令を登録出願と同時に申し立てた係属 中の PBR 出願の出願人は、侵害訴訟をケニア高等裁判所に提起することができる。 種子及び植物品種法の第 20 条は、植物品種に関して第三者によって犯される次の行 為が登録された PBR 又は保護指令の命令が付与されている係属中の PBR 出願の侵 害を構成すると述べている。

- (a) 生産又は再生産
- (b) 増殖のための調整
- (c) 販売の申出、販売その他の販売手段
- (d) 輸出、輸入又はいずれかの行為を目的とする貯蔵

しかしながら、以下の行為は、登録された PBR 又は保護指令命令が付与された係属中の PBR 出願の侵害を構成しない。

- (a) 研究目的での繁殖素材の生産又は育成者自身の種苗場において新品種を開発する目 的での生産及び貯蔵
 - (b) 問題の植物品種が登録されていることについて、権利を侵害した者が認識しておらず、そう疑うべき合理的な理由を有していなかった場合
 - (c) ライセンスに付帯する条件への違反が侵害を構成し、侵害者がこうした条件 のいずれについても通知を受けていない場合

PBR 侵害訴訟における原告は、商標又は意匠侵害事件の原告が利用できるものと同じ救済、すなわち暫定的及び恒久的差止命令、損害賠償、利益計算命令又は侵害品の引渡し及び廃棄を利用できる。

(2) 最も効果的なエンフォースメント手段

摘発を実行し、侵害品を押収し、侵害商品を輸入、製造、梱包、流通させ又は販売している当事者を起訴する権限を ACA が行使するためには、模倣品取締法のもとで必要とされている条件を侵害商品が満たしていなければならない(「模倣品取締法」という見出し以下の説明を参照)ものの、商標権侵害、特許、実用新案及び意匠並びに著作権侵害訴訟又は詐称通用事件を高等裁判所に提起し、暫定的差止命令とアントンピラー命令を取得しようと努めるよりも、同法に基づき ACA に告訴する方が安く済みかつ効果的である。

水際対策と ACA による監視活動

ACA は、ケニアの国境沿いの町に検査官を配置しておらず、また、模倣品が輸入される可能性のあるケニアの主要空港であるジョモ・ケニヤッタ、モイ、エルドレト及びウィルソンの各空港に検査官を配置していない。したがって、ACA は、こうした空港で一般的な監視活動を行うことができない。

ACA ではモンバサの町に検査官を配置しており、検査官には、モンバサの港湾当局に提出された輸入書類の不審な記入から模倣品が含まれている疑いのあるコンテナを留置するよう同当局に要求する権限が与えられている。彼らは、商品が模倣品でないか確認するためにコンテナを開けるよう求め、輸入者及び商品の包装に1以上の商標が表示されている企業の代理人の立会いのもとに商品を検査することができる。彼らが商品を検査し、当該商品が模倣品であるという結論に達すると、ACAは、このような商品を最高で90日間留置することができ、ACAは、様式ACA8を使った告訴状とともに、様式ACA9及びACA12を商品の留置から90日以内にACAに提出するようケニアで登録された知的財産権の所有者に求める。

ケニア模倣品取締法は、ケニア登録商標の権利者が自らの商標に関する詳細を ACA の管理する登録簿に記録するよう ACA に求めることができると述べている。また、この記入事項には、所有者が任命する国内代理人の名前と住所も含める必要がある。しかしながら、ACA では、ケニア歳入庁 (KRA) の税関が入国港湾及び空港で被疑模倣品を察知し留置するのを支援する目的でこの登録簿を税関に提供することをまだしていない。ACA がケニアの主要な町で独自に摘発や押収を行う目的でのみこの登録簿を参照していることは明らかであるものの、ACA では、こうした登録簿を維持しているにもかかわらず、一般にケニアで登録され、ケニア市場で販売されている模倣品に複製された商標の権利者から(法及び同法に基づく規則により要求されてい

るとおり)様式 ACA 8 を使った告訴状を受け取った場合にのみ摘発及び模倣品の押収を行う。また、商標権者は、告訴状とともに、ACA の損失を補償するために文言の範囲の極めて広い様式 ACA 9 を使った損失補償書も提出しなければならない。

その他の水際対策

KRA の税関はケニアの全ての海港及び空港に税関事務所を構えているものの、主に関税と付加価値税を徴収する目的で税関申告が正しく行われているかどうか及び税関に提出された船積書類と貨物運送状に上記の税金の納付を回避する企てを示すような矛盾が含まれていないかどうかを確認することに重点を置いている。

模倣品を特定し、留置を行うケニア税関の権限の度合いに関するケニアにおける見解は、他の国々の場合とは異なっている。ケニアの税関では、ケニアで登録された商標のリストを保有していないため、模倣品であることが疑われる場合に当該商標を付した商品を留置する目的で輸入の一般的監視を行うことができない。模倣品の特定の貨物がケニアを仕向け先としていることをケニアで登録された商標の権利者が察知した場合に当該権利者が模倣品取締法に基づいて取り得る唯一の選択肢は、模倣品取締法の第34条及び規則に基づき様式ACA10に書かれ、貨物の完全な詳細、商品をケニアに輸送する船舶の名称、船舶の到着予定日及び根拠とするケニアにおける商標登録を示す告訴状を作成し、ケニア税関に提出することである。また告訴人は、規則に収録された様式ACA11を使い、広い範囲の損失を補償する補償書を税関に提出しなければならず、これには、商品がケニアに到着した際に、それが模倣品ではないか確認する目的で商品の見本を検査するために税関が呼び出すことのできるケニアにおける代理人の名前と住所を記載しなければならない。様式ACA10とACA11の写しを本マニュアルの附属書に収録した。

(3) 関連する政府機関

ケニア模倣品取締機関(ACA)

その機能は、摘発や模倣品の押収を実施し、そのような商品の輸入者、製造者及び小売者を刑事訴追し、そのような者について有罪判決及び罰金、そして押収した模倣品の没収及び廃棄を命ずる命令を獲得することである。

その住所は次のとおりである。

Kenyatta Avenue Teleposta Towers, 4th Floor, P.O. Box 47771 – 00100

Nairobi, Kenya

電話: +254 20 2280000

ファックス: 254 20-2225124/31 携帯電話: 254 717 430 640

電子メール: info@aca.go.kemailto:info@aca.go.ke

ウェブサイト: http://www.aca.go.kehttp://www.aca.go.ke/

その常務理事代理は、John Akoten (jakoten@aca.go.ke) である。

mailto:jakoten@aca.go.ke

ケニア歳入庁(KRA)の税関

その機能は、主に全ての輸入品について正しい関税と付加価値税が納付されるよう確保することにある。しかしながら、模倣品の貨物の到着予定に関連して模倣品取締法の第34条に基づく具体的な告訴状を受け取れば模倣品を留置し、押収することができる。

その住所は次のとおりである:

Kenya Revenue Authority Customs Services Department Mr. Julius Musyoki Commissioner of Customs Services 12th Floor, Times Tower Building Haile Selassie Avenue P.O. Box 48240 – 00100

Nairobi Kenya

電話: 254 20 2817104/+254 20 310900

電子メール: Julius.musyoki@kra.go.kemailto:Julius.musyoki@kra.go.ke

(4) 調査機関

調査は、民間の調査会社でのみ行うことができる。調査を行うためには、模倣品を保管又は販売していると考えられる場所に関する基本的な情報及び模倣品を特定し、これを真正品から区別することを可能にするような情報が必要になる。また、複製元で

あると考えられる真正な商標と模倣標章が表示されている商品に関する情報も必要 になる。

模倣標章を付した商品のおとり購入を行い、当該購入の領収書を入手し、購入日時及び場所の記載、小売店の名称と住所、商品の輸入者、製造者及び小売者、その活動、株主、役員並びに物理的及び郵送先住所に関するその他の情報を記録するよう調査会社に指示しなければならない。

自社の1以上の商標が模倣品の包装に複製されている会社の調査マーケティング部門は、おとり購入で購入した模倣品を真正品と詳細かつ物理的及び視覚的に比較しなければならず、模倣品、そして模倣品と真正品との違いに関する報告書をACAに提出しなければならない。こうした比較を行い、報告書を作成した者は、おとり購入した模倣品の輸入者、製造者及び小売者に対してACAが提起した刑事訴訟の審理に出廷し、真正品と模倣品とを比較するために採用した手順及び真正品と模倣品との間で判明した違いを確認できる宣誓を伴う口頭証拠を当該審理において提出する必要がある。

(5) その他の留意点

独立した調査者は、商標権侵害、著作権侵害及び詐称通用訴訟をケニア高等裁判所に 提起する前に、侵害商品のおとり購入を行い、当該購入の領収書と侵害商品の少なく とも五つの見本を入手しなければならない。暫定的差止命令を求める申立てを裏付け るために提出する宣誓供述書に、調査者による購入の証拠及び真正な商標権者の代理 人から得た真正品の包装と侵害商品のものとを比較した結果に関する証拠を添付し なければならない。商標権侵害事件及び著作権侵害事件を審理する裁判所が暫定的差 止命令を認め又は認めなかった後に事件が完全な実質審理に進んだ場合、宣誓供述書 に証拠を添えた者は、およそ 24 か月後に行われる事件の実質審理に出廷しなければ ならない。

上述の条件は、工業所有権審判所又は高等裁判所に提起される特許権侵害、実用新案権及び意匠県侵害事件に等しく適用される。さらに、こうした事件では、侵害品を検査する技術的資格を備え、調査者によりおとり購入された侵害品が侵害訴訟の対象となる登録特許、実用新案又は意匠を間違いなく侵害しているかどうかについて論評できる者による報告書を入手する必要がある。

高等裁判所又は工業所有権審判所に提起されるコモンロー事件において利用できる 救済については、本マニュアルの第2章、「I知的財産権行使制度」の第3節のそれ ぞれ商標権侵害事件、詐称通用事件、著作権侵害事件並びに特許、実用新案及び意匠 事件という小見出し以下に列挙している。

ケニアの裁判所は、海外の企業又は個人が侵害又は詐称通用訴訟を提起するための前提条件として、裁判所に保証金を提出するよう外国企業に求めていない。しかしながら、裁判を継続するための条件として訴訟費用の担保を提供するよう被告が裁判所に申し立てた場合、高等裁判所は、ケニアの居住者ではなく、ケニアにおいて差押え可能な財産を持たない原告に対して、被告が被る可能性のある訴訟費用について、許容され得る銀行から銀行保証の形でその費用の十分な担保を提供するよう命ずる。担保の額は、申立てを審理する裁判官の裁量に全面的に委ねられている。そのような事件における訴訟費用を担保するもう一つの方法が、実質審理の最終結果が判明するまで裁判所又は原告と被告の弁護士の共同名義の銀行口座に資金を預託するよう義務付けることである。

第4節 知的財産権侵害の調査及び情報収集

(1) 調査および情報収集

知的財産権侵害について調査し、情報を収集し、侵害品をおとり購入するよう、独立した民間調査会社に指示する必要がある。そこで、商標権侵害又は詐称通用訴訟を提起する場合、調査者は、収集した情報を示し、購入した侵害品の見本と当該購入の領収書の写しを添付し、暫定的差止命令の申立てを裏付ける宣誓供述書を提出する。

第5節 停止通告書 (C&D レター=警告書)

(1) C&D レターの効果、および、C&D レターの送付方法

C&D レターが送付される状況の約70%において侵害者がその侵害行為を中止する。

本マニュアルの附属書に C&D レターの見本を添付する。侵害当事者がこうした条件の全てに従った場合、侵害又は詐称通用訴訟をケニア高等裁判所に提起する必要はない。

C&D レターを送るための最良の方法は、弁護士を通じ、侵害当事者に書面を物理的に送達することであるものの、その代わりに書面を書留又は普通郵便により侵害当事者に送付する方法もある。

C&D レターは、商標権侵害、特許権侵害、実用新案権侵害、著作権侵害事件又は詐称通用事件が提起された裁判所により有効かつ証拠能力ある証拠として受け入れられる。

(2) 裁判所外における和解の概要

侵害及び詐称通用事件が提起されると、ケニアの裁判所は裁判所外における和解条件を定めない。事件の当事者は、和解条件に同意すると、裁判所の事件簿に和解条件を記録し、事件簿において事件を解決済みとするよう高等裁判所に請求する。

和解条件は通常、C&D レターに記載された条件に準ずる。

第6節 民事訴訟手続き

(1) 民事訴訟制度の概要

商標権侵害、著作権侵害事件及び詐称通用事件はケニア高等裁判所に提起しなければならない。そのような事件における高等裁判所の判決は、ケニア控訴院に控訴することができる。上訴が憲法問題を含んでいるか又はケニアの国民にとってかなり重要な問題を含んでいるかのいずれかの理由で最高法院が上告を認めた場合にのみ、控訴院の判決を最高法院に上告することができる。

ケニア工業所有権法は、特許、意匠及び実用新案の侵害、取消及び無効訴訟を同法により設置された工業所有権審判所で審理すると述べている。次に工業所有権審判所の 審決をケニア高等裁判所に上訴すること、高等裁判所の判決を控訴院に控訴すること ができる。

工業所有権法では、特許、意匠及び実用新案侵害事件の第一審を工業所有権審判所で 審理するよう定めているものの、高等裁判所は、ケニア工業所有権法の規定にかかわ らず、ケニア憲法の下でそのような事件の第一審を審理する固有の管轄権を自らが有 すると少なくとも二つの判決において判示している。

工業所有権審判所における特許、意匠及び実用新案侵害及び取消事件を扱う弁護士は、 ケニア弁護士会により発行された現在有効な営業許可証を所持するケニア高等裁判 所により許可された弁護士でなければならない。

高等裁判所と控訴院の事件を扱う弁護士は、現在有効な営業許可証を所持するケニア 高等裁判所により許可された弁護士でなければならない。

高等裁判所又は控訴院には専門的な知財裁判部門は存在しない。

(2) 訴訟法

(a) ケニアで登録された特許、実用新案又は意匠の登録された権利の所有者である 当事者は、登録された特許、実用新案又は意匠に基づく自らの権利に関係する KIPI のマネージング・ディレクター又はケニア政府の大臣の決定に対する審 判を工業所有権審判所に請求することができる。しかしながら、このような審 判は、工業所有権法又は 2002 年工業所有権規則において審判請求について異 なる期限を定めている場合を除き、理事長又は大臣の決定の通知の日から 90 日以内に工業所有権審判所に請求しなければならない。KIPI の理事長の決定に対する審判を請求する期限が異なる一例が、ケニアで登録された特許、実用新案又は意匠に関連する契約上のライセンスに対する理事長の登録拒絶決定に対する審判を当該決定から2か月以内に工業所有権審判所に請求するよう求める工業所有権法の第71条である。

- (b) 出訴期限法の規定の下で、特許、意匠及び実用新案侵害事件は、知的財産を侵害された当事者が侵害者による自らの権利への侵害に気づいた時から3年以内に工業所有権審判所又は高等裁判所に提起しなければならない。
- (c) 工業所有権法の第 103 条の下で、登録された特許、意匠又は実用新案の取消又は無効審判手続を請求する者は、特許、意匠又は実用新案の産業財産公報への公告の日から 9 か月以内に当該手続を請求しなければならない。
- (d) 出訴期限法の規定に基づき、商標権及び著作権侵害事件並びに詐称通用事件は、 自らの商標権又は著作権が第三者により侵害されていること又は真正な未登 録商標と同一又は混同を生ずる虞のある程度に類似する商標を付した包装で 他の当事者が自らの商品又はサービスを詐称通用していることに商標権者又 は著作権者が気づいた日から3年以内に高等裁判所に提出しなければならな い。
- (e) 工業所有権審判所の審決に対する高等裁判所への上訴は、審決の日から 30 日 以内に行わなければならない。

(3) 侵害行為に対する民事訴訟手続き

(a) 登録された特許権、実用新案権又は意匠権の侵害

第三者が知的財産権者の許可なく次の行為に従事した場合に、ケニア工業所有権法の下で付与されケニアで登録された権利への侵害となる。

- (i) 特許された製品を製造し、輸入し、販売の申出をし、販売し、使用する こと
- (ii) 当該製品の販売の申出をし、販売し又は使用する目的で貯蔵すること
- (iii) 特許又は実用新案が付与された方法を使用すること

- (iv) 当該方法を用いて直接的に得られた製品に関して、パラグラフ(i)及び(ii) にいう行為の何れかをすること
- (v) 意匠の場合には、工業上又は商業上の目的で製品の製造において当該意 匠を複製すること

(b) 著作権の侵害

第三者が著作権者の許可を得ずに次の行為に従事した場合、文学的、音楽的、 美術的著作物及び視聴覚著作物の著作権への侵害となる。

- (i) 原著作物の形又は原著作物から生じていると認識できる形での著作物 の全体又は実質的部分を物理的な形に複製すること、又は
- (ii) 原著作物の全体又は実質的部分を販売、貸与、リース、賃貸借、貸付又 は輸入することによる著作物の公衆への頒布
- (iii) 原著作物の形式又は原著作物から生じていると認識できる形における 著作物の全部又は実質的部分を公衆に伝達させること。

(c) 商標権の侵害

商標権の侵害は、第三者が登録商標所有者の許可なく次の行為に従事した場合 に発生する。

- 商標の真正な所有者がその商標を登録しているのと類似の商品又は類似のサービスに登録商標を複製又は再現すること、 又は
- 登録商標と同一の標章又は類似する標章を付した商品を製造し、組立て、輸入すること、又は、販売し、販売申出をする目的で貯蔵し、 又は、同一又は類似する標章を付したサービスの販売又は販売申出をすること。このような商品又はサービスは、登録商標が登録されている商品又はサービスと同一又は類似でなければならない。

(d) 地理的表示 (GI)

GIは現在、ケニアのいかなる法律の下でも保護されない。

(4) 民事訴訟の期間および損害賠償額

商標権、著作権侵害、詐称通用事件及び特許権、実用新案権及び意匠権の侵害訴訟に おいて利用できる救済手段は、既に第2章第3節の「知的財産権行使制度」という 見出しの下の小見出しで列挙した。

- 高等裁判所における商標権侵害事件
- 高等裁判所における詐称通用事件
- 高等裁判所における著作権侵害事件
- 工業所有権審判所における特許、実用新案及び意匠事件。

ケニア高等裁判所と工業所有権審判所は、名誉回復又は侵害品の没収及び廃棄を命じないものの、侵害品の全在庫を廃棄するために提訴した当事者(「**原告**」)に引き渡すよう侵害当事者(「**被告**」)に命ずることができる。また、裁判所は、暫定的差止を命ずる以外にも、暫定的救済としてアントンピラー命令を認めることもできる。

民事訴訟の費用 - 高等裁判所の公式な手数料は高等裁判所により随時公表される規則に従って計算する。

弁護士報酬は、弁護士が侵害訴訟を引き受けることに同意する前に依頼人と合意した時間報酬又は専門家報酬の計算方法をめぐって弁護士と依頼人が合意に達しない場合には2014年弁護士報酬令の表6に従って計算する。原告が勝訴し、裁判所により訴訟費用の被告負担を裁定された侵害訴訟において敗訴した被告が負担する弁護士費用は、弁護士報酬令の表6に記載されている弁護士費用に限定される。

高等裁判所は、一般に侵害訴訟の当事者に対して裁判所外の和解を成立させる期限を 定めないものの、(和解交渉をするために)審理の延期を求める当事者に対して公式 の延期手数料を裁判所に納付するよう求め、また、通常は長期かつ連続する延期に同 意しない。

さらに、民事訴訟法では、原告が 12 か月以上にわたって民事訴訟を進行させなかった場合、不進行を理由に事件を却下するよう申し立てる権利が被告にあると述べている。こうした要因は全て、可能な限り迅速に和解に到達するよう当事者を奨励する効果がある。

原告が、損害賠償金を支払うよう被告に命ずる命令を高等裁判所に求める場合、併せて被告が当該商品を販売していた期間中に販売された侵害品の数量及び当該販売額を示す売上の計算書を裁判所に提出するよう被告に命ずる命令を申し立てることもできる。損害賠償の裁定額は、第一に、被告による侵害品の販売の結果として原告がケニアにおいて被った真正品の販売額の減少額、第二に売上の計算書に含まれる情報に基づいて計算する。

原告の侵害訴訟の実体に、加重的損害賠償についても裁定するよう裁判所に求める請求が含まれていない限り、また、原告から C&D レターを受け取ったにもかかわらず、被告が C&D レターに記載した条件に従わず、侵害品の販売を停止するよう原告が督促したにもかかわらず侵害品を公然と販売し続けたことを原告が証明しない限り、高等裁判所が加重的損害賠償額を支払うよう被告に追加的に命ずることはない。

侵害訴訟を高等裁判所に提起する前に、侵害当事者に C&D レターを送付するもう一つの重要な意義は、一般に侵害当事者が訴訟において争う姿勢を見せない場合、高等裁判所が訴訟費用の被告負担を原告に認めることがないためである。

(5) 民事訴訟を提起する適格を有する者

ケニアで登録された商標、特許、実用新案及び意匠の権利者は、侵害又は詐称通用事件をケニア高等裁判所に提起することができる。商標法の下でライセンシーは、登録商標権者の承認を得た場合にのみ商標侵害事件を提起することができる。サブライセンシーは商標侵害事件を提起することができない。

著作権法に基づき著作権の資格を持つ著作物の著作権者、また、当該著作物の著作権の専用使用権のライセンシーであって書面による契約に基づき任命された者も、著作権侵害訴訟を高等裁判所に提起することができる。また、ケニアの居住者ではないものの、ケニアも批准国であるような著作権条約を批准している国において当該著作物の著作権を有する著作権者も、ケニアにおり、著作物の全体又は実質的部分を物理的な方法でコピーする者に対する著作権侵害訴訟をケニア高等裁判所に提起することができる。

詐称通用事件は、未登録商標の所有者しか提起できない。

工業所有権法の下では、通常、登録された特許、実用新案及び意匠の登録所有者が侵害訴訟を提起する。登録された特許、実用新案及び意匠の専用使用権のライセンシー

は、そのライセンス契約が IPA の第 68 条に従って KIPI に登録されており、登録所有者の同意を得た場合にのみ、そのような事件を提起することができる。

(6) 侵害訴訟において念頭に置くべきポイント

- (a) 商標権侵害事件の場合: 商標権侵害事件を提起する前に、以下の点に留意しなければならない。
 - ケニアで登録された商標の権利者が、自らの商標の登録の日から5年連続してその商標を使用したことがないにもかかわらず、被告に対する商標権侵害訴訟を提起した場合、侵害当事者(「被告」)による商標法第29条(1)(b)に基づく不使用の理由に基づく登録簿からの取消/登録抹消の反訴にさらされる。
 - さらに、商標法の第 10 条の下で、自ら又は自らの前権利者が原告による 登録商標の使用前又は登録商標の登録前から関連する商品にその標章を 継続的に使っていることを被告が証明できる場合、侵害訴訟を提起する 原告は勝訴しない。
 - さらに、第15条(2)の下で、自らが同一商品又はサービスについて侵害標章を誠実に同時使用しており、原告もそのことを知っていた事実を当該事件の被告が証明できる場合、高等裁判所が侵害訴訟を却下する場合がある。
- (b) 特許権、実用新案権及び意匠権の侵害事件の場合、以下の点に留意しなければ ならない。
 - 特許及び実用新案の権利者は、特許又は実用新案の登録が更新されており、 特許又は実用新案の存続期間が終了することのないよう、あらゆる年金が 納付されるよう確保しなければならない。
 - 意匠の権利者は、それぞれ5年の保護期間の第1期と第2期がそれぞれ満 了した際に、登録が更新されるよう確保しなければならない。
 - 第三者(「被告」)に対する特許、実用新案及び意匠侵害訴訟が提起された 場合、当該被告は、権利付与の知財公報への公告の日から9か月以内に行

われることを条件として、知的財産権の取消しを求める反訴を申し立てることができる。

(7) 互換品の表示

商標権侵害と詐称通用事件において、侵害標章の使われている商品又はサービスが互換性のある製品又はサービスなのか、類似する商品又はサービスなのかの問題は事実審理を行う裁判官の判断に全面的に委ねられる。

(8) 互換品の表示に関する指針の有無

製品が互換品であるかどうかを判定するための基準を定めるケニア法は存在しない。 製品が互換品であるかどうかは、事件を審理する裁判官が別製品に対する自らの認識 に従って決定する。

(9) 互換品の表示に関する重要な判例

何が互換品とみなされ得るかを示唆する終局的な判決は出ておらず、何が互換性のある製品又はサービスであるとみなされ得るかを示唆する商標法の規定は存在しない。

(10) 看板に他者の商標を表示した場合

ケニア商標法には、第三者による他者の登録商標の看板への使用が商標権侵害を構成することを特に示唆する規定が存在せず、この問題に関するケニアの裁判所の判決も存在しない。しかしながら、商標法の第7条(a)は、商標権者又はそのライセンシーではない者が、同一の、あるいは、取引の過程において誤認を生じるか又は混同を生じさせる虞があるほど類似している標章を、次のことを生じさせる虞がある態様で使用した場合は、登録標章の権利が侵害されることとなると示唆している。

- (a) 標章が、商標として使用されていると見られること
- (b) 標章の使用が公衆に発出された公表広告若しくはその他の公表におけるものである場合に、登録権者の許可を得ずに標章を使用する者が、権利者若しくはライセンシーとして当該商標を使用する権利を有するか、又は、同人が取引の過程において関連している(その商品が登録されている)商品又はサービスであることを示唆するものと見られること、及び、
- (c) 標章の使用が当該商標権者又はライセンシーに被害又は損害を引き起こすこと。

この問題に関するケニアの裁判所の決定は存在しないため、ケニアの裁判所が、こうした規定の解釈を拡大し、登録商標が権利者の同意なく使われている看板に適用する可能性があるものの、こうした規定は、標章が登録されている商品又はサービスに関連する取引の過程で第三者が標章を使う権利を有していることを看板の内容が示唆しているような場合にのみあてはまる。

(11) 他者の商標が輸出目的でのみ添付されている場合

ケニアでは、商標が登録されている商品の明細書に含まれる商品を輸出する目的にのみ使うという条件で商標を登録することも可能である。

ケニア商標法の第7条(2)は、登録により与えられる商標使用に係る権利は、登録の対象となっている商品の輸出に限定して商標を使用するという上記の条件に従って登録商標を使用する場合、輸出される商品に関連して当該標章が使用されることによって侵害されるとはみなされないと示唆している。このテーマに関するケニアの判決はまだ報告されていない。

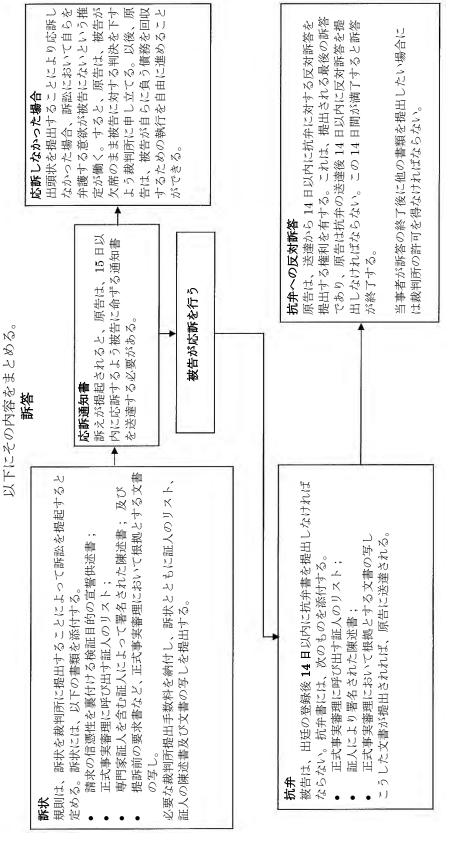
(12) 民事訴訟手続のフローチャート (それぞれに関する説明及び期限)。

ケニア高等裁判所に提起された侵害訴訟における民事訴訟手続のフローチャート

要求書又は停止通告書

訴訟を提起する前の最初のステップであ る。名宛人がこれに従わない場合の次のステップは、訴訟を提起することである。その期限は原告の裁量による(通常の慣行では7~14日間)。 通常の場合、 また、 当事者が応答しない又は書面の要求に従わなかった場合には訴訟を提起することができる。 これは、特定の期間内に法的義務を果たすよう名宛人に要求する正式な通告である。

(以下「規則」) に定められており、 2010年民事訴訟規則 訴訟の提起 ケニアにおいて民事訴訟を提起する方法は、



暫定的申立

回の 当事者は、審理係属中かつ判決により訴訟が終了する前に差止命令を申し立てることができる。知的財産事件において、被告が被疑侵 また、この申立ては、緊急性認定書(certificate of urgency により提訴時に行うこともでき、裁判所は、申立てを審理するまで、 差止命令の申立ては、申立書と裏付となる宣誓供述書により行う。申立ての裏付となる一切の書類を宣誓供述書に添付する。 それ以上の宣誓供述書は、事前に裁判所の承認を得 申立人は、反対訴答に応答する宣誓供述書を再度提 裁判 所が証人による証言を審問することは稀である。口頭による一切の証言について特別に裁判 その際に裁判所が訴訟の本案に立入ることはできず、その点で提起された予備的な論点につ 裁判所が決定を下せば訴訟の審理を再開してもよい。しかしながら、決定により不利になっ 口頭又は書面による弁論及び証拠書類に基づき決定を下す。 出する許可を求めることができる 裁判官は、当事者の弁護士による口頭又は書面による弁論に基づき申立てを審理する。 害品をさらに販売、広告又は生産するのを防ぐ差止命令を申し立てることが一般的である。 再度の宜誓供述書 る必要がある。 被告は、反対訴答宣誓供述書により申立てに応答す ることができ、これに根拠としたい文書を添付する。 る。 所の許可を求め、得なければならない。 が適切と認める暫定的な命令を発することができる。 裁判所は、宣誓供述書の証拠、 いてしか決定できない。 申立てに関する決定 申立ての審理 反対訴答宜誓供述書

た当事者は決定を上訴する権利を有する。

正式事実審理前協議

全ての関連文書が交換されるよう裁判所が確保すること;裁判所の手数料が全額納付されていること;訴訟中に対処 規則は、訴答の終了後 30 日以内に正式事実審理前協議を招集するよう裁判所に求めている。そのねらいは、正式事 実審理が始まる前に予備的な問題を省くことであり、この段階で処理する問題には次のものが含まれる。

裁判所は、以上の問題が処理されたことを確認した後、問題を審理する準備が整ったことを認定する。裁判所又は裁 判所の記録保管室(court registry)のいずれかが当事者に対して審理の日を指定する。 すべき問題を特定すること;及び、審理の進行表を作成すること。

日間続く場合もある。審理が終了すると、当事者の弁護士は、最終弁論を口頭で行うか、又は答弁書 画像形式の証拠、また(意匠侵害の場合には)物理的な品目の形の証拠さえ提示できる。審理は、数 審理の間、両当事者の証人が呼び出され、弁護士により尋問される。裁判官が証拠を記録する。文書、 の形で弁論を提出する。

秋昇

事件を審理した後、裁判所は、直ちに又は正式事実審理の終結から60日以内のいずれかの時に公開の法廷で判決を 言い渡す。判決が60日以内に言い渡されない場合、裁判官はその理由を記録し、これを裁判長に転送する。判決に 判決の理由を含めなければならない。

判決 (decree) の執行

勝訴した者は、そこで、判決を起草し、承認を得るために裁判所に提出する。判決には、裁判所によって付与された救済又は裁定を記載する。訴訟の勝者(判決所持者(decree holder)が自らに認められた総額又は裁定額を回復するために執行するのはこの判決である。判決所持者は、判決の執行を求める正式な申立てを行わなければならない。

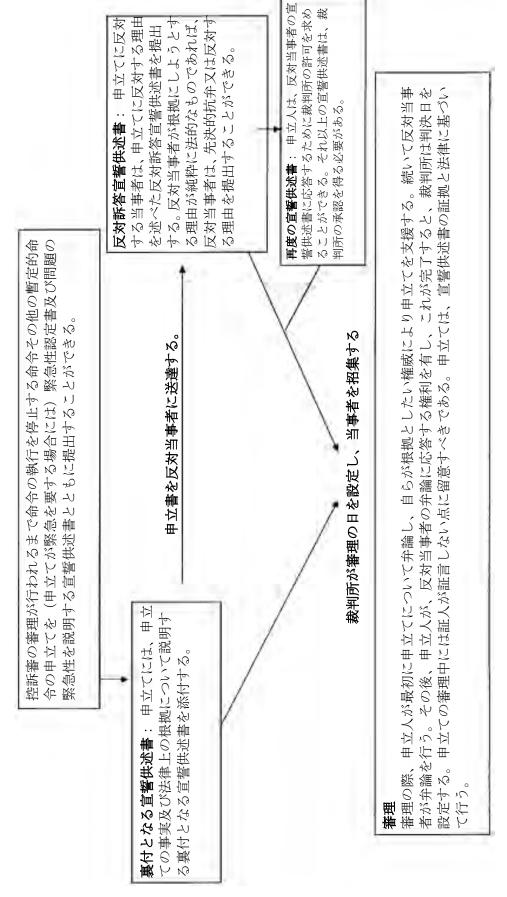
控訴の係属中における執行停止を求める申立て

判決が言い渡されると、敗訴した当事者は控訴審の審理が行われるまでの執行停止を直ちに申し立てることができる。裁判所は、その申立てを検討し、執行停止を許可するかどうかを直ちに決定する。さもなければ、当事者は、判決を言い渡した裁判所又は控訴院のいずれかに執行停止を求める正式な申立てを行うことができる。

ケニア高等裁判所判決を控訴院に控訴した後の手続のフローチャート

高等裁判所判決の控訴を審理する控訴管轄権を控訴院に認めている。2010年控訴院規則及び2015年控訴院 実務命令 - (民事の控訴及び申立て)は、控訴院に控訴した場合に従うべき手続及びこれに使われる様式を定めている。一部の知的財 産(IP)問題については、紛争を審判所が審理し、そのため、そうした問題の最初の上訴審として控訴院に訴えを提起しない。その場合、高等裁判所が最初の上訴審になる。 控訴管轄法(勅令9)は、

暫定的申立てを行うための手続



弁論書: 一部には、裁判所が、問題を口頭で弁論する代わりに弁論書を提出することを当事者に 認める場合がある。これらのものは**答弁書**と呼ばれる。各当事者には、それぞれの答弁書を提出す る時間が与えられ、裁判所が認めた場合、当事者は、それぞれの答弁書の重要な側面について裁判 所に手短に説明することができる。これが行われると裁判所は判決日を設定する。

判決が言い渡される

民事の控訴提起手続

ばならないと規定する。控訴通知書には、判決全体を控訴したいのか、判決の一部を控訴したいのかを述べ、また、判決の一部を控訴したい場合にその部分を指定するべきである。また、控訴人の送達用住所と、通知書の写しを送達したい全ての者の名前と住 自らが控訴したい判決の日から 14 日以内に控訴通知書を提出しなけれ 所も明記すべきである。この通知書は、控訴する決定により直接影響を受ける全ての者に送達されるべきである。 **控訴通知書**: 控訴院規則は、控訴を希望する当事者が、

訴訟記録の写しの請求: 判決が言い渡されると、 当事者は、清書した訴訟記録の写しを第一審裁判所 に請求することができる。これは、判決の日から 30 日以内に行わなければならず、書面で行い、反 対当事者に送達しなければならない。

控訴を提起するための訴答:

ጟ 控訴は、**控訴の理由書**(Memorandum of Appeal)及び**控訴記録(Record of Appeal)**を提出することにより提起する。これらの 所定の裁判所手数料を納付する際、また**控訴通知書の提出から 60 日以内に**提出されなければならない。60 日の期限の例 訴人に配達する時間として上位裁判所の登録官の認定する期間を、控訴を提起すべき期間の計算から除外する。また、控訴人は、 清書された訴訟記録の写しを作成し、 外は、当事者が清書された訴訟手続の写しを請求した場合である。その場合、控訴院は、 控訴の訴訟費用についてその担保を提供しなければならない。 ものは、

訴答の内容

これは、誤って決定されたと主張する点、そして自らが裁判所に提案している命令の性格を明記し、控訴する決定に反対する理由をはっきりした見出しで弁論又は談話を交えずに簡潔に記載したものである。

控訴記錄

記録に含まれる全ての文書についてそれが引用されるページを記載した索引である;控訴人の送達用住所るページを記載した送達用住所を示す陳述書;訴答;審理に関する第一審裁判官のメモ;正式事実審理で作成された速記メモの写し;審理で読まれた宣誓供述書及び証拠として提出された一切の文書又はこうした文書が英語でない場合にはその認証された英訳;判決又は命令;エクイティ判決又は命令の認証された英訳;判決又は命令;エクイティ判決又は命令の認証された英別;判決又は命令;エクイディ判決又は命令の認証された英別;知決又は命令,北方が正規的書、そして第一審裁判所に提出され、控訴に関連する可能性のて第一審裁判所に提出され、控訴に関連する可能性のあるその他の一切の文書。

事件管理協議

この間、裁 判所は、控訴記録が規則に従って提出されているかどうかを確認する。控訴の補足記録の提出について指示し、提出された全ての 審理において答弁書を提出する方法、その長さと提出予定につ 事件管理協議のため、控訴記録の提出後60日以内に係属中の全ての控訴の一覧を1人の裁判官に提出する。 文書が控訴に必要なものであることを確認する。また、裁判所は、 いて指示する 控訴院は、

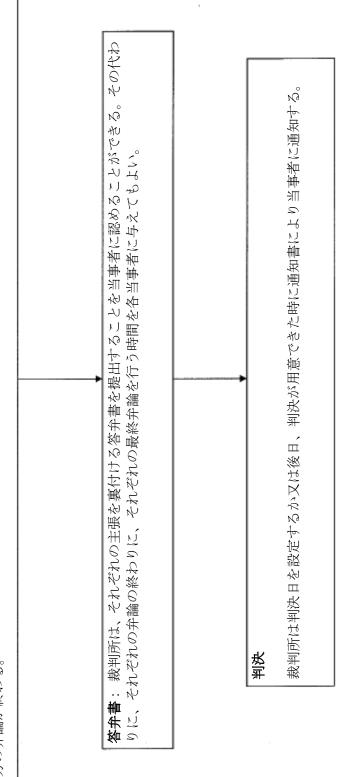
日付の設定

自分たちの控訴及び申立てが緊急に審理されることを当事者が希望する場合、その当事者は、宣誓供述書により緊急性を裏付け、控訴を緊急に審理するべきである理由を述べた書面を裁判所登録官に提出しなければならない。

緊急であると認定された事項以外、裁判所は当事者間の同意の上、登録 部門で期日を設定するよう当事者に勧告する。当事者が期日に合意でき ない場合、登録官が便宜にかなう日に設定する。

控訴の審理

に提出することはできないため、控訴院では口頭証言の審理を行わない。まず、控訴人が弁論を行い、法令及び判例により弁論を 裏付けつつ、自らが裁判所に提出した書類を相互参照する。反対当事者がその後にやはり自らが第一審裁判所に提出した証拠と裁 判の訴訟記録並びに法令及び判例法を根拠として弁論を行う。控訴人は、次に、反対当事者の弁論に応答する権利を有し、これで 控訴院に証拠を新た そこで控訴人は、控訴記録に含まれる文書とその控訴理由を根拠とする。 口頭弁論により行い、 双方の弁論が終わる。 これは通常、



(13) 出訴期限および控訴、再審理制度

期限

出訴期限法(ケニア法第22章)は出訴の期限を定める。同法は、当事者が知的財産に係る請求、侵害訴訟又は詐称通用訴訟を提起すべき裁判所であるケニア高等裁判所への提出期限を特に規定していない。しかしながら、法の第4条(2)は、商標権、著作権、特許権、実用新案権及び意匠権の侵害並びに詐称通用などの不法行為を根拠とする訴訟について、そのような訴訟原因が生じた日から3年の期間終了後はこのような訴訟を提起してはならないと規定する。

特許権、実用新案権、意匠権の侵害訴訟を工業所有権審判所に提起した場合、工業所有権審判所の命令又は審決の高等裁判所への上訴は、上訴する命令の日から 30 日以内に提出しなければならないものの、命令を作成し、上訴人に送付するために必要であると工業所有権審判所が認定した期間をそのような期間から除外する。(IPA の第115条を参照)。

高等裁判所の判決の控訴院への控訴は、控訴する命令の日から 30 日以内に提出しなければならないものの、命令を作成し、控訴人に送付するために必要であると高等裁判所が認定した期間をそのような期間から除外する。

このような控訴は、工業所有権審判所又は高等裁判所の審決又は判決に至る事実を考慮すると当該審決又は判決が法律で誤っていること又は工業所有権審判所又は高等裁判所が侵害訴訟について決定する際に正しい手続に従っていないことを理由とするものでなければならない。

訴訟手続の再審理

裁判所の事物管轄権に関する一般原則は、裁判所が一度でも判決を言い渡してしまうと、もはやその問題をコントロールできないというものである。その問題は、上級審に持って行くしかない。したがって、再審理する権限は、この原則に対する例外となる。再審理は、特別な理由に基づき判断を再検討することを裁判所に認める。こうした理由には以下のものがある。

- (i) 新規かつ重要な証拠の発見
- (ii) 記録に明白なミス若しくは誤り、又は、

(iii) その他の十分な理由。

知的財産紛争において上記の状況のもとで問題が発生した場合、当事者は、高 等裁判所の判決の再審理を申し立てることができる。

(14) 民事訴訟における文書、証人、専門家鑑定

知的財産権侵害に関係する民事訴訟において高等裁判所に提出しなければならない 書類は、第6節(12)のフローチャートに記載した。

争われている知的財産権について裁判官が専門的な知識を備えない場合があるため、 知的財産権紛争では専門家鑑定が重要であり、それゆえにその分野の専門家の鑑定を 得ることは有利である。

専門家が鑑定を行うために呼ばれた場合、いかなる場合もこれを口頭で行うのが一般原則である。したがって、専門家証人の報告書などの文書を証拠として引用する場合には、その専門家の証言を求めるためにその者を呼び出すべきである。

(15) 裁判上の和解の現状

侵害訴訟の当事者のみ和解契約の条項に合意することができる。そこで当事者は事件を審理する裁判官に契約条件を報告し、和解条件を要約し、両当事者が署名した同意書を提出し、訴訟が同意により終結した旨が事件簿に記載されることを確認する。事件を審理する裁判官は、そこで、合意された同意書を裁判所の命令として記録する。事件を審理する裁判官は、和解条件を決定する権限を一切持たない。

(16) 民事訴訟を遂行するための戦略

知的財産権侵害についてケニア高等裁判所に民事訴訟を提起する場合、通常は次の戦略に従う。

(A) 提訴する前の準備段階

(i) 商標権侵害事件を提起する場合、全ての更新料が納付されており、訴え の基盤となる商標登録が完全に最新の状態になっているかどうかを最初 に確認するべきである、第二に、その商標が登録商標所有者又は商標の 登録ライセンシーにより商標の登録日から連続して 5 年間使われているかどうかを確認する。第三に、登録商標所有者の知識及び黙認のもと、侵害者が侵害標章を誠実に同時使用していないかどうかを確認する。特許権又は実用新案権の侵害訴訟を提起する場合には、全ての年金が納付され、完全に最新の状態になっているかどうかを確認する。

意匠権侵害訴訟を提起する場合には、登録が更新されているかどうかを確認する。意匠については年金を納付する必要がないものの、そのような登録は、登録日から最初の5年間が経過した後、最高でそれぞれ5年の期間を二期連続して更新しなければならない点に注意したい。

- (ii) 侵害商標を付した包装の商品又は登録された特許権、実用新案権又は意匠権を侵害していると考えられる商品のおとり購入を行うよう独立した調査員に指示する。調査員は、侵害商品の見本少なくとも8点を購入すべきであり、購入の領収書とおとり購入を行った日及び1以上の場所を確認し、購入先の人、企業又は会社を確認できる印刷された陳述書を提出するべきである。この陳述書、領収書及び購入した侵害商品の見本は、後に裁判所に提訴する必要が生じた場合に調査員が宣誓し、暫定的差止命令の申立てを裏付ける宣誓供述書の基礎を形成する。
- (iii) 特許権又は実用新案権侵害が行われている場合には、特許又は実用新案の対象となる商品と特許又は実用新案のクレームについて熟知する資格を備えた技術専門家がおとり購入した侵害品の見本少なくとも 2 点を吟味し、自らの資格を記載し、侵害品が登録特許又は実用新案を実際に侵害しているかどうか、また侵害品により登録特許又は実用新案のどのクレームが侵害されているかを確認する印刷された報告書を提出するべきである。また、この陳述書は、後に裁判所に提訴しなければならない場合に暫定的差止命令を求める申立てを支援するために宣誓する追加的な宣誓供述書の基礎を形成する。
- (iv) おとり購入がなされ、調査員及び(特許又は実用新案侵害訴訟を提起する場合には)技術専門家による報告書を受け取ると、登録商標又は登録 特許又は登録実用新案の所有者は確信を得る。
- (v) 侵害されている知的財産権が著作権又は未登録商標に存在するコモン・ ロー上の権利(未登録商標を複製し、自らの商品を未登録商標の所有者

の商品であると詐称通用している当事者に対する詐称通用訴訟を提起することを未登録商標の所有者に認めるもの)である場合、民間の調査員はおとり購入を行い、印刷された陳述書及び侵害品の見本少なくとも 8 点及び購入の1以上の領収書を提出しなければならない。

- (vi) 侵害されている知的財産権が著作権又は登録意匠の場合、著作権又は登録意匠の所有者は、あらゆるオリジナルのスクリプト、図面又は図柄を収集し、著作物の著作者及び著作権又は登録意匠により保護される著作物の出所に関するその他の関連情報を確認する事実の印刷された陳述書を作成しなければならない。
- (vii) 複製されている未登録商標の所有者が詐称通用訴訟を提起することを希望する場合、その所有者は、自らの標章が合理的に長い期間をかけ、自らの商品が営業権又は名声を確立した旨の自らの主張を裏付けるものとして、自らの未登録商標がケニアでどの程度の期間使われてきたか、それが使われてきた商品及びケニアにおける年間販売量を確認できる情報を自らの記録から収集しなければならない。また、当該所有者は、1以上の侵害標章により混同させられ、真正品であると考えて侵害商品を買った者から得た証拠を出するようケニアの裁判所から求められる場合もある。したがって、所有者は自分がそのような証拠を収集できるかどうかを確認しなければならない。
- (viii) 侵害されている知的財産権が、登録された種子若しくは植物品種権である場合又は種子若しくは植物の登録出願が係属している間にKEPHISによって付与される仮保護である場合、種子又は植物品種の所有者は、C&Dレターを侵害当事者に送付する前に次の予備的措置を講じなければならない。
 - (a) 登録された植物品種を侵害していることが疑われる第三者の植物 品種の主題それ自体が既に保護され又はケニア植物衛生検疫所で 国内登録されていないかどうかを確認するために KEPHIS で調査 すること。既に保護されている場合は、提訴する原因となった行為 が侵害を構成しない。
 - (b) 第三者の被疑侵害植物品種の特性が、原告の保護されている品種の 特性の実質的な再現又はこれと同一ではないか分析し、判定するこ

と。これには、当該二つの植物品種について研究所で検査及び分析 を行い、専門家が意見及び報告書を用意すべき場合がある。

(ix) 侵害当事者を裁判所に提訴する前に A で言及した全ての関連する条件を 充足しているか、充足できることに上記のいずれかの知的財産権の所有 者が納得すれば、知的財産権を侵害された当事者を代理する弁護士が C&D レターを書留郵便により侵害当事者に物理的に送達するべきであ る。

(B) 侵害者が C&D レターの条件を遵守しなかった場合

- (a) 知的財産権の所有者によって任命されたケニアの弁護士は、次に、侵害された知的財産権、侵害当事者による侵害行為について説明し、裁判所に求める命令及び救済を記載した訴状(他の法域では請求趣意書と呼ばれている場合もある)と第6節(12)のフローチャートに記載されている他の文書を起草し、高等裁判所に提出しなければならない。
- (b) また、同じ弁護士は、暫定的差止命令と、アントンピラー命令を求める場合には当該命令も求める申立てを裏付ける知的財産権所有者の宣誓供述書を訴状と同時に作成し、高等裁判所で提出する必要がある。さらに、暫定的差止命令を求める申立てを支援するため、おとり購入を行った調査員の宣誓供述書も作成し、提出しなければならない。

また、侵害事件が特許又は実用新案侵害事件である場合、侵害事件における暫定的差止命令を求める申立てを裏付けるために、侵害品を検査し、侵害品が特許又は実用新案、さらに特許又は実用新案の所有者がケニア産業財産庁に提出したクレームを侵害していることを確認した技術専門家から得た宣誓供述書を引用し、訴状、申立てその他の宣誓供述書と同時に提出しなければならない。

- (c) 著作権侵害又は登録意匠事件の場合、暫定的差止命令及びアントンピラー命令の申立てを裏付ける、調査員と知的財産権者から得た宣誓供述書を引用し、訴状と同時に高等裁判所に提出しなければならない。
- (d) 侵害訴訟手続の主題が登録された植物品種に関連するものである場合には、講ずるべき措置に関連して直前の上記(B)のサブパラグラフ(a)及び(b)で説明したものと同じ手続及び要件が適用される。

(17) 最近の重要な判例

著作権

John Boniface Maina 対 Safaricom Limited and 4 other third parties [2013]eKLR

事実

原告は、ミュージシャン又はレコーディングアーティストである。原告は、携帯電話・テレコミュニケーション会社と第三者 4 名で構成される被告が、自らの許可なく特にギクユ語の人気曲である muiritu wakabete、tiga kumute、njeri、ndwara cece を顧客に有償でリースしている着メロに含めたことでこれらの曲に対する原告の著作権を侵害したと主張し、この訴訟を提起した。原告は、被疑著作権侵害に対する損害賠償を請求し、被告と他の当事者 3 名が保有する証拠を保全するために差止命令とアントンピラー命令を求めた。

判示

裁判所は、原告がギクユ語の音楽レコードの著作者であり、それらに著作権を有している以上、著作権法の第32条、第35条及び第37条の下で、その知的財産に対する著作者人格権を主張する権利を有すると指摘した。

裁判所は、侵害とみなされる行為が、著作権者のライセンスなしに著作権によってコントロールされる行為をし又はさせることであると規定する著作権法の第35条を分析した。裁判所は、被告と他の当事者3名による著作権のさらなる侵害に対する差止命令を認めた。

裁判所は、著作権法の第37条が、著作権侵害に対してアントンピラー命令を認めることを許しており、裁判所が一方当事者の申立てによりそのような命令を認めることができると指摘した。したがって、裁判所は、アントンピラー命令をも原告に認め、著作権委員会の検査官の立ち会いのもと、原告の音楽データを保管している機械を検査するために営業時間中に被告の構内に立入り、当該データを記録し、全ての購入記録の複製を作成し、原告の請求を証明する証拠を保全する目的で当該証拠を構成するか又はその可能性のある販売記録、データ、文書及び資料を押収し、保管することを原告に許可した。

商標

Beiersdorf East Africa Limited 対 Emirchem Products limited [2002] eKLR

事実

この事件における原告は、石鹸、スキン用の化粧パウダー、クリーム及びオイル、シャンプー並びに整髪料をケニアで製造、販売する事業に従事しているドイツで設立された会社の子会社である。原告の製品の一つが、ケニアで莫大な営業権と評判を獲得していることに裁判所も同意した製品であり、「NIVEA」というラベルを付した長方形の瓶で販売されている純粋なワセリンである。被告は、純粋なワセリンを製造し、これを「NIVELIN」として販売した。原告は、被告の製品名 NIVELIN が自社製品の名称 NIVEA と侵害になるほど類似であり、被告の瓶の外装のデザインも、その製品が原告の製品として詐称通用するよう考案されていると主張した。その後、原告は、被告がケニアにおいて NIVELIN 製品を更に製造、流通させるのを防ぐために差止命令を申し立てた。裁判所は、第一に、勝訴できる可能性のある自らにとって一応有利な事件であることを申立人が示さなければならないと判示した。第二に、暫定的差止命令は、通常の場合、これを認めなかった場合に申立人が損害賠償の裁定によっては十分に補償されないような回復不能な損害を被る可能性がない限り認められないものである。第三に、裁判所が確信を持てない場合、その申立てについて比較衡量により決定することになる。

判示

裁判所は、被告の標章 NIVELIN の最初の二つの音節が原告の NIVEA のものと全く同じであるため、そのことが、原告の商標の侵害の可能性を構成する重要な要因であるだけでなく、損害賠償の裁定によっては適切に補償されない原告への回復不能な損害を与える虞のある混同を引き起こす現実の可能性を引き上げていると認定した。したがって、裁判所は差止命令を認めた。

Weetabix Limited vs. Manji Food Industries Ltd [2015] eKLR

事実

この事件の申立人は、差止命令による救済を高等裁判所に求めた。申立人は、被告が原告の製品に類似し、名称に接尾辞「BIX」を含み、「WEETABIX」及び又は「OATBIX」と類似の外装又はこれに類似するその他の名称又は指定を備える製品「MULTIBIX」

又はコーンフレークその他の製品を輸入、梱包、流通、販売又はその販売の申し出を し、陳列することを訴訟の審理及び判決が下るまでを抑制するための差止命令を申し 立てた。

申立人は、自らが商標「WEETABIX」、「OATIBIX」、「VIBIXA」及び接尾辞「BIX」を含む複数の他の商標のケニアにおける登録所有者であると主張した。また、同社は、マドリッド商標登録制度のもとでの商標「BANANABIX」、「MINIBIX」、「FRUITIBIX」、「CHOCOBIX」、「WEETABIX」、「CRUNCHES」、「OATIBIX」、「WEETABIX」、「MINIS」の登録所有者である。

判示

裁判所は、商標法の第7条の下で、商標登録が、当該商標の使用に対する排他的権利 を登録商標の所有者に与え、所有者又は所有者の許可により標章を使用する者以外の 者が登録商標と同一又は誤認を生じるか又は混同を生じさせる虞がある程度に類似 する商標を使用することを禁止する権利を登録商標の所有者に与えると判示した。

また、裁判所は、原告が深刻な損失を被る可能性があり、第二に、損失が極めて大きく、差止命令による制止が間に合わなかった場合にこのような損失が数量化不可能な状況に至る可能性があることについて裁判所が納得したことを理由に申立人の申し立てた差止命令を認めた。

Pastificio Lucio Garofalo S.P.A 対 Debenham & Fear Limited (2013) eKLR

事実

この事件の原告は商標「Santa Lucia」の登録所有者である。原告は、購入する公衆を欺瞞し又はこれに混同を生じさせる虞のある程度に「Santa Lucia」に類似すると原告の主張する標章「Santa Maria」の下に被告がケニアでパスタを販売していると主張した。原告は、被告が、商号「Santa Maria」を使うことにより、原告の著作権及び排他的権利並びに原告の商標「Santa Lucia」の使用を侵害したと主張した。

判示

裁判所は「Santa Maria」として知られる被告の製品及びブランドが購入する顧客の間で確かに混同を生じ及び又は生ずる虞があると認定した。裁判所は、混同が意図的なものであるかどうかにかかわらず、標章 Santa Maria の下で被告の製品が市場に導入されたことにより被告が混同を引き起こしたことは確実であると認定した。

裁判所は、商標権の侵害が存在することについて裁判所を納得させる立証責任は原告にあり、二つの標章間に類似性があること及びそのような類似が欺瞞的であることを 証明するのも原告の責任であると判断した。

裁判所は、差止命令を認めることにより原告の商標及び又は外装に対する侵害及び詐 称通用続行を防ぐべきであると指摘し、差止命令の申立てを認めた。

模倣品の取締り

Hassan Elmi & 4 Others 対 Anti-Counterfeit Agency (2015) eKLR

事実

模倣品取締機関 ACA(被告)は、その代理人を通じ、申立人の自動車を、ケニアを経由している間に、充填されたガスボンベおよび空のガスボンベとともに、2015 年6月27日に没収した。申立人は、その後、模倣品を所持している罪によりナクルの主席治安判事裁判所(Chief Magistrate's Court)において有罪判決を受けた。そこで申立人は、自動車と空のガスボンベを無条件かつ直ちに解放するよう被告(ACA)に指示する差止命令、及び、被告が自動車及び空のガスボンベを押収するのを抑制する暫定的差止命令を求める申立てを行った。

被告(ACA)は、模倣品取締法の目的が市場を模倣品から保護することにあることを理由に車両及びガスボンベの解放に反対した。ACAは、車両が被疑模倣品を運んでいたと論じた。

判示

裁判所は、自動車の解放を求める申立てを認めた。裁判所は、模倣品取締法の第 2 条の下で、車両は模倣品としての要件を満たしていないと指摘した。裁判所は、その 理由として車両が模倣品であることを疑い得る商品を輸送するのに使われていたに 過ぎないと判断した。

しかしながら、裁判所は、模倣品防止機関及び同法の目的が模倣品の販売及び流通を 防ぐことにある点を指摘し、ガスボンベ及び他の商品の解放を認めなかった。裁判所 は、ガスボンベが実際に模倣品であった場合のユーザーにとっての明らかな危険性を 考慮すると、この暫定的段階においてガスボンベの解放を命ずることが申立人及び一 般大衆にとって安全ではないと判示した。

意匠

Safepak Limited 対 Power Plast Industries Limited (2014) eKLR

事実

Safepak は、ケニア産業財産庁(KIPI)により第646号として登録された Safepak の意匠への Power Plast による侵害を抑制する暫定的差止命令を高等裁判所に申し立てた。Power Plast は、勝訴できる可能性のある自らにとって有利な事件である一応の証拠(prima facie)を Safepak が示していないことにより差止命令による救済の要件を満たしていないことを理由として申立てに反対した。

判示

裁判所は、原告が、勝訴する可能性のある自らにとって有利な事件であることの一応の証拠について、訴訟の審理係属中の暫定的差止命令の付与を正当化し得る程度に立証していると判示した。裁判官は、被告のボトルが、原告の登録意匠に具体化されている構成及び特徴を採用している点から、原告のボトルに十分に似ていると考えた。

原告のボトルの特徴を考慮し、その登録意匠に基づき法定の保護を受ける権利を原告が有するというのが裁判所の判決であった。裁判所は、さらに、損害賠償では、その製品に関して暫定的差止命令を認めなかった場合に原告がその製品に関連して被る可能性のある売上の損失をいかなる形でも補償できないと判示した。いずれにしても、裁判所は、そのような損害を確定することが不可能だと判断した。

(18) 結論

前述の分析は、差止命令による救済が主張されている事件において、原告が有名な Giella 対 Cassman Brown 判例により確立された差止命令を認めるための基準を満たさなければならないという事実を示唆している。これは、次のような事実である。

- (a) 勝訴できる十分な可能性があるように見える一応の証拠 (prima facie) がある原告にとって有利な事件であること。
- (b) 裁判所が暫定的差止を命じない限り、単に損害賠償を裁定するのみでは十分に補償できない回復不能な損害を原告が被ること。

第7節 行政上の救済

第7.1 節 税関及び模倣品取締機関による水際対策

(1) 水際対策の概要

ケニア歳入庁の税関は、ケニアの国境において模倣品の一般的かつ継続的な監視活動を行っておらず、模倣品の貨物の輸入及び輸出の流れを一般的に監視することを可能にするような登録商標のリストを管理していない。その国境における主な活動は、正しい関税と付加価値税が納付されるよう確保することにある。しかしながら、モンバサ港にいる職員は、自分たちが輸入書類をチェックし、商品が周知商標又はそれに類似する標章のものとして記載されていることに気づいた場合、模倣品であることが疑われる商品の貨物についてモンバサにいる ACA の検査官に警告する。すると、ACAの検査官は、輸入書類を確認し、荷受人の代理人の立ち会いのもとで商品を検査するためにコンテナを開けるよう税関職員に要請する。

模倣品取締法の第34条は、税関に対して模倣品の貨物を押収、検査、留置することを希望する場合、被疑模倣品を押収し、留置するよう様式ACA10を使って税関長に申請し、これに様式ACA11を使った完全な損失補償書を添付することができると述べる。様式ACA10及び11の写しを本マニュアルの附属書に含めた。長官が申立てに基づき行為するためには、原告が申請する際に根拠とするケニアの知的財産権について完全かつ詳細に知っておく必要があり、また、申請の根拠となる登録された商標又は特許、実用新案又は意匠の登録証及び更新証明書の写しを添付する必要がある。また、真正品又は著作物の見本も申請に添付する必要がある。

また、長官は、模倣品の貨物の船積み、貨物をケニアに輸送する船舶の名称、船舶が モンバサに到着するおおよその予定日、商品の荷送人の名前及び住所並びにケニアに いる商品の荷受人の名前及び住所に関する具体的な情報も入手する必要がある。

ACA の検査官は、ケニアの国境に常駐しておらず、通常の場合、模倣品の一般的な監視を行っていない。検査官は通常、模倣品が一定の日にケニアに輸入されようとしているか又は特定された施設で製造、生産、保管、販売されている旨の情報を ACA が登録された IPR 所有者から受取り、IPR の登録所有者が告訴状とともに損失補償書を ACA に提出した場合にのみ、摘発及び押収を行う。

(2) 保護対象および根拠法

- (a) 模倣品取締法の下で、ACA の検査官は、ケニア法により付与される一切の知的 財産権を侵害する一切の商品を押収することができる。同法は、知的財産権に ついて以下の法律により保護される権利であると定義する。
 - 商標法;
 - 工業所有権法;
 - 著作権法;
 - 種子及び植物品種法;
- (b) そこで、ACA は、「保護される商品」と同一又はその実質的な複製であるとみなし得るような方法と程度までこれを模倣する侵害品を知的財産権者の許可なく製造、生産、包装、再包装、ラベル表示、流通、販売、輸入、輸出し又はその輸入、輸出若しくは販売を引き起こしていると ACA の検査官が認定した当事者を同法に基づき起訴することができる。同法において「保護される商品」という用語は、上記のいずれかの法律に基づき登録された知的財産権の主題を特徴とし、担い、具体化している商品であると定義されている。上記の全ての活動は同法における「模倣」の定義に該当する。

同法の「模倣」の定義には、上記の活動に加えて次のものが含まれている。

- 著作者又はその関連権を侵害する複製物の製造、生産。これには、著作者が著作権法に基づき著作権を有する著作物が含まれる。
- 医薬品に関連して、製品の成分が正しいか、間違っているか、十分な有 効成分を含有するか、偽の包装を有するかどうかにかかわらず、医薬品 の内容物又は出所に対する故意及び不正なラベル表示。

関連するその他のケニア法は次のとおりである。

(i) 著作権法

また、同法では、民事の著作権侵害訴訟を提起する権利を著作権の所有者に与えている以外にも、侵害コピーを販売又は賃貸借のために作成し、販売又は賃

貸借のために賃貸すること又は取引の方法によって販売のために展示又は提供し、頒布し、ケニアに輸入し、私的及び国内での使用以外の目的で所持すること又は侵害コピーを作成するために使用された又は使用されることを意図した機器又は機械を作成又は所持することを犯罪とする規定も含まれている。

著作権法には、いずれかの著作物の侵害コピーであると合理的に考える物品を検査又は押収し、上記のいずれかの罪を犯したと合理的に考える者を逮捕するためにいかなる敷地、船舶、飛行機又は乗り物にも立ち入ることを著作権委員会によって任命された調査官に認める模倣品取締法と類似の規定が存在する。

また、著作権法には、上記の罪を犯したと調査官が判断する者を法務長官の任命する公的な検察官が刑事訴追するための規定も含まれている。

(ii) 病害虫防除製品法

同法の第 4A 条は、病害虫防除製品に混ぜ物をし又はこれを模倣し、あるいは、 混ぜ物をし又は模倣された病害虫防除製品、ラベル、包装を所持していること を発見された者は有罪であると述べている。同法には、主務大臣による検査官 及びアナリストの任命に関する規定が含まれ、そうした検査官は、施設に立入 り、検査し、押収し、逮捕する模倣品取締法の下での検査官と類似の権限とを 有する。同法の下での刑事訴追は、法務長官によって任命された検察官によっ て遂行される。

(3) 知的財産権の事前登録

登録された商標、特許、実用新案及び意匠は ACA にのみ事前登録できる。ケニアの税関には事前登録制度が存在しない。ACA では現在、税関から請求されない限り、事前登録された商標の詳細を税関に提供していない。

(4) 申請書類および提出先、有効期間

ACA に提出された知的財産権の登録出願は様式 ACA 12 で行わなければならず、知的財産権の登録証の認証された写し又は著作権の対象となっている著作者又は著作物の創作に関する証拠を提示する情報をこれに添付しなければならない。様式 ACA 12 の写しを本マニュアルの附属書に含めた。

(5) 国境での規制に関するフローチャート

ケニアの国境における税関又はACAによる決まった規制手続又は模倣品の検査取締活動が存在しないため、国境での規制に関するフローチャートを示すことはできない。

(6) 税関による職権での差止/権利者からの申請

模倣品取締法の第34条(1)の下で、模倣品が輸入されること又は保管されていることを疑う有効な根拠を有するIPRの所有者は、様式ACA10を使った申請書に詳細を記載した商品を押収し、留置するよう税関長に申請することができる。また、申請時に1万ケニアシリングの公式手数料を納付しなければならない。

模倣品取締法の第34条(3)の下で、長官は、申請を受けた時から3営業日以内に申請を検討、これに対処しなければならず、また、申請に含まれる情報に納得した場合に侵害商品の押収及び留置命令を認めることができる。長官は、申請を認容したかどうかを申請人に書面で通知する必要があり、認容した場合には、申請書に記載され、ケニアに輸入された又は輸入される商品を東アフリカ共同体税関管理法に従って押収し、留置する期間を明記しなければならない。

(7) 申請人が非居住者である場合

模倣品取締法及び規則の下で、告訴人の代理人の名前及び住所を様式 ACA 8 で、また、模倣品を押収し、留置するよう税関長に求める申請書を様式 ACA 10 で提出する必要がある。また、告訴人は、様式 ACA 15 の書式及び内容の適切に印紙を貼り、日付を記載し、完成された委任状を様式 ACA 8 とともに提出しなければならず、また、ケニアに住所を持ち、記名された人物を代理人に任命する様式 ACA 10 と、1,000 ケニアシリングの公式の手数料を委任状とともに ACA 又は税関長に提出又は納付しなければならない。様式 ACA 15 の写しを本マニュアルの附属書に含めた。

(8) 商品の真贋判定方法

ACA に告訴した場合、通常は、告訴人の研究開発部門、又は、告訴人の主な製造施設の他の部門に所属する者、又は、産業化相が公表したリストに掲載されているケニアにある(ACA の審査官が押収した商品を試験及び分析するための)公認の独立した研究所の報告書であって検査及び分析の結果、独立した調査員の行ったおとり購入によりケニアで購入した侵害品の見本が模倣品であることを確認し、真正品と模倣品との違いを列挙し、併せて違いを示す写真を掲載するものを提出する必要がある。告

訴人自身の組織が見本の検査及び分析を行うこうした方法の潜在的な問題点は、模倣品取締法の第26条の(7)(b)の下で自らの権限を行使し、刑事裁判所が自らの権限を行使し、裁判所の管轄地域外で居住しているか又は当分の間滞在する者の証拠を尋問調書により採取するよう命じない限り、審査を行い、報告書に署名した者が、ACAの提起した侵害者に対する刑事訴訟手続の審理において宣誓し、口頭で証言するためにナイロビに来なければならないことである。

侵害者に対する刑事事件を審理する裁判所が、海外にいる者に対して尋問調書により証拠を提出するよう命ずる権限を有する場合でも、ACAは通常、法に基づき告訴状を提出する当事者に対し、検査と分析を行った者に宣誓させ、口頭で証言させ、報告書の内容及び結論を確認させ、報告書を証拠として提出させるため、その者がナイロビに来るよう手配する旨を確約する書面を提出するよう求める。

検査及び分析報告書を提出する代わりに、ACA の検査員が、押収品群から見本を抽出し、見本の記録を様式 ACA 6 で作成し、分析結果を試験するために上記の承認された研究所の一つに様式 ACA 7 とともに見本を提出することができると述べる模倣品取締規則の規則 12(1)の規定を根拠とする方法もある。その場合には、刑事訴追手続の証拠として ACA が分析報告書を作成し、また、報告書を正式に提出し、報告書の内容を確認する目的で、宣誓して口頭証拠を提出するために高等裁判所における事件の審理に出廷するよう報告書の作成者に求める。

模倣品取締法及び東アフリカ共同体関税法には、税関長が押収し、留置した商品の見本の分析に関する規定が存在しない。

(9) 疑義品についての税関からの連絡

上述のように、ケニアの税関はケニアで登録された商標及びその所有者の登録簿又は リストを保有していない。その結果、輸入品が周知標章又は周知標章の類似標章のも とで輸入されていることが輸入貨物の目録及び輸入書類から明白でない限り、税関は、 一般に不審な商品の輸入について商標の登録所有者に情報を提供する立場にはない。

(10) 疑義品に関する税関からの連絡内容

上述のようにケニアの税関はケニアで登録された商標のリスト又は登録簿を保有していないため、一般に不審な商品に関する情報を知的財産権者に伝達する立場にはない。

(11) 保証金、担保等

ACA 又は税関には、保証金、担保、又は預金を一切提出する必要がない。しかしながら、ケニアで登録された知的財産権の権利者であって模倣品取締法の第32条の下でACA に告訴した者又は模倣品取締法の第34条の下で特定の商品を押収し、留置するよう税関長に申請した者は、ACAへの告訴状又は税関長への申請書とともに様式ACA9又はACA11の完成され、署名された損失補償書を提出しなければならず、いずれの当局も、損失補償書が提出されない限り行動しない。こうした損失補償書の文言の範囲は極めて広く、ACAと長官は、自分たちに提出する補償書にこれらの文言を正確に再現するよう求めている。

(12) 通関の停止を決定する時期と方法

ケニアの税関は通関の一般的停止制度を備えていない。これは、まず、税関がケニアで登録された標章のリストを管理しておらず、第二にその模倣品取締法の下で権限が、法の第34条の下で知的財産権者から様式ACA10の申請書を受取り、押収及び拘留を限られた期間行うことに同意した商品について、これを押収し、留置する権限に限定されているという事実によるものである。

(13) 暫定的差止命令を求める訴訟

また、模倣品取締法の下で知的財産権者が ACA に告訴状を提出した場合、告訴人である知的財産権者が暫定的差止命令を得ることを主目的として民事裁判所又は工業所有権審判所に知的財産権侵害訴訟を提起する必要はない。実際のところ、告訴人が模倣品取締法の下で係属中の正式な告訴を行うと同時に、侵害訴訟を高等裁判所に提起することは望ましくない。知的財産権者が、これらの二つの代替的訴訟を同時に追求するべきではない理由は、侵害当事者が、ACA による刑事訴追手続と高等裁判所又は工業所有権審判所における侵害事件において「二重の危険」の抗弁を提出することに成功し、ACA による刑事訴追が治安判事によって停止させられる可能性があるためである。

模倣品取締法のもとで ACA に暫定的差止命令が認められることはないものの、その検査官には、法に基づき模倣品が製造、生産、貯蔵又は販売されている疑いのある施設に立入り、模倣品を押収し、侵害者を訴追している間に模倣品保管倉庫で保管する権限がある。こうした権限により、実質的に暫定的差止命令とアントンピラー命令に

よる手入れ及び押収と同じ結果を達成することができる。したがって、侵害商品が模倣品である場合、ACAに告訴し、上記の権限を行使するよう請求する方が望ましい。

ACA への告訴状を記入し、提出することができる者は、知的財産権の権利者、又は、権利者が告訴状と同時にACA に提出する様式 ACA 15 の委任状により任命する代理人である。知的財産権者が高等裁判所又は工業所有権審判所に民事の侵害事件を提起することを決めた場合、著作権所有者又は著作物の排他的ライセンシーのいずれかが提起できる著作権侵害事件を除き、知的財産権者しかその事件を提起することはできない。しかしながら、ライセンス契約が専用ライセンシーの任命の証拠として採用されるためには、専用ライセンスが、両当事者によって署名され、印紙法の要件に従って適切に印紙を貼った書面によらなければならない。

(14) 保管料

模倣品取締法及び規則は、刑事訴追手続が係属する間に ACA が押収し、保管する商品のため、保管料を支払うべき者を定めていない。それでも、ACA は、裁判所が侵害者の有罪を宣告した時にその者に保管料を支払うよう義務付ける命令を裁判所に求める。

告訴人が告訴状とともに提出する様式 ACA 9 の損失補償書は、なかんずく、告訴人が、そのような全ての保管料につき、ACA を補償すると述べているものの、一般に ACA は、損失補償書の上記の文言にもかかわらず、侵害当事者が逃亡し、追跡できない場合を除いて保管料を支払うよう知的財産権者に求めることはない。

IPR 所有者が侵害事件を高等裁判所又は工業所有権審判所に提起した場合、高等裁判所がアントンピラー命令を付与した後に行われるアントンピラー型の摘発の間に押収した侵害品を保管するための一切の保管料、保険料、担保費用を支払わなければならない。

(15) 侵害品の処分方法および費用

ACA が、模倣品を押収した相手に対する刑事訴訟を提起し、被告人が有罪判決を受けた場合、裁判所は、罰金を課すことに加え、有罪判決を受けた者の費用負担で押収品を廃棄するために政府に没収させることを命ずることができる(模倣品取締法の第28条(2)を参照)。次に、模倣品規則の規則16(3)は、ACAの常務理事が決定する方法によりそのような没収品を廃棄又は処分すべきであると述べている。上記規則の規則16(4)は、没収品の当該処分が知的財産権者又はライセンシーに悪影響を与えない

よう常務理事が確保しなければならないと述べている。これは、押収品を処分又は廃棄する方法について決定するために、常務理事が知的財産権者と協議しなければならないことを意味する。

侵害品の通常の処分方法は、それらを完全に廃棄することである。

しかしながら、模倣品取締法の第 27 条(1)(a)のただし書は、商品を廃棄する際に環境への問題及びその商品を廃棄する国の能力を考慮すべきであり、そのような要因を考慮した上で裁判所が模倣品をケニアから再発送するよう命ずることができると定めている。法の第 27(1)(1)のただし書に基づき、商品を廃棄する費用は、国内の製造者又は輸入者が負担しなければならない。しかしながら、告訴人が告訴状とともに提出しなければならない様式 ACA 9 の損失補償書の条件の下で、知的財産権者は、ACA から要求された場合に商品の廃棄費用を支払うことを約束している。したがって、知的財産権者は、有罪判決を受けた者が行方をくらまし、ACA が追跡できない場合にこうした費用を支払わなければならない可能性がある。

(16) 異議申立

- (a) 第一に、ACA の検査官が商品を押収し、留置した場合、ACA が、商品を輸入、製造又は流通させていることが判明した当事者を商品の押収日から3か月以内に刑事訴追しなければならない点に留意すべきである。ACA は、法に基づく犯罪の容疑で商品を押収した相手を治安判事裁判所に刑事訴追しない限り、試験又は分析のために合理的に利用したものを除く押収品を押収した日から3か月以内に押収した相手に返却しなければならない。
- (b) 模倣品取締法の第 25 条(3)の下で、ACA の検査官による商品の押収により損害を被った者は、押収品が模倣品ではない旨の決定と、商品を自らに返却するよう求める命令を高等裁判所に随時申し立てることができる。法の第 25 条(3)の規定にかかわらず ACA が押収品を留置し続けたい場合には、やはり商品を押収した相手を押収の日から3か月以内に治安判事裁判所に刑事訴追するよう確保しなければならない。

(17) 他の官庁による水際対策の概要

ケニアの他の政府部局又は政府機関もケニアの国境で模倣品の輸入及び輸出を一般的に監視していない。

(18) 模倣品の港湾からの流通ルート

模倣品のケニアへの及びケニアからの主な流通ルートは以下のとおりである。

- モンバサ港からナイロビへ
- タンザニアとの国境沿いにあるナマンガからナイロビへ
- タンザニアとの国境沿いにあるシモニ港からモンバサへ
- タンザニアとの国境沿いにあるタベタからヴォイ、モンバサ、そしてナイロビへ。
- ナイロビからケニアのあらゆる主要な町へ。
- ナイロビからウガンダとの国境沿いにあるブシアへ。
- ナイロビからウガンダとの国境沿いにあるマラバへ
- ナイロビにあるジョモ・ケニヤッタ空港からケニアの他の地域へ。
- エルドレト空港からケニアの他の地域へ。
- ウガンダとの国境沿いにあるブシア及びマラバからケニアへ

第7.2 節 ACA による規制と取締り

(1) ACA の組織概要

ACA は、模倣品取締法により設置された法人であり、ケニア政府の産業化相が最終的な責任を負う。ACA は、同法第6条(1)に列挙されたさまざまな政府組織、省及びケニア製造業協会からの15名の委員で構成される理事会を有する。ACAの日常業務及び活動は、理事会が任命し、その勤務条件を決定する常務理事が運営監督する。常務理事は、理事会の職権上のメンバーであり、議決権は有さない。理事会のメンバーの任期は、同法附則に規定されている。常務理事になるための必須要件は、同法第10条(2)に列挙されている。

常務理事は、ACA の日常の運営に関する責任を負い、また、理事会によって任命された検査官に対して常務理事が模倣品であると疑う商品の摘発、押収、留置を行うよう指示を出す責任を負う。常務理事は、自身がある商品について模倣品であると疑う場合、又は知的財産権者からの申立てを受けたときに、摘発を命じることができる。

ACA には、理事会によって任命される検査官もおり、検査官は模倣品が保管されていると考える理由のあるモンバサ港のコンテナや施設について、並びに模倣品が製造、流通又は販売されている施設について、模倣品取締法に基づき検査を行う権限を有する。検査官は、模倣品を押収して留置し、ACA による刑事訴訟の結果が出るまでそれらを模倣品保管倉庫に保管する権限を有する。検査官は、同法により、模倣品が製造、保管又は販売されるいかなる施設についても、それを封鎖する権限を有する。

ACA 内には、模倣品を輸入、製造、保管、流通したと判断された者、又は模倣品を輸出する手段を講じようとしている者に対して治安裁判所で刑事訴訟を行うための、起訴用犯罪者名簿を作成する執行部がある。同法により裁判所で刑事訴訟を取り扱うACA の者は、司法長官によって任命される検察官であることを要する。

(2) ACA の権限・権能

ACA は、模倣品取締法により、模倣品について摘発と押収を行い、ACA が提起した 刑事訴訟の結果が出るまで模倣品を模倣品倉庫に保管し、押収した模倣品のサンプル を認可された研究所に分析させる権限を有する。ACA はまた、模倣品の輸入、輸出、 製造、組立て、包装、流通、販売を行う者に対して刑事訴訟を提起し、訴追する権限

第2章 知的財産権侵害への対策

を有する。ACA は、治安裁判所から、商品の押収を受けた者に有罪判決が出され、 当該商品の廃棄を許可する命令を受け取ると、押収した模倣品の廃棄を手配すること ができる。

ACA は、上記の模倣品取締活動を行うための権能を有する組織である。しかし、ケニアにおける模倣品問題の規模と程度からすれば、その果たすべき任務に対して、ACA は人員が不足している。

(3) ACA による救済のフローチャート

次ページの通り

模倣品取締法に基づく行政上の救済手続

申立人が、ACAの常務理事に対して申立てを行う。申立ては、様式ACA9による損失補償書と、様式ACA15による委任状を添えて、様式ACA8により行われる(第7.3節(5)参照)。

ACA の常務理事は、申立人に申立てを行う資格があるか、及び商品が一見明白な保護商品であるかを確証するため、申立ての審査を行う。

ACA の常務理事が、当該事件が一見明白であり、当該申立てには合理的な理由があると確信した場合、常務理事は、検査官に対し、模倣品と疑われる商品が保管されている施設の摘発を行うよう指示する。

検査官は、商品の押収を行い、押収から5営業日以内に、所定の様式 により押収した商品の目録の写しを4部作成し、うち1部は当該商品 を押収された者に交付しなければならない。

申立人は、押収から5営業日以内に、押収した商品 の検査を求める申請書を提出することができる。

ACA は、模倣品と疑われる商品を押収した日から 90 日以内に、治安判事裁判所に対して刑事訴訟を提起 しなければならない。 押収がなされた日から 90 日以内に刑事 訴訟が提起されない場合、押収された商 品は解放されなければならない。

刑事訴訟手続の開始

裁判所は、命令の中で商品を特定し、その返還、解放、廃棄又は処分を命令することができる。裁判所はまた、以下の刑罰を命じることもできる。

第1級有罪:5年以下の拘禁、模倣品の実勢小売価格の3倍以下の罰金、又はこれらの併科。 第2級有罪:15年以下の拘禁、模倣品の実勢小売価格の5倍以下の罰金、又はこれらの併科。

いずれの当事者も、治安判事裁判所の判決について、判決日から 14 日以内に、高等 裁判所に対して上訴することができる。

(4) 他の行政機関との協力

KIPI、ACA、税関の間には、常に緩やかな協力関係が存在するが、公式の合意は存在しないし、ケニアのいかなる法令の中にも特にこのような協力についての規定はなく、これらの機関の一つに対して他の機関に情報を提供するよう求める定めはない。もっとも、これらの機関は、他のいずれかの機関から求められた場合には、情報を提供している。

(5) ACA による規制及び取締りの効果

ACA の検査官は、毎月いつも模倣品の摘発と押収を行っている。しかし、人手不足のために、その効果は非常に損なわれている。

(6) ACA の権限を強化する近年の動向

制定法に関する(雑改正)法(2014年法令第 18 号)により、模倣品取締法が、知的財産権エンフォースメント及び調整諮問委員会を設立する第 16 条(4)を新しく含むものとして改正された。知的財産権エンフォースメント及び調整諮問委員会は、知的財産権の保護とエンフォースメントに関与する様々な機関からの 15 名のメンバーからなるものである。

模倣品取締法はまた、ACA の常務理事が違反について和議を行い、同法違反を犯したと自ら認める者及び押収された商品の没収に同意する者につき、その支払うべき罰金の金額について同意をするのを認める新しい条文も含むものとなった。

ケニア政府は現在、模倣品取締法の射程を拡張して ACA の権限を強化し、又はその 実効性を高めるため、同法につきさらなる改正を行うことを検討している。もっとも、 現時点では、当該改正はまた検討中であるため、ACA は改正案について明らかにす ることはできない。

第7.3節 出入国管理以外の行政上の救済

(1) 行政上の救済の概要

- (a) 模倣品取締法第28条(2)により、ACAが提起した刑事訴訟で有罪になった事件 を担当する治安判事裁判官は、被告人に有罪判決を下す際に以下の命令を行う ことができる。
 - 第 1 級有罪については、被告人に対し、5 年以下の拘禁、被告人が取り 扱っていたことが判明した模倣品の実勢小売価格の 3 倍以下の罰金、又 はこれらの併科を命じることができる。
 - 第2級有罪については、15年以下の拘禁、模倣品の実勢小売価格の5倍以下の罰金、又はこれらの併科を命じることができる。
 - 押収され留置された商品につき、有罪判決を下される者の費用負担で廃棄をするために、政府が没収する旨を命じることができる。
 - 模倣品取締法第 28 条(3)により、刑事訴訟が提起された裁判所は、被告人が違反につき有罪となるか否かに関係なく、被告人が所持している商品であって、裁判所が模倣品であると考えたもの、又は、模倣品を製造するための道具若しくは製造の意図された道具であると考えられる商品につき、廃棄その他裁判所が適切と考える処置を命令することができる。
- (b) 著作権法により、同法第39条に列挙された犯罪の1つについて人が起訴され、 裁判所がこの者に対して有罪判決を下す場合、治安判事は以下の命令を行うこ とができる。
 - 40 万ケニアシリング以下の罰金の賦課、6 年以下の拘禁の命令、又はこれらの併科。
 - 権利を侵害しているコピー商品を貸与している、取引目的で陳列している、又は私的若しくは家庭内使用以外の使用を行っていることが判明して有罪となった者に対し、10万ケニアシリング以下の罰金の賦課、2年以下の拘禁の命令、又はこれらの併科。
 - 著作権法第38条(3)により、刑事訴訟が提起された裁判所は、被告人が違 反につき有罪となるか否かに関係なく、被告人が所持している、裁判所

が権利侵害をしているコピー商品であると考えた、又は、権利侵害をしているコピー商品を作るための品目若しくは作ることが意図された品目であると考えたあらゆる品目につき、廃棄、著作権者への送付、又はその他裁判所が適切と考える措置を採る権限も有する。

(c) 病害虫管理製品法による救済

- 病害虫管理製品委員会によって任命される検査官が、病害虫管理製品、 又は委員会に登録されなかった病害虫管理製品の製造のために使用され ている若しくは使用することができる素材を押収し留置した場合、ケニ ア司法長官によって公的に任命された検察官は、そのような製品、又は そのような製品の製造において使用することができる素材を所持してい ると判明した者を訴追することができる。ここで、事件を審理している 裁判所は、当該法律違反につき有罪判決となった被告人に対し、25 万ケ ニアシリング以下の罰金を賦課することができ、及び/又は、この者に 対して2年以下の拘禁を命じることができる。
- このような場合、有罪判決を下している裁判所はさらに、病害虫管理製品又は素材を廃棄するために国が没収する旨を命令し、有罪になった者に対して、有罪となった件に関する病害虫管理製品の分析及び処分又は破壊に伴う料金の全部又は一部の料金と他の費用を支払うよう命令することもできる。

(2) 保護対象および根拠法

この質問への答えは、既に第7.1節(2)に記載した。

(3) 所轄官庁

- ACA 第7.3 節(1)(a)に記載した救済を参照。
- 著作権委員会 第7.3 節(1)(b)に記載した救済を参照。
- 病害虫管理製品委員会 第7.3節(1)(c)に記載した救済を参照。

(4) 税関以外の行政上の救済のフローチャート

模倣品取締法により利用できる行政上の救済のフローチャートは、既に第 7.2 節(3) に記載した。

(5) 提出先、費用、日数、留意点

模倣品取締法

- 模倣品取締法に基づく、模倣品に関する申立ては、登録証明書の写しを伴う指定の様式 ACA9 により適切に作成された損失補償書と、当該申立てに関して申立人を代理する代理人を任命し授権する指定の様式 ACA15 による委任状を添えて、指定の様式 ACA8 により、ACA に提出しなければならない。公式手数料計 11,000 シリングも、申立書と委任状を添えて ACA に対して納付しなければならない。
- 模倣品取締法第 34 条に基づき、模倣品と疑われる商品の押収と留置を税関長に申請するためには、指定の様式 ACA11.0 により適切に作成された損失補償書を伴い、関連した知的財産権の登録証明書の写しを添えた指定の様式 ACA 10 でなければならない。当該申立書に添えて、公式手数料 11,000 シリングを税関長に納付しなければならない。
- 模倣品取締法は、ACAに対して申立てを行う、又は、税関長による商品の押収と留置の申請を行うための期限を設けていない。
- ACA が、申立てにおいて名前を挙げられた者を刑事訴追する場合には、模倣品に複製されたいかなる商標に関しても、ACA はやがて、KIPI が発行する、訴訟において使用するための証明書を要求する。申立てが、登録された特許権、実用新案権又は意匠権を侵害するような模倣品又は模倣品の製造に関連している場合、ACA は、KIPI によって真正な写しであると認証された、関連する登録証明書を要求する。申立てが、著作権を侵害する模倣品に関連している場合、ACA は、有効な著作権登録がなされているのであれば、著作権委員会によって真正な写しであると認証された、登録証明書の写しを要求する。(著作権を行使するためには、著作権委員会に対して著作権を登録することは必須ではないという点に留意されたい)。

著作権法

著作権法は、著作権委員会に対する申立てに関する要件や、そのような申立てがなされるべき期間についての規定を設けていない。

病害虫管理製品法

病害虫管理製品法は、病害虫管理委員会に対する申立てに関する要件や、そのような 申立てがなされるべき期間についての規定を設けていない。

(6) 侵害商品の処分方法および費用

この質問への答えは、既に第7.1節(15)に記載した。

さらに、模倣品の製造、生産若しくは包装を行うための設備、又は、模倣品に商標を付すための設備を ACA が押収し、当該設備を所持又は使用していた者を ACA が刑事訴追し有罪判決を得た場合には、この者について有罪判決を下した治安判事裁判所は、当該設備を廃棄するために政府が没収することを命令することもできる。

第7.4節 留意すべき事項

(1) 巧妙な模倣品に対する措置

模倣品取締法第 23 条(1)は、ACA の検査官に対し、あらゆる施設における模倣品の製造、生産、製作、その他模倣品を取り扱う行為を終了させるために合理的な必要ないかなる処置をも行うことを認めている。同法第 23 条(1)(d)も、検査官に対し、模倣品の製造、生産、製作、包装、又は模倣品に対する商標の取り付けのために使用される道具や設備を押収、留置し、該当する場合には留置のために持ち去ることを認めている。

同法第23条(1)(f)も、検査官に対し、模倣品であると合理的に疑われる商品が発見されたか、あるいは、その全部又は一部が製造、生産、製作された場所又は施設につき、封鎖又は閉鎖する権限を認めている。これらの条文は、ACA及びその検査官が、模倣品の製造、生産、包装、模倣品への商標の取り付けを行う者又は団体に対し、当該行為が違法な活動の全部の遂行であろうと一部の分業であろうと、上記の行為のいずれをも行う権限があるということを示している。

(2) 看板に他者の商標を表示した場合

ケニア商標法には、第三者による他者の登録商標の看板への使用が商標権侵害を構成することを特に示唆する規定が存在せず、この問題に関するケニアの裁判所の判決も存在しない。しかしながら、商標法第7条(a)は、商標権者又はそのライセンシーではない者が、同一の、あるいは、取引の過程において誤認を生じるか又は混同を生じさせる虞があるほど類似している標章を、次のことを生じさせる虞がある態様で使用した場合は、登録標章の権利が侵害されることとなると示唆している。

- (a) 標章が商標として使用されていると見られること
- (b) 標章の使用が公衆に発出された公表広告若しくはその他の公表におけるものである場合に、登録権者の許可を得ずに標章を使用する者が、権利者又はライセンシーとして当該商標を使用する権利を有するか、あるいは、同人が取引の過程において関連している(その商品が登録されている)商品又はサービスであることを示唆するものと見られること、及び
- (c) 当該商標の権利者又はライセンシーに被害又は損害を引き起こすこと

この問題に関するケニアの裁判所の決定は存在しないため、ケニアの裁判所が、こうした規定の解釈を拡大し、登録商標が登録権者の同意なく使われている看板に適用する可能性があるものの、こうした規定は、標章が登録されている商品又はサービスに関連する取引の過程で第三者が標章を使う権利を有していることを看板の内容が示唆しているような場合にのみあてはまる。

(3) 展示会及び見本市の主催者の責任

商標法、工業所有権法、著作権法、模倣品取締法において、展示会及び見本市の主催者は、登録された知的財産権を侵害する虞のある商品を第三者が展示又は陳列することを防ぐための義務又は責任を有してはいないとされる。

ACA は、取引その他のあらゆる目的でいかなる模倣品を陳列又は展示した者についても、刑事訴追することができる(模倣品取締法第 32 条(d)参照)。そのような状況で起訴されうるのは、出展者、又は展示会もしくは見本市において実際にそのような陳列又は展示を行った者だけである。

知的財産権者が、その知的財産権を侵害されたことに関する民事訴訟を提起しようとする場合にも、同じ論理が成り立つ。

(4) 主催者の義務

この質問への答えは、既に第7.1節(3)に記載した。

(5) 民事訴訟と刑事訴訟の意義の比較

知的財産権者が利用できる選択肢は、以下の通りである。

- (1) 模倣品取締法に基づき ACA に対して申立てを行い、摘発、押収、刑事訴追をするよう求めること。又は、
- (2) 警察に対して申立てを行い、模倣品を包装しそのような商品を販売している、 商標法第58A条にいう侵害当事者を起訴するよう求めること。又は、
- (3) 知的財産権者の商標が登録されている場合であれば、ケニアの高等裁判所において、侵害当事者に対する商標権侵害訴訟を提起すること。

- (4) 商標又は自身の商品の包装の外観に対する権利者が、自身の標章について登録 していなかった場合であれば、高等裁判所において、侵害当事者に対する詐称 通用訴訟を提起すること。
- (5) 知的財産権者が、著作権法に基づき、作品に対する著作権を有する場合であれば、高等裁判所において、侵害当事者に対する著作権侵害訴訟を提起すること。
- (6) 特許権、実用新案権、意匠権の侵害訴訟を提起すること。知的財産権者が、工業所有権法に基づく自身の知的財産権を登録している場合であれば、工業所有権審判所で、侵害当事者に対する救済を求めることになる。

模倣品取締法に基づいてなされた申立てによる ACA の行動

ACA の検査官は、模倣品取締法に基づき、施設に立入り、模倣品を押収し、侵害当事者に質問することができる。ACA はそこで、押収品を特定し、押収から5営業日以内に侵害当事者にその目録を提供し、商品を所定の安全な模倣品保管倉庫に保管しなければならない。その後、ACA は、押収の日から90日以内に侵害当事者を刑事告発することができ、そうしなかった場合には押収品を解放しなければならない。訴追手続が始まり、侵害当事者が有罪判決を受けた場合、裁判所は次のことを命ずることができる。

- (1) 廃棄又は ACA による処分を目的とするケニア政府による押収品の没収。
- (2) 商品を製造するために使われる(製造及び包装に使われる機械を含む)「手段」 廃棄
- (3) 有罪判決を受けた侵害者に対しては、第1級犯罪について有罪の場合は最高で 5年の拘禁刑又は商品の実勢小売価格の3倍を越えない額の罰金刑、又はそれ らの併科を命じることができる。実際には、法で定める罰が重い再犯の場合を 除いて裁判所が罰金しか課さないのが普通である。

ACA に対して申立てを行うことによる相対的なメリットは、以下の通りである。

• ACA が、適切に作成され署名された申立て(指定の様式 ACA 8)、損失補償書(指定の様式 ACA 9)、知的財産権についての関連登録証明書の写しによる知的財産権の詳細と委任状(指定の様式 ACA 15)を受け取り、常務理事が、模

倣品の製造、生産、包装、保管、特定の施設からの販売がなされ、あるいは、 輸入又は再輸出がなされていると確信する理由があるならば、常務理事は、 ACA の検査官に対し、施設への摘発を行うように命じることができる。検査官 は、それらの施設で又はコンテナ内で発見された全ての模倣品を押収すること ができ、刑事訴訟の結果が出るまでそれらの品を保管することができる。これ に対し、商標権侵害訴訟又は詐称通用訴訟(下記参照)においては、高等裁判 所からアントンピラー命令を得ることによってのみ、そのような商品の押収を 行うことができる。高等裁判所の裁判官はしばしば、アントンピラー命令を出 すのに消極的であり、アントンピラー命令を出すための前提条件として、訴訟 を提起した原告に対し、民事訴訟が不首尾に終わった場合に不適切な差押えの 結果として被告が被り得る潜在的な損害に対する相当な担保を提供するよう 求めている。ACA の検査官が、摘発を行い、施設に立ち入り、当該商品を押収 して長期間保持できるということは重要な利点である。しかし、商品の押収対 象となった被告人に対する刑事訴訟において、ACA が事案の証明をできなかっ たならば、押収された商品がリリースされなければならないという結果に終わ ることがある。

- 施設に摘発を行って、模倣品を押収する権限を持つことに加えて、ACA 検査官は、模倣品取締法上、輸入業者又は小売業者に対し、摘発の間、製造者と商品の出所についての情報を提供させる権限を有する。小売業者がそのような情報を伝えることに非協力的で、そのような摘発の間に記録を調べることができるよう検査官に協力しないならば、ACA は、検査官の質問を妨害したとして、小売業者をさらに刑事訴追することができる。ACA 検査官は、そのような小売業者に対し、このような権限に関する通知を行う。
- ACA は、摘発の日の 3 か月以内に刑事訴追を行った場合に限り、押収した商品を保管することができる。それらの商品は、刑事訴追の結果が出るまで、模倣品保管倉庫で保管しなければならない。
- 刑事訴訟を審理している治安判事裁判所が被告人に有罪判決を下したときは、 当該裁判所は上記命令を出すことができる。
- ACA はまた、有罪判決と、有罪判決後の模倣品の廃棄について、ケニアのメディアに最大の公告をすることを確保しようとしている。

● 模倣品取締法に基づき ACA を介した刑事訴訟の費用は、ケニアの高等裁判所に知的財産権侵害訴訟又は詐称通用訴訟を提起する費用よりも少ない。

ACA を介した手続きを採る場合のデメリットは以下の通りである。

- (a) ACA は、侵害対象となっている知的財産権が商標法、工業所有権法、著作権法 又は種子及び植物品種法により登録されるものである場合にのみ、摘発、押収、 及び刑事訴追を行うことができる。ACA は、未登録の標章を根拠にしている場 合や、包装素材の全体的外観が極めて類似しているというだけでは、刑事訴追 を行うことができない。
- (b) 治安判事はしばしば、刑事訴訟においては合理的疑いを超えた証明を要するという事実ゆえ、被告側弁護人によって主張される技術的な理由により、模倣品を輸入して販売した被告人を無罪にしている。
- (c) 刑事事件で有罪となった当事者に対し、すべての押収した商品を廃棄するための没収、そのような商品の廃棄費用とそのような商品の保管費用に関する罰金命令を治安判事裁判所から得ている場合は別であるが、ACAは、申立人が被った売上の損失に関する損害賠償の裁定を得るわけではない。したがって、知的財産権者としては、ACAが模倣品取締法に基づく権限を行使して刑事訴追することに頼り切るならば、治安判事裁判所によって損害賠償の裁定を受けられないという点に強く留意されたい。

商標法第58A条、第58B条、第58C条に基づく警察への申立て

登録商標の所有者の同意を得ることなく、商品もしくはその包装もしくは容器に対して「贋造された」もしくは模倣された標章を取り付ける行為、又はそのような標章を取り付ける用具又は機械を持つことは、商標法第 58A 条、第 58B 条、第 58C 条違反である。

ケニアの警察は、これらの条文に基づき起訴しなければならない当局である。しかし、 警察は、そのような事件を担当するに当たり効率が悪いことが知られており、たいて いは無罪放免させるに終わっている。

商標法において、被告人に有罪判決を下した裁判所は、以下を行うことができる。

- (a) 2,000 シリング (これは著しく不当に低い金額である) 以下の罰金を科する、5 年以下の拘禁を命じる、又はこれらの併科を命令する。実際には、裁判所がそのような犯罪者を拘禁刑に処するのは稀である。
- (b) 押収された商品を政府が没収する旨の宣言。

高等裁判所における商標侵害訴訟

ケニアで登録された商標の所有者は、ケニアの高等裁判所において、侵害当事者によってコピーされたケニアでの登録商標に基づいて、侵害当事者に対して商標侵害訴訟を提起することができる。当該訴訟で勝訴するために、知的財産権者は以下を提出する必要がある。

- (i) 独立した調査エージェントが被告から侵害商品をおとり購入したということ を確証する受取証のついた、包装に入った侵害商品のサンプル。
- (ii) 原告の商標が原告の名前で登録されており、当該登録によってカバーされた商 品又はサービスであること、及び当該登録が完全に最新であることを証明する、 商標局が発行する裁判で使用するための証明書。
- (iii) 侵害商品が、登録商標によってカバーされ当該商標を用いて原告が販売してい る商品と同一の商品又は類似した商品であるということを証明する証拠。

高等裁判所は、仮の救済として、仮差止命令とアントンピラー命令を発出する権限を有する。アントンピラー命令により、原告の弁護士は、指定された施設に警官と共に入り、商品を押収して、留置し、それらの商品の目録を作成し、侵害商品の生産と販売に関係する施設のあらゆる記録の写しを作ることができる。弁護士はここで、摘発された施設の管理者の面前で商品を容器に封入し、押収した商品と押収した書類を持ち去るための目録を作成し、商品が安全な保管場所に保管されて、民事訴訟の結果が出るまで確保されるように手配しなければならない。

裁判官に仮差止命令とアントンピラー命令を発出する用意がある場合、これらの命令は、原告がその後に当該訴訟の実質的な審理で敗訴したときに、仮差止命令とアントンピラー命令が出されて商品が押収されることにより被告が被る損害につき、原告がそれを賠償できる担保を提供することを条件としてのみ発出される。

これに対し、知的財産権者が模倣品取締法に基づいて手続きを採った場合、ACAの検査官は、アントンピラー命令の申請による高価な手続きを経る必要なく、また、施設に入り商品を押収するための令状を裁判所から得る必要なく、その制定法上の権限に基づいて、そのような摘発と押収を実行することができる。

高等裁判所における詐称通用訴訟

詐称通用訴訟で勝訴するためには、標章の所有者は、以下を証明しなければならない。

- (i) 違反標章が、ケニアの公衆に対して混同を引き起こし欺罔させる虞があるほど に、その全体的な外観において、所有者の未登録の標章と十分に似ていること。
- (ii) 違反標章が、未登録の標章の所有者がその標章を使用する又はそれに関係している商品と同一又は類似した商品に対して使用されていること。及び、
- (iii) 未登録の標章の所有者が、自身がケニアにおいて何年間も十分に数多くの商品 又はサービスに対して自身の標章を取り付けて、当該商品又はサービスを販売 してきており、ケニアにおけるその商品又はサービスに関係したその未登録の 標章につき、信用又は名声が確立されていること。
- (iv) 違反標章が原告の標章と同一でない又はあまりよく類似していない場合には、被告が原告の標章に類似した又はよく似た標章を違反商品又は違反商品の包装に対して使用し、その結果、混同を生じた又は欺罔されて侵害商品を購入するに至った公衆が、実際に混同に陥ったこと、欺罔されたこと。これを証明するために、原告は、そのような混同又は欺罔を証明する独立した目撃者から、証拠を作成提出しなければならない。

工業所有権審判所における特許権、実用新案権、意匠権の侵害訴訟と、高等裁判所における著作権侵害訴訟

これらの訴訟においては、高等裁判所での商標権侵害訴訟の項で列挙されていたものと非常に似た要件及び条件が妥当する。

結論

模倣品と、模倣品を輸入、製造、生産、包装、保管、販売、輸出している当事者に対し、模倣品取締法に基づいて行われる手続きを比較した場合のメリットは、以下の通りである。

- (i) ACA がアントンピラー命令を得るための複雑で高額な手続きを経なくても、その検査官は建物への摘発を行い、模倣品を押収することができる。
- (ii) 高等裁判所又は工業所有権審判所において商標権侵害訴訟、詐称通用訴訟、又はその他の知的財産権侵害訴訟を提起し、仮差止命令とアントンピラー命令を申立ててそれを得て、アントンピラー命令に基づく摘発を実行し、24か月後に審理を得る手続きを義務として行い、恒久的差止命令、損害賠償の裁定、侵害商品の廃棄のための没収命令を求めた場合、裁判のさまざまな段階で盛んに争われたとすれば、費用はおよそ60,000米ドル(16%の付加価値税を除く)プラス諸費用である。これと比較すると、ACAは、摘発、押収、刑事告発に対する料金を請求しない。ACAは、申立て、委任状、押収された商品の点検へ申請を行うために、およそ215米ドル相当の公式手数料を課するに留まる。
- (iii) ACA が、刑事裁判の結果が出るまで、押収した商品及び模倣品の製作、生産及び包装のための装置を押収及び保管することにより、仮差止命令とアントンピラー命令と摘発を行うのと同じ結果を、より低いコストで効果的に得ることができる。

第8節 刑事訴訟

(1) 刑事訴訟制度の概要

ACA による刑事訴追に至る手続きについては、第7.2節(3)の中の行政上の救済のフローチャートに記載されている。

ケニアの高等裁判所と工業所有権審判所で行われる民事上の知的財産権侵害訴訟で 可能な救済と比較したときの、模倣品取締法において利用可能な刑事上の救済の重要 性とメリットについては、第7.4節(5)で詳細に論じた。

(2) 侵害行為

(a) 模倣品取締法

治安判事裁判所が、ACA によって提起された刑事訴訟で被告人に有罪判決を下した際に出すことのできる命令については、既に第7.3節(1)(a)に記載した。

- (b) 著作権法の第 39 条に列挙された刑事犯罪の 1 つについて人が起訴され、裁判 所がこの者に有罪判決を下した場合に、治安判事裁判所が出すことのできる命令については、既に第 7.3 節(1)(b)に記載した。
- (c) 治安判事裁判所が病害虫管理製品法の下で発出することのできる命令については、既に第7.3節(1)(c)に記載した。

(3) 刑罰を科するための要件

• 模倣品取締法において、同法違反で起訴された者に対して有罪判決を下す治安 判事は、罰金、拘禁、押収商品の廃棄のための没収を命ずるにあたっては、違 反を犯した際の故意、知識又は過失の欠如に関するいかなる主張も考慮するこ とができない。

- 著作権法第 38 条においては、同条に列挙されたいずれかの罪で起訴された者は、自身が善意で行動しており、著作権が侵害される又は侵害されるかもしれないという考える合理的な理由がなかったということを、抗弁として主張することができる。しかし、そのような抗弁にもかかわらず、この者がこれらのいずれかの違反により有罪となる場合には、審理を行う治安判事は、第 38 条に列挙されている罰金を定め、あるいは、侵害商品若しくは権利侵害をしているコピー商品の製作のために用いられた若しくは用いられることを意図された設備の廃棄又は著作権者への送付を命ずるにあたり、被告人の故意又は過失の欠如に関するいかなる主張も考慮することはできない。
- 病害虫管理製品法により、同法違反につき起訴された者は、知識又は同意なしで当該違反を犯したこと、及び、自分が違反を防止するためにあらゆる適切な注意を払ったということを、同法に基づいて抗弁として主張することができる。しかし、そのような抗弁にもかかわらず、この者が同法に列挙されている違反のいずれかの有罪となる場合には、審理を行う治安判事は、被告人の故意又は過失の欠如に関するいかなる主張も考慮することはできない。

(4) 申立てによる起訴と申立てによらない起訴

模倣品取締法第 33 条(1)から第 33 条(3)によれば、知的財産権者、そのライセンシー又は代理人が、指定の様式 ACA9 による損失補償書と、指定の様式 ACA15 による委任状を添えて、指定の様式 ACA8 により申立てを行う。そして、ACA の常務理事が、申立人について、登録された知的財産権によって保護されていると主張される商品が保護された商品であって、根拠となる知的財産権が存続しているという内容の申立てを行う資格があると認めた場合、常務理事は ACA の検査官に命じて、適切な措置を採らせる。

しかし、同法第3条(5)によれば、ACAの常務理事は、たとえ知的財産権者が指定の様式ACA8による申立てをこの段階で出していなかったとしても、常務理事自身が知的財産権が侵害されていると確信する理由を有している場合、ACAの検査官に命じて適切な措置を採らせることができる。常務理事は、知的財産権者が知的財産権の登録

証明書の認証済の写し、又は、著作権の対象となる著作物の著作者であること若しくは著作に関する証拠を添えて、「知的財産権の詳細の提示」と題された指定の様式 ACA12 を ACA に提出し、知的財産権の詳細を ACA に記録した場合に、このような 行為をすることができる。

知的財産権者が指定の様式 ACA 8 によって ACA に対して正式に申立てを行い、それに基づいて ACA が刑事訴訟を提起した場合と、知的財産権者からの正式な申立てを受領することなく、模倣品取締法第 33 条(5)により常務理事が指示して措置を採った結果として ACA が刑事訴訟を提起した場合とでは、差異はない。

(5) 捜索差押命令の申立てと私人による刑事告発

模倣品取締法は、任命された ACA の検査官が施設に立入り、模倣品であると合理的な理由をもって疑われる商品を押収して留置する制定法上の権限を行使するに当たり、施設への立入りと押収の遂行を認める裁判所の命令又は令状の取得を要件としていない。

警察官が、著作権を侵害する商品、又は、警察官が商標法第58条に違反していると信じる理由のある商品を押収するために、これらの法律に基づいて起訴する意図をもって施設に立入りたいと考える場合、警察官は、当該建物に立入り、侵害商品を押収、これらの法律に違反していると考えられる者を逮捕するために、令状を請求して得なければならない。

(6) 刑事訴訟における留意点

登録商標権に基づく申立て

登録商標について権利を保有し、模倣品取締法に基づいて ACA に対して申立てを行いたいと考える知的財産権者は、まず、ケニアの代理人若しくは調査エージェントにより、調査と、模倣品と疑われる商品のおとり購入を行うべきである。これは、申立てを行う際に、当該証拠を ACA に提出できるようにするためである。ここではさらに、真正品と模倣品の写真とサンプルも、写真には矢印をつけ、知的財産権者の組織の者が文章による説明を行って、真正品と模倣品との違いを指摘した上で、ACA に

対して提出する必要がある。これは、摘発と押収を実行する ACA の検査官が、事前に真正品と模倣品の差異について把握できるようにするためである。知的財産権者はまた、模倣品に対してコピーされた自身の登録商標の登録証明書及び更新証明書を提出しなければならない。模倣品が複数の場所で複数の当事者によって製造、生産、包装、保管、小売り、流通されている場合には、知的財産権者は、そのような活動を続けている者とそのような活動が続けられている実際の住所の詳細を、提供する必要がある。

ACA の検査官が捜査と押収を実行し、ACA が、法によって禁止される行為を続けていることが判明した当事者に対して刑事訴訟を提起した場合には、知的財産権者は、証明書を裁判所で証拠として提出することができるように、模倣品又はその包装にコピーされる登録商標ごとに、KIPI が発行する裁判用の証明書を ACA に提出しなければならない。

登録された特許、実用新案、工業意匠権に基づく申立て

特許、実用新案、工業意匠の登録所に登録された権利の知的所有権者が ACA に申立てを提出したいと考える場合は、前に述べたのと同じ措置を講ずべきである。KIPIが発行した登録証明書とともに、知的財産権者の会社の技術的資格を有する者からの検査報告書を提出すべきである。当該検査報告書は、この者に対して送付された、おとり購入で購入した模倣品のサンプルを検査した結果、この者は当該商品が模倣品であると証明することができると説明しており、かつ、知的財産権者が特許権を有する薬物又は化学物質の模倣品が ACA の検査官によって押収された場合には、報告書に添付された写真又は報告書に添付された化学分析により、模倣品と真正品との相違点を列挙するものである。

著作権に基づく申立て

著作権者が、模倣品取締法に基づいてACAに対して申立てを行いたいと考える場合、この者は以下の写しをACAに提出する必要がある。

- (i) 模倣品を生産、輸入、保管又は販売している者についての詳細を添えた、購入 された模倣品のコピーを伴う、おとり購入の証拠。
- (ii) 真正品と模倣品の写真又はサンプルを添えた、真正品と模倣品との差異に関する文章による説明。
- (iii) 著作権が著作権委員会によって登録されている場合には、当該著作権について の登録を証明する、著作権の登録証明書の認証済の真正な写し、又は、著作権 委員会の常任理事によって承認された著作権委員会によって維持されている 著作権登録簿からの認証済の抜粋。著作権が登録されていない場合には、著作 権者は ACA に対し、著作の原著作者であること、著作者の名称、著作の日、 元の著作権の写しを証明する、文書による包括的な説明。著作権者が原著作者 ではない場合には、この者は ACA に対し、自身が当該著作について著作権を 有すると主張する理由について文書で証明しなければならない。例えば、この 者が、権利譲渡の結果として著作権を所有する場合であれば、適切に作成され た、押印のある捺印証書の写しを ACA に提供しなければならない。この者が、 従業員が自身の職務の範囲内で著作物を創作した結果として著作権を所有す る場合であれば、著作権者は書面でこのことを証明しなければならない。著作 権者が、第三者に著作物の作成を委託した結果として当該権利を持つ場合であ れば、この者は ACA に対し、締結された委託契約の真正な写し、又は、著作 物の委託と、受託者が当該著作物に対する自身の著作権を明白に留保しなかっ た事実を確認する当事者間の通信の真正な写しを、提出しなければならない。
- (iv) 著作権の独占的ライセンシーが ACA に対して申立てを行いたいと考える場合には、この者は、上の(i)から(iii)に列挙される他の文書に加えて、著作権者とライセンシーとの間で適切に押印されて締結されたライセンス契約書の認証済の真正な写しも、ACA に提出しなければならない。

上記の要件からの結論は、著作権者としては、その著作権を著作権委員会に対して登録し、著作権法に基づき著作権の一応の証拠を構成する登録証明書を得るのが望ましいということである。

登録された種子又は植物品種権に基づく申立て

登録された植物品種の権利者が ACA に対して申立てを行いたいと考える場合には、この者は以下を ACA に提供しなければならない。

- (i) 植物品種権の付与に関する証明書の認証済みの真正な写し、及びケニア植物検 疫所(KEPHIS)が発行し認証した当該権利の付与機関の延長証明書、又は KEPHIS が発行した植物品種権の保護証明書の認証済みの真正な写し。
- (ii) 真正品と購入された非真正品の写真とサンプルを添えた、模倣の植物又は種子の品種のおとり購入に関する書証、及び、真正の植物又は種子の品種と模倣の それとの違いを強調している独立した技術専門家の手による分析書類。

(7) 類似した標章による商標権侵害

登録商標が、同一の形若しくは語において、又は登録商標と混同を招くほど類似した 形若しくは語において、知的財産権者がその標章を登録しているものと類似した商品 又はサービスに対してコピーされた場合、あるいは、侵害当事者が知的財産権者の承 認なしに、違反している標章を類似した商品又はサービスとともに宣伝した場合、知 的財産権者は、ACA に対して模倣品取締法に基づく申立てを行うこと、又はケニア 高等裁判所に対して、同裁判所で可能なあらゆる救済を求めて、侵害当事者に対する 民事の商標権侵害訴訟を提起することができる。知的財産権者は、ACA での申立て と、高等裁判所での民事の商標権侵害事件の両方を行うことはできない。

未登録の標章が、同一の形でコピーされた場合、又は公衆の混同を招いた若しくは欺罔をもたらした、若しくは公衆の混同を招く若しくは欺罔をもたらすおそれのあるようなかたちでコピーされた場合、当該未登録標章(真正標章)の所有者は、真正標章の所有者がその標章を使用した商品若しくはサービスと同一の又は類似した商品若しくはサービスに対して侵害標章を用いた者に対し、ケニアの高等裁判所において民

事の詐称通用訴訟を提起することだけが可能である。この場合には、真正標章の所有者は、商標権侵害訴訟で利用できるのと同じすべての救済を求めて得ることができる。

(8) 類似した標章の使用に対する刑罰の有無

- (a) 模倣品取締法に違反した者に対して有罪判決を下す治安判事が命じることのできる刑罰については、既に第7.3節(1)(a)に記載した。
- (b) 同一の標章又は極めて類似した標章の無許可使用に関する民事訴訟及び詐称 通用訴訟において、高等裁判所は、違反者に対して以下の命令を行うことがで きる。
 - 問題のあるマークの将来の使用に対し、一時的な差止命令及び恒久的差止 命令を発出すること。
 - 侵害当事者に対し、売上の減少分の損害賠償を原告に支払うよう命令する こと。
 - 侵害当事者に対し、侵害当事者が占有し支配している全ての侵害商品を、 廃棄するために原告に送付するよう命令すること。
 - 侵害当事者に対し、原告の費用を支払うよう命令すること。

(9) 「同一の標章」に関する規制

ケニアの制定法には、「同一標章」や「類似標章」の語についての定義や規制はない。 ある標章が他の標章と同一であるか又は類似しているか否かについては、裁判官又は 治安判事が、両標章の全体的な視覚的・音声的な類似性に関する個人的な知覚に基づ いて、判断を行う。

(10) 他者の事業用標識の無許可使用

模倣品取締法は、無許可で他者の事業用標識を使用することを法令違反とはしていない。

無許可で他者の事業用標識を使用することは、刑法典第 315 条の不正行為を構成する可能性がある。しかし、同罪に該当するためには、当該標識を使用する者が、他人からの信用を得ているか、そのような欺罔行為により他人に商品又はサービスの支払い又は送付をさせる必要がある。そのような法令違反についての有罪判決が出された場合の処罰は、3 年の拘禁刑である。

ケニアの法律には、無許可で他者の事業用標識を使用することについて特に違反として定めた規定はないということを考慮すると、事業用標識の所有者にとって唯一利用できる救済方法は、高等裁判所において、当該事業用標識を使用した者に対して詐称通用訴訟を提起し、仮差止命令及び永久的差止命令を求めることである。しかし、事業用標識又は屋号の所有者は、このような訴訟で勝訴するために、自身の事業が数年間ケニアにおいて当該事業用標識を用いて事業を継続していたということ、及び、ケニアでのそのような事業活動の結果、公衆がこの者の事業用標識と事業主体とを結び付けているということを証明しなければならない。このような詐称通用訴訟において、この者は、第三者による標識の無許可使用によって混同に陥った公衆から人を選んで、自分たちがそのようにして混同に陥ったということを法廷で証言するよう求める必要もある。

(11) 繰り返し有罪判決を受けた者への懲罰の増強

第 1 級有罪を受けた者がその後に再度違反を犯した場合、裁判所は、模倣品取締法 第 35 条(1)(b)により、この者に 15 年以下の拘禁刑、被告人が取り扱っていたことが 判明した模倣品の一般小売価格の 5 倍以下の罰金刑、又はこれらの併科を命じるこ とができる。

模倣品取締法第 35 条(1)(b)は、何が繰り返し有罪と見なされるかについて定義していない。同条文は、同法第 32 条に列挙される違反事由のいずれかの有罪判決を受ける者は、第 2 級有罪の責任を負い、再び違反を犯した場合には第 35 条(1)(b)に記載された増加された拘禁期間若しくは増加された罰金額若しくはこれら双方の責任を負う、としているに留まる。

(12) 出訴期間及び不起訴に対する異議申立

ACA がある者を刑事訴追し、あらゆる模倣品取締法違反について治安裁判所で起訴を行うための出訴期間は、ACA の検査官による押収の日から3か月である。そのような者が起訴されない場合や、起訴が当該期間内に治安判事裁判所に対して提出されない場合には、ACA は、押収されて留置された商品につき、試験や分析の目的で合理的に使用された分を差し引いた残りを、押収の対象となった者に対して返還しなければならない。

(13) 上訴

以下の者は、以下の状況において、ACA が提起した刑事訴訟を審理した治安判事による判決について、ケニアの高等裁判所に上訴を行うことができる。

- (a) ACA の起訴用犯罪者名簿に明記されている犯罪につき有罪判決を受ける者。
- (b) ACA の起訴用犯罪者名簿に記載され起訴された人が治安判事によって無罪とされた場合、及び、治安判事が、押収され留置された商品を廃棄するために国が没収する旨を命令する第 28 条(2)と第 28 条(3)による権限を行使しない場合には、ACA。

知的財産権者が、模倣品取締法又は模倣品取締規則の条文に基づき、ACAによる刑事訴追又は上訴に関する費用を負担させられることはない。知的財産権者が署名し、日付を入れて申立てと一緒に提出しなければならない損失補償書(指定の様式ACA9)は、非常に広範な言い回しをしており、ACAが要求する場合には、商品の押収、除去又は留置によってACAが被った一切の訴訟費用を支払うことを(損失補償書記載の他の確約に加えて)ACAに確約している。しかし、重要な点として、そのような損失補償において、ACAが損失を補償される訴訟費用は、商品を押収された者がACAには商品を押収して留置する正当な根拠がなく、商品のそのように違法な押収と留置の結果として自身が損害を被ったと主張し、この者がACAに対して民事訴訟を提起した場合に、ACAが抗弁するためにACAに発生し得る訴訟費用であることを述べておく。

第9節 インターネット上の模倣品の違法販売に対する処置

(1) 所轄官庁及び根拠法

模倣品取締法第32条により、模倣品の販売、提供、陳列、販売目的の展示は、違反行為とされる。インターネット上でこれらの活動のいずれかが継続される場合、ACAは、活動を続けている者を起訴する権限を有する。

(2) ISP (インターネットサービスプロバイダ) の法的責任

当方が知る限りでは、ACAが ISP を模倣品の販売、販売目的の提供、販売目的の展示又は陳列を促進したことにより起訴したことはなく、ACAが、このような活動を続けた者による模倣品取締法第32条違反の従犯として、ISP を起訴して有罪にできるかどうかは不明確である。

(3) 権利侵害者の責任と ISP の責任を追及する方法

知的財産権者が、模倣品である商品や登録された知的財産権を侵害する商品の取引を 行う目的で販売、提供を行う当事者、並びに ISP に対して責任追及をするためには、 以下のいずれかによることになるだろう。

- (a) ACA に対し、模倣品取締法第 32 条(c)及び第 32 条(d)の違反がなされていると 主張して、申立てを提出すること。又は、
- (b) ケニアの高等裁判所に対し、民事上の商標権侵害訴訟若しくは著作権侵害訴訟、 又は詐称通用訴訟を提起すること。
- (c) 工業所有権審判所に対し、民事上の特許権、実用新案権又は意匠権の侵害訴訟 を提起すること。

(4) インターネット上の販売に対する行政上の措置

インターネット上で模倣品の販売、販売目的の提供、販売目的の展示を行っていた者に対し、ACAが刑事訴追を行ったという例については、ケニアの判例集では報告されていない。

(5) ドメイン名を取扱う際に留意すべき事項

ケニア・ネットワーク情報センター(KENIC)は、ドメイン名についての ADR に関する指針(指針)を有しており、これが申立人と「ke」の接尾辞を持つドメインの登録者との間の、ドメイン名紛争に関するあらゆる紛争解決プロセスについての仲裁と調停のためのガイドラインを提供している。

KENIC は、公平な第三者として、申立人と登録者との間の議論を通じた公平な調停を機密裡に実行し、紛争がいかに解決されるべきかを助言することにより、指針の規定に基づいて提起された紛争を解決することを目指している。

調停が15日以内に解決をすることができなかった場合、申立人は、紛争当事者間で合意される仲裁人として任命するために、公認のドメイン名紛争解決サービスプロバイダ(プロバイダ)を選ぶ必要がある。当事者が仲裁人について合意できなかった場合、プロバイダは、当該紛争について裁定する仲裁者を任命しなければならない。

KENIC、登録所、ドメイン名を登録した登録官は、指針により特に要求される場合を除き、仲裁人による紛争解決の運営や実行には参加しない。

仲裁人は、紛争解決において以下の命令を出すことができる。

- (a) 濫用的な登録の場合、仲裁人は、争われているドメイン名を申立人に移転させる よう命じることができる。
- (b) 違反した登録の場合、仲裁人は、ドメイン名の削除と今後の登録禁止を命じることができる。
- (c) 逆ドメイン名の強奪行為の場合、仲裁人は、紛争解決の申立てを却下することができる。又は、
- (d) 紛争解決の申立てが再提出である場合には、仲裁人は、その却下を命じることができる。

当事者には、決定について上訴する権利がある。上訴の審理を行う者は、問題について全面的に検討して審理を行わなければならず、手続上の問題についての検討も行うことができる。

当事者は、関連したいかなる問題についても、ケニアの裁判所において訴訟で争うことを妨げられない。

ドメイン名に関する紛争解決処理がなされている最中に訴訟手続きが開始された場合、KENIC 又は仲裁人は、紛争の仲裁を直ちに停止する。

登録者は、調停により KENIC によって承認された、又は当事者間の書面による紛争解決の有効性を証明して KENIC に関連する指示を行うプロバイダに対して送付された、当事者間の書面により署名された紛争解決の結論としてでない限り、指針による手続きの最中にドメイン名の移転、削除、更新懈怠は認められない。

ドメイン名の所有者は、統一ドメイン名紛争処理方針(UDRP)により、ICANNに 対し、又は、世界知的所有権機関(WIPO)に対し、任命された紛争解決員に申立て を行うこともできる。ICANN によって採用された UDRP の紛争解決行政手続は、 そのサイトに掲載されている通り、ICANN 規則と、当該手続きを運営するプロバイ ダ補足規則によって規律される。プロバイダ補足規則が ICANN 規則と齟齬をきたす ところでは、ICANN 規則がプロバイダ補足規則に優越する。任命された紛争解決員 が、ドメイン名の取消又は申立人へのドメイン名の移転を求める命令を出した場合、 WIPO/ICANN がドメイン名保有者及び当該ドメイン名を登録した主体に対して解 決員の決定について知らせてから 10 営業日以内に、ケニアのドメイン名保有者が解 決員の決定についてケニアの裁判所で争わないのであれば、ドメイン名についてドメ イン名保有者のために登録を行った主体は、当該命令に従うことになる。ケニアのド メイン名保有者がケニア裁判所に対し、当該決定について上訴を行った場合には、当 該上訴がドメイン名の使用を認めない形で決着するまで、第三者は当該ドメイン名を 使用し続けることができる。ケニアの裁判所は事件を審理するのに時間がかかるため、 最終的な判決がそのような手続きにおいて得られるには、少なくとも36か月の長い 期間がかかる。

第 10 節 ADR

(1) ADR の概要、ニューヨーク条約への加盟

ケニアは、1989年2月10日に、外国仲裁判断の承認及び執行に関する1958年ニューヨーク条約(「ニューヨーク条約」)を批准した。

ケニア仲裁法 (1995 年法令第 4 号) の第 36 条により、外国でなされた仲裁による 裁定は、ケニアの高等裁判所に対して同法第 37 条に基づく書面による申請を行うこ とにより、どの国で裁定がなされたかにかかわらず、ケニアで直接執行することがで きる。

(2) 国際仲裁機関

WIPO は、ADR のオプションを提供している。WIPO 仲裁調停センターは、WIPO が作った UDRP に基づくドメイン名に関する紛争解決サービスも提供している。

米国仲裁協会(AAA)は、特許権のエンフォースメントに関する仲裁を提供している。AAA は、米国内で及び国際的に、特許紛争を取り扱っている。当事者の書面による同意により、米国特許委員会規則(NPB 規則)の使用を指定しない限り、審判所は AAA 補足特許規則を適用する。AAA により出された仲裁による裁定は拘束力を持つが、NPB 規則により出されたそれは拘束力を持たない。

紛争防止及び解決のための国際機構(CPR)も、知的財産権に関する仲裁と調停のオプションを提供している。

エンフォースメントに関して、AAA と CPR の決定は、ニューヨーク条約とケニア仲裁法第37条により執行することができる(下の(3)を参照)。

(3) 仲裁法

ケニア仲裁法第37条は、とりわけ、同条に列挙される7つの状況のいずれかが存在するということが、証拠をもってケニアの高等裁判所に提供される場合にのみ、国際的な仲裁による裁定の施行が拒否されうると規定している。

ケニア仲裁法(1995年法令第4号)の第36条により、仲裁による裁定の執行を妨げる、同法第37条に列挙された8つの状況のどれも存在しないことが証明されるならば、仲裁による裁定は、ケニアの高等裁判所に対して同法第37条に基づく書面に

第2章 知的財産権侵害への対策

よる申請を行うことにより、どの国で裁定が行われたかにかかわらず、ケニアで直接 執行することができる。第37条の規定に訴えるために、仲裁による裁定による恩恵 を受ける当事者は、これらの状況のいずれかが存在するという証明を高等裁判所に対 して提供しなければならない。

ケニアで国際的な仲裁による裁定を執行するためには、本物であると認証された仲裁による裁定の原本又は決定の写し、元の仲裁合意又は認証された決定の写し、元の仲裁合意又は認証された仲裁合意の写しを添えて、仲裁による裁定の執行の申請をケニアの高等裁判所に対して書面で行わなければならない。

仲裁による裁定の登録申請について争われない場合には、ケニアの高等裁判所はそれを登録して、登録後直ちに執行するために命令を発する。同法第37条の規定が適用できないということが証明されている場合、登録プロセスは、高等裁判所において約60日かかる。

(4) 知的財産権に関する紛争解決と仲裁

ケニア仲裁法により、知的財産権に関する紛争は、仲裁により解決することができる。 しかしながら、現在まで、知的財産権とその所有に関する仲裁は、ケニアで行われた ことがない。

第11節 知的財産保護の現状と見通し

(1) 模倣品取締法について

ケニア政府は現在、模倣品取締法をより効果的にして、刑罰を増やすために、同法の 改正を検討中であるが、現時点では、当該改正はまた検討中であるため、ACA は改 正案について明らかにすることはできない。

ACA は、同法に基づき、その限られた財源と人的資源を考慮して期待され得る権限を行使している。ケニア政府が ACA に対してずっと多い財源を提供するならば、一層有効な行動をすることができる。ACA はおそらく、模倣品を取り締まる処置を行うに当たり最も効果的な機関でありえる機関である。

同法第34条により与えられる制限された権限のため、税関は、ケニアに輸入されている模倣品を一般的に留置し差止めることを効果的に行うことができない。

そのような裁判の審理のために利用できる治安判事の人数が限定されていること、及び、そのような治安判事が毎日審理しなければならない莫大な数の他の刑事事件を抱えていることのために、同法による ACA による刑事告発の進行は、非常に遅い。2014年に導入された同法第34A条(1)の違反の和議条項により、同法の罪を犯したことを認め、自分たちから押収される商品の没収に同意する者に対する刑罰はより迅速になり、治安裁判所を通したより早い手続きが可能となった。

同法第 16 条(4)に基づく知的財産に関するエンフォースメント及び調整/諮問委員会の設立により、知的財産権の保護とエンフォースメントに関与しているケニアの機関の間では、より効果的な模倣品取締り処置の調整が行えることとなるであろう。しかし、同委員会の設立の効果は、まだ見られていない。

(2) 民事上の知的財産権侵害訴訟

このような訴訟に関する主要な問題は、本マニュアルに記載されたケニア成文法が知的財産権に対する十分な保護を提供しているにも関わらず、ケニアの高等裁判所は侵害訴訟に速やかに対処することができる知的所有権部門を有しておらず、侵害訴訟について速やかかつ効果的に審理を行うのに十分な裁判官がいないという点である。その結果、高等裁判所でとられる知的財産権侵害訴訟の進捗は、通常、非常に遅い。しかし、高等裁判所の裁判官は、仮差止命令とアントンピラー命令を認めるための全て

第2章 知的財産権侵害への対策

の確立された基準が満たされていると証明された場合、これらの命令をかなり速やかに出す。

上のような理由で、模倣品取締法によって ACA に与えられる権限により、同法に基づく訴訟は、ACA がより十分な財源を与えられ、今より相当多い検査官と検察官を雇用することができれば、民事上の侵害訴訟よりも好ましい選択肢となる。

付録

(1) 各知的財産権の出願を行うための指定様式及び記載例

指定様式 TM2

ケニア共和国 登録商標法 (*Cap. 506*) 登録商標の登録出願

(規則	第 21 条(1)、第 36 条(1)、第 37 条、第 94A 条(1))			
1. 登録商標				
注:上の枠内に、商標の	D表示例を 1 個記載してください。			
ここに登録出願いたしる □ 下に列挙された登録 □ 証明商標 □ 防護標章(防護標章 供述書を本出願書	緑商標に該当しない登録商標 章を出願する場合には、規則第36条(1)により、事情説明書及び法定 類に添付してください。) 標を出願する場合には、当該商標の使用に関する規程の写しを本出			
3.				
区分	商品/役務			
4. 追加情報(ある場合	*)			
5. 商標権者となる予定 氏名:	の者			
取引又は事業上の住所:				
商号(ある場合) * 出願者は、必要であれば別紙を使用することもできます。 日付:				

宛先:登録商標登録官殿

Kaplan & Stratton を代理して

2001年工業所有権法

工業所有権機関長官殿

- □ 特許付与出願
- □ 実用新案登録出願(どちらかにチェックしてください)

下記の者は、以下を根拠として、本特許付与/実用新案登録を出願いたします。

- □仮明細書
- □ 最終明細書 いずれか1個にチェックしてください)

Ι	出願人又は代理人の整	理番号				
	(提供可能であれば記載してください)					
II	発明の名称					
III	出願人(第一出願人又は単独の出					
111	顧人)(注2参照)					
	住所					
	国籍 (国名)				居所	
					(国名)	
	電話番号	FAX 番号 (ある場合)	7	ノールアドレ	ノス (ある場合)
	(ある場合)	1111 H				(9,0%) 17
	第二出願人の名称 (出願					
	人が複数の場合)					
	住所					
	国籍 (国名)				居所	
					(国名)	
	電話番号	FAX 番号 (ある場合)	7	ノールアドレ	ノス (ある場合)
	(ある場合)	,			•	(-> 2 %) [] /
IV	発明者 (注3参照)					
	(a) 出願人は、□単独発	明者 □共同	引発明者 です。			
	又は					
	 (b) □指定様式 IP4 によ	ス説明書を注	添付します			
		へ Mr.\\1 目 G I	11110010			
V	代理人の名称及び住					
	所 (ある場合) (注4参照)					
VI	送達先住所 (注5参照)					<u> </u>

	電話番号	FAX 番号 (ある場合ある場合)	メールアドレス _(ある場合)
	(もしあれば)		
VII	優先権の主張 (注6参照)		
V 11	及力引在*7 工版(在6多点)		
VIII	発明が公開される際に	け 要約書とともに図面 (*****	_{場合)} FIGが公開されることがあ
V 111	DIVIN ADICACOBAC		»н) I I G А ДЛІ С ЛО В С С ЛО В Г
	ります。		

IX. 出願人又は代理人は、以下のチェックリストにご記入ください。

	ったっては、以下の枚 ・提出いたします。	(B) 本出願にあたっては、以下を添付いたしま [*]		
必要書類	枚数	添付物	(チェック)	
願書		優先権の主張に関する供述書		
明細書		先の出願の写し		
請求の範囲(1 個又は複数)		指定様式 IP4 (特許/実用新案 に対する正当な権利があるこ とを証明する説明書)		
図面(1 個又 は複数)		指定様式 IP39(代理人の任命)		
要約書		その他 (1個又は複数。特定してください)		

日付	20	年	月	目		
				署名:	 	

注:

- 1. 本指定様式は、記入が完了したら、所定手数料と、明細書・請求の範囲・要約書・図面の写しを 3 部添えて、ケニア工業所有権機関長官に対して提出又は送付してください。本指定様式は 3 部必要です。
- 2. 各々の出願人の名称と住所を記入してください。個人の名称については、苗字を最初に書いて下線を引いた上で、略さずにフルネームで記載してください。事業体の場合、全てのパートナーの名称をフルネームで記載する必要があります。法人については、法人名によって法人を特定し、法人の設立場所を記載することが必要です。完全な法人名称(例:「ケニアで法人設立された有限責任会社」)、商号(例:「xyz会社」)、国籍、旧名(例:「旧名(通称)ABC有限責任会社」)は不要であり、記載する必要はありません。
- 3. 出願人が単独発明者又は共同発明者である場合、IV(a)欄にその旨の記載を行い、IV(b)欄は削除してください。これに対し、出願人が単独発明者又は共同発明者ではない場合には、IV(a)欄を削除して、指定様式 IP4 による説明書を添付してください。
- 4. 出願人が自身のための代理人を任命した場合には、代理人の名称とその事業所の住所を V 欄に記載してください。
- 5. 全ての書類が送付される、ケニアにおける送達先住所を VI 欄に記載する必要があります。
- 6. VII 欄における優先権の主張は、規則第21条に従ったものである必要があります。

補足用紙

(上掲の記載欄が小さくて必要情報を記入できない場合に使用してください)

その他の出願人(1名又は 複数名)	
その他の発明者(1名又は複数名)	
その他の優先権主張	
その他	

官庁使用欄

工業所有権法第 41 条(1)に基づく出願を実際	
に受理した日付	
工業所有権法第 41 条(3)もしくは第 41 条(5)	
に基づく手続補正書、又は同法第 41 条(4)に	
基づく図面を実際に受理した日付	
出願番号	
出願日	

指定様式 IP13 規則第 32 条

2001年工業所有権法

工業所有権機関長官殿

国際出願を行った特許に関する国内移行出願

下記の出願人である当方は、以下で特定する、その国際出願を行った特許に関し、工業所有権法に基づく国内出願として取り扱っていただきますよう出願いたします。

出願人(1名又は複数名)の	
名称及び住所	
国際出願番号	
代理人の名称及び住所 (ある場合)	
本出願は、工業所有権機関	□ 特許協力条約第1条の指定官庁
が右に該当することに基づ	□ 特許協力条約第 11 条の選択官庁
いて行われるものです。	
添付書類	□調査報告書
	□ 国際予備審査報告
	□ 引用文献
	□ 指定様式 IP4
	□ 指定様式 IP39
	□ その他(特定してください)
日付年	<u>=</u> 月日

翌夕		
有有	٠	•••••

指定様式1 (規則第6条)

種子及び植物品種法 (Cap.326) 植物育成者権の付与出願 第1部

(本指定様式への記載を完了する前にお読みください)

本指定様式は、1994 年種子及び植物品種(植物育成者権)規則第 6 条に基づく植物育成者権の付与出願を行う個人又は団体が記入して用いるものです。A 項と B 項は全ての出願人が記入しますが、C 項はケニア国外の出願人が記入を行ってください。

育成者から権原を承継した者が本出願を行う場合、以下の添付書類が必要です。

- (a) 権利の譲渡証書の原本もしくは認証済みの写し。又は、
- (b) 遺言検認証書もしくは遺産管財状の原本もしくは認証済みの写し。又は、
- (c) 権限のある担当公務員の判断において出願人に権原があることを証明することのできる その他書証。
- (1) 出願人がパートナーシップ事業体である場合、願書については、当該事業体の全てのパートナー、又は、当該事業体を代表する1名のパートナーが署名を行う必要があります。
- (2) 出願人が法人、協会又はその他の類似した組織体である場合、願書については、組織体の長もしくはその他の主たる役員、又は権限を与えられた組織体の代理人が署名を行う必要があります。

出願手続きにあたっては、以下が必要です。

- (a) 1994 年種子及び植物品種(植物育成者権)規則に基づく権限のある担当公務員が要求する全ての必要な情報、記録、資料の提供。
- (b) 同規則第29条に規定された出願費用の支払い。

種子及び植物品種法附則 3 に基づく、権限を有する担当公務員の保護命令を求める出願人は、指定様式 V にも記載を行う必要があります。

第2部 (*出願人が記載します*)

ケニア植物検疫所長官殿 私書箱 49592-00100 ナイロビ

A. 当方、[社名を記入] の [役職を記入] である [権限を与えられた者の名称を記入] は、 (出願人のフルネーム)

[住所、電話番号、FAX 番号を記入] に所在しており、

- B 項に特定された植物品種に対する植物育成者権の付与をにつき出願を行います。
- B. (植物品種の詳細)
 - 1. 出願に係る植物品種が属する植物品種の種又はグループ: [] (総称) (i) 品種の名称又は予定されている名称(ある場合): [] (総称)
 - 2. 当該品種が育成又は発見された国:[]
 - 3. 育成者又は発見者の名称: 「
 - 4. 当該品種、又は当該品種の一部をなすものもしくは当該品種から派生したものは、すでに国内又は国外で販売に供せられていますか。
 - すでに販売に供せられている場合には、以下の5~8についても情報を提供してください。
 - 5. 販売されている国.....
 - 6. 初めて販売された日付又は販売に供された日付.....
 - 7. 販売の条件.....
 - 8. 育成者又は発見者は販売に同意していましたか。(はい/いいえ)
- C. (ケニア国外の出願人が記入を行ってください)
 - (i) 原産国

 - (iii) 他国において、類似した権利について出願がすでに行われていますか。(はい/いいえ)
 - (iv) 出願がすでに行われている場合には、詳細を知らせてください。
 - (v) 他国で12か月以内に行われた出願について優先権を主張しますか。
 - (vi) 優先権を主張する場合には、当該出願の詳細を知らせてください。

官誓書

当方は、第1部に記載された注意事項を読んで理解した上で、そこで要求されるように遵守することを約束し、本願書において提供される情報が当方の知見及び所信に照らし正確であることを確証します。

2001年工業所有権法

ケニア工業所有権機関長官殿

出願人/代理人の名称

工業意匠の登録に関する出願

出願人(1名又は複数名)の名		
称及び住所		
国籍 (国名)	居所 (国名)	
電話番号	FAX 番号	メールアドレス
創作者(1名又は複数名)の名		
称及び住所		
代理人の名称及び住所(ある場合)		
送達先住所		
意匠に係る物品は何ですか		
意匠に係る物品は右のいずれ	□ 単一物	□組物
に該当しますか		
優先権の主張 (注4参照)		
出願者が求めている権利の制限	限に	
関する断り書き (ある場合)		
備忘チェックリスト:		
以下を添付しましたか		
意匠の図例又は見本		
別紙 (必要な場合)		
所定手数料		
注:		
1. 記入欄が小さい場合には、別紙を用い		
		いては、苗字を最初に書いて下線を引いた上で、略
さずにフルネームで記載してください。		たはロシュニュゼロ マーフェンション
3. 保護が申請される対象となる物品を図 4. 優先権の主張は、規則第21条に定める		
日付		(D)) A 1 0
H 11		
	署名:	



2001 年法令第 12 号 著作権法 ケニア著作権委員会 **著作権の登録に関する出願** 指定様式 CR1



出願人の詳細(個人が出願人である場合は A、組織体が出願人である場合は B を記入してください。AB 両方には記入しないでください。)

A: (1名又は複数の) 個人が出願人である場合
苗字 ミドルネーム 名
ID番号 PIN番号
出願日 年/月/日
B
組織体/会社登録番号 PIN番号
組織体/会社登録名称
出願日 年/月/日
出願人の連絡先情報
住所
メールアドレス 電話番号 携帯電話番号
出願人の区分(当てはまるところに☑を 著作者 □ 制作者/出版者 □ 被許諾者/ 権利の譲受人□
代理人の詳細(ある場合)
苗字 ミドルネーム 名
ID 番号 PIN 番号 PIN 番号
代理人の連絡先情報
住所
電話番号 ドレス

著作物の詳細

著作物の表題
著作物の区分(当てはまるところに☑を入れ 美術 文学 音声録音 視聴覚 てください)
著作物の副区分:(当てはまるところに☑を入れてください)
(i) (美術作品についてのみ) 美術 応用美術 応用美術 応用美術 に
(ii) (文学作品についてのみ) 書籍 コンピュータプ 電子データベース C その他の著述 ログラム
(iii) (音声録音作品についてのみ) 音楽 言葉による語り その他 その他
(iv) (音楽作品について) 宗教歌 一 一般音楽 愛国歌
(v) (舞台作品についてのみ) 演劇 映画 舞踊 映画の著作物 □
物質形態に定着/変換された日付 年/月/日 言語:
著作者の詳細
主な著作者: 苗字 名 名
著作者の芸名/変名 PIN 番号 PIN 番号
国民 ID 番号
著作者の連絡先情報
住所
電話番号(固定電話) 携帯電話 メールア 番号 ドレス

制作	の詳細

制作者/出版社の名称 国民 ID/会社登録番号		権利が譲渡された 又は使用が許諾さ れた日(年/月/ 日)	
最初に制作された国 ISBN 番号 <i>(書籍のみ)</i>		H)	
制作の区分:(当てはまるところ		コード会社 情報	自主制作 □
電話番号(固定電話)		携帯電話 メールアドレス	
 当方は上記出願人であり、こで、上記著作物につき登録出 我々はここに、本出願の対象 当職の面前において宣誓が な	出願いたします。 &である当該著作物が原		
宣誓管理官 日付20	F月日		
	署名(1 個又は複数): (1 タマは複数名)		

官庁使用欄

受理者:	日付 チェック リスト 署名	提出された書類についてのチェック グ 1. 各著作物の写し2部 2. 銀行の受取証書
データ入力者 {	署名 署名	3. 委任状
著作物の認証者:	署名 图名	
認証書を収集し		証書番号を した担当者 日付
	署名	署名



- 1. 著作権による保護は、思想の表現に対してのみ及ぶものであって、そこに含まれる思想、 概念、フレーズ、又はスローガンについては及ぶものではなく、また、他の知的財産制 度によって保護され得るものです。
- 2. ここにおける著作権登録は、自発的に通知を行う制度であって、権利は、慣習、慣行、 及び著作権法 cap.130 によって、創作に対して付与されるものです。
- 3. 著作物の登録は、類似した作品を独自に創作した他者が、著作物に含まれた思想の販売 又は実践を行うことを禁止するものではありません。もし当方の著作物が権利侵害の対 象になった場合、適用される民事上又は刑事上の行動により侵害者に対して行動を開始 することを、当方は知的財産権者としての自身の責任として負うものであり、当方はそ のことも通知いたしました。
- 4. ケニア著作権委員会によるこの登録は、当該著作に対する支援、事業遂行の効率化、又は登録を行う者が著作者であることをもたらすものではありません。
- 5. 当方は、ケニア著作権委員会が発行した証明書を法令を遵守して使用するよう約束し、 法が意図していなかった目的によるあらゆる行動又は証明書の使用について、その全て の責任を負います。

署名	
Mr./Mrs./Dr./Ps./Ms.	
(フルネーム)	
次の者を代理して署名します	(法人)
日付:	

原本をケニア著作権委員会に送付し、写しを出願人に送付します。

(2) 税関局への申立て、損失補償書の指定様式 指定様式 ACA 10 及び ACA 11

指定様式 ACA10 (規則第 14 条(1))

模倣品取締法

模倣品取締機関

模倣品と疑われる商品の押収及び留置の申立て

税関長に対し、以下に詳細を記述した、模倣品と疑われる商品の押収及び留置の申立てをここに行います。

1.	知的財産権者の名称	
2.	知的財産権者の電話番号、郵便番号、住所	
3.	代理人の名称(ある場合)	
4.	代理人の電話番号、郵便番号、住所	
5	模倣品と疑われる商品の説明	
6.	商品が置かれている場所又は意図された目的地	
7.	送り荷又は包装の詳細	
8.	適用される輸送手段	
9.	輸入者、輸出者、保管者、流通者、又は製造者の身元	
10.	商品の生産地(もしわかるならば)	
11.	適用される生産方法	
12.	真正品又は著作物の説明	
13.	真正品又は著作物のサンプル	

20	日	
----	---	--

署名.....

申立人/代理人

注:

- 1. 記入欄が小さい場合には、別紙を用いてください。
- 2. 本指定様式は3部必要です。
- 3. 本出願には、登録証明書及び/又はその他の書証で出願人が申立人であることを示すもの、並びに申立人/代理人が規則第 14 条(2)(b)に従って宣誓を行った宣誓供述書を添付する必要があります。

指定様式 ACA11

(規則第 14 条(2)(c))

模倣品取締法

模倣品取締機関

損失補償書

	14人間頂音	
	当方、私書箱の	らそ 置留すむゆのを置る保
	日付日 (場所)日	
••	(署名)	
	(<i>役職</i>) 保証人:	
1 2		 E人
1 2		············
	(本損失補償書においては、表現の変更・改変は行わないでください	·,)
	参照番号	

- 175 -

(3) ACA への申立て、ACA への知的財産権の詳細の提示に関する指定様式 指定様式 ACA 8, 9, 12 & 15

指定様式 ACA 8

8 (規則第 13条(1))

2008年模倣品取締法

模倣品取締機関(ACA)

申立書

模倣品取締機関常務理事殿

1.	知的財産権者の名称	
2.	知的財産権者の電話番号、郵便番号、住所	
3.	代理人の名称(ある場合)	
4.	代理人の電話番号、郵便番号、住所	
5.	模倣品と疑われる商品の説明	
6.	商品が置かれている場所又は予定された目	
	的地	
7.	送り荷又は包装の詳細	
8.	適用される輸送手段	
9.	輸入者、輸出者、保管者、流通者、又は製造	
	者の身元	
10.	商品の生産地(もしわかるならば)	
11.	適用される生産方法	
12.	申立の性質	
13.	真正品又は著作物の説明	
14	直正品マけ茎作物のサンプル	

20	年	月	日	
	·			
署名	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			
		立人/什		

注:

- 1. 記入欄が小さい場合には、別紙を用いてください。
- 2. 本指定様式は3部必要です。
- 3. 本出願には、登録証明書及び/又はその他の書証で出願人が申立人であることを示す もの、並びに申立人/代理人が規則第 13 条(2)(b)に従って宣誓を行った宣誓供述書を 添付する必要があります。

(規則第 13 条(2)(c))

2008年模倣品取締法

模倣品取締機関(ACA)

損失補償書

当方、私書箱	の	(フルネ
ーム) は、下記のよ	うな、2008年模倣品取締法	ち及びその他の成文法によりなされた、模倣品
の押収、撤去若は留	置、又は商品に伴う若しく	は商品の発送に伴うあらゆるその他の行為に
ついて発生する可能	性のあるいかなる責任に関	引しても、模倣品取締機関、そのスタッフ及び
		の押収、撤去若しくは留置を実施する際に発
		の押収、撤去若しくは留置に伴い機関が負担
		保管場所に撤去するための費用の支払い及び
		車賃料を含む保管費用を支払うこと、並びに、
	廃棄を手配し費用支払いを	
必要に応じて同品の	元未です品 U 負用 久田 で	
20年	, •,	
(場所)		において
·····································		······
甲业/	(
(署名)		
(17)		
(役職	戦)	
保証人:		
) I I I		
1		2
保証。	\(\)	保証人
証人:		
1	•••••	2
証人		証人

(本損失補償書においては、表現の変更・改変は行わないでください。)

(規則第 15条(1))

2008年模倣品取締法

模倣品取締機関

知的財産権の詳細の提示

模倣品取締機関 常務理事殿

1.	知的財産権者の名称	
2.	知的財産権者の電話番号、郵便番号、住所	
3.	代理人の名称 (ある場合)	
4.	代理人の電話番号、郵便番号、住所	
5.	知的財産権の説明	
6.	商品の説明	
7.	商品又は著作物のサンプル	
8.	商品の生産地	
9.	備考	

20	年	月	日	
署名				

- 記入欄が小さい場合には、別紙を用いてください。
 本指定様式には、認証済の知的財産の登録書の写し又は著作者であることもしくは創作についての証拠を提供する情報を添付する必要があります。

(規則第 18 条)

2008 年模倣品取締法

模倣品取締機関

委任状

本委任状により、(住所) 	
(以降「知的財産権者」という)は、(住所) 所在の(弁護士の名称) の 以降 「代理人」という)を、以下に述べる行為及び事柄の全てで一部の行動又は実行、すなわち を知り財産権者のために知ら 一部の行動又は実行、すなわち を知り財産権者の真正にして合法的な産権者を代理して行うための完全な権限を持った、知的財産権者の真正にして合法的な理人として任命する。ここで特に代理人に対して権限を与えていない全ての行為及び事材のいては、それを行動することは一般的に、前記目的又は案件の全部又は一部との関係な関いの便宜に適ったものとみなすことができる。	又的な情に
知的財産権者はここに、代理人が本取引を実行するために行動する又は行動させようとで 全てのことを正当なものと認めることについて合意する。本委任状は、全ての点におい ケニア法に従い、同法によって規律されて解釈される。	, -
署名及び封緘の日付及び場所:20 年	
(場所) において	
フルネーム	
没職	

注 - 本指定様式には、収入印紙税法の規定に従って押印される必要があります。

署名

(4) 料金表(各々の知的財産権に対するもの。出願、登録、維持、不服申立て等)

公的手数料

1. 商標

出願及び登録:

- (a) 1個目の商標 465米ドル
- (b) 2個目及びそれ以上の商標1個ごと **460米ドル**
- (c) 2 つ目及びそれ以上の区分 1 つごと 300 米ドル

10年後の更新:

- (a) 商標1個の更新 255米ドル
- (b) 2個目及びそれ以上の商標1個ごと **250米ドル**
- (c) 規則第67条による商標の回復 (広告後30日以内) 210米ドル
- (d) 規則第68条による商標の回復 (登録抹消後の回復) 310米ドル
- (e) 区分1つごと 150米ドル

不服申立て

- (a) 1区分内の商標 1個 250米ドル
- (b) 2つ目及びそれ以上の区分 **200米ドル**

削除/訂正請求:

- (a) 1区分内の商標1個 **300米ドル**
- (b) 2つ目及びそれ以上の区分 **250米ドル**

不服申立て及び削除/訂正請求の審査料金:

- (a) 1区分内の1個の商標1個 **200米ドル**
- (b) 2つ目及びそれ以上の区分 **150米ドル**

2. 特許

出願及び登録

- (a) 特許 1 個の登録出願 (PCT ではないもの) **200 米ドル**
- (b) 国際出願の国内移行出願 200米ドル
- (c) 出願中の特許の明細書、請求の範囲、要約、図面の修正申請 100 米ドル
- (d) 実用新案登録証を特許出願に変更する申請**US\$ 150**
- (e) 特許出願に関する実体審査請求 250米ドル
- (f) 特許付与証明書 **150米ドル**
- (g) 特許付与の公告 **150米ドル**

特許年金

- (a) 2年目から8年目 300米ドル
- (b) 9年目 **350米ドル**
- (c) 10年目 **400**米ドル

- (d) 11年目 500米ドル
- (e) 12年目 600米ドル
- (f) 13年目 **700米ドル**
- (g) 14年目 800米ドル
- (h) 15年目 900米ドル
- (i) 16年目 **1000米ドル**
- (j) 17年目 **1500米ドル**
- (k) 18年目 1750米ドル
- (1) 19年目 2000米ドル
- (m) 20年目 **2500**米ドル

特許出願又は付与された特許の回復申請料金 300米ドル

不服申立て:

工業所有権法には、審査官が特許を付与する旨の決定を出した後、登録の詳細が工業所有権官報で公告される前は、特許の付与について不服申立てを認める規定はない。したがって、同法には不服申立てを行うための規定は存在しない。

3. 実用新案

出願及び登録:

- (a) 実用新案1個の登録出願料金 100米ドル
- (b) 出願中の特許及び実用新案の明細書、請求の範囲、要約、図面の修正申請 100 米ドル
- (c) 出願中の特許出願を実用新案に変更する申請 50米ドル
- (d) 出願中の実用新案の明細書、請求の範囲、要約、図面の修正申請 **150米** ドル

年金:

1年目 US\$ 50 以降、10年目まで毎年ごとに 25米ドルずつ増加する。

実用新案出願又は登録されたことのある実用新案の回復申請 100米ドル

不服申立て:

工業所有権法には、実用新案の付与について不服申立てを認める規定はない。したがって、同法には不服申立てを行うための規定は存在しない。

4. 工業意匠

出願及び登録:

- (a) 工業意匠1個の登録申請 200米ドル
- (b) 工業意匠の登録料金 50米ドル
- (c) 工業意匠の登録公告 150米ドル

工業意匠の維持:

- (a) 工業意匠の登録期間の延長申請 500米ドル
- (b) 登録されたことのある工業意匠の回復申請 100米ドル

不服申立て:

- (a) 工業意匠登録出願に対する不服申立て 250米ドル
- (b) 審査費用 **250米ドル**
- 5. 著作権

出願及び登録 11米ドル

6. 植物育成者権

出願及び登録 200米ドル

年金 毎年(1年目から20年目まで) 200米ドル

(5) 警告書、ライセンス契約、法定供述書のサンプル

警告書

通常郵便又は書留郵便による

[社名を記入]

[住所を記入]

貴社によるケニア商標の詐称通用及び侵害について

当社は、ケニアにおいて[商品についての説明]について使用され、当該商品の販売及び販促において当該商品の包装について使用されている、区分[]に登録番号 []で登録されている商標の登録所有者です。

このたび、貴社が当社の上述の登録商標と[同一の] [きわめて類似した]商標 [以降「侵害商標」と言います)を付した包装により、[商品についての説明]を[製造し、]流通を行い、販売していることがわかりました。

貴社による、前記商品及びその包装についての当社の商標の模倣が、消費者を欺罔し混同をもたらし、貴社の製品を当社の純正品として詐称通用させることを意図したものであることには疑いがありません。当該行為により、貴社は当社の上記登録商標につき、詐称通用及び侵害の不法行為を犯しています。

前述したことを考慮して、当社としては、貴社に対し、本文書の日付から 14 日以内に以下 の条件に従って頂くことを要求いたします。

- (a) 侵害商標を付した包装によるいかなる商品の製造、販売、販促又はその他販売目 的の提供を、直ちにかつ恒久的に停止すること。
- (b) 侵害商標又は当社の上記登録商標に類似したいかなる商標を使用した商品についても、今後は二度と製造、販売、販促又はその他販売目的の提供をしないということを、無条件で約束して文書で当社に対して[当社が任命したケニアの弁護士に対して]送付すること。
- (c) 侵害商標を付した商品、包装、販促品その他文具を含む物資の全ての在庫を、破壊のために当社に対して[当社が任命したケニアの弁護士に対して]発送すること。
- (d) いかなる媒体においても、貴社の商品を侵害商標を用いて広告し販促を行うこと を、現在及び将来にわたり行わないこと。
- (e) 貴社が侵害商標を付した包装により商品を供給した先である全ての小売商及び卸売商の名称と住所を、当方に提供すること。
- (f) 侵害商品を付した貴社の商品の全ての販売に関する、適切な監査を受けた会計報告書を、販売された商品の販売数、販売先、販売価額について明示して、当方に提供すること。

上記条件が本文書の日付から前記 14 日以内に履行されない場合、当社は貴社に対し、さらなる通知を行うことなく、商標権侵害訴訟を提起する権利を留保します。本文書は、当社が貴社に対して損害賠償請求訴訟、差止訴訟、及びその他貴社が上記条件を遵守していても高等裁判所が認める救済訴訟を提起する権利について、影響を与えるものではありません。

敬具

[]を代理して

ライセンス契約

日付 20

(「商標権者」)

- 及び -

(「被許諾者」)

の間における

商標番号 商標ライセンス契約について

本契約は、	201	年	月	日に

以下の当事者の間で:

(1)	 0)	(「商標権者」)	
(2)	 0)	(「被許諾者」)	

前文:

- (A) 商標権者は、付記記載の項目にある**商標**(「**商標**」)のケニアにおける所有権者である。
- (B) 商標権者は、**被許諾者**がケニアにおいて、被許諾者が製造する商品[提供する役務] について**商標**を使用するのを許可すること、及び**被許諾者**がケニアで**商標**の登録使 用者として記録されることについて合意した。
- (C) 双方当事者は、**被許諾者**が**商標**を使用する権利を持つ際の条件について合意した。 そして、双方当事者は、**被許諾者**が**商標**を使用する際の条件を特に具体的に規定するために、本契約を締結した。

双方当事者は、以下の通り合意する:

- 1. **商標権者**は、**被許諾者**に対し、**商標**の登録対象である商品[役務](以降「**商品**」[「役務」]という)について、又はそれに関係して、ここに記載されたさらなる条件のもと、ケニアにおける**商標**の通常使用権を与え、**被許諾者**は当該条件について承諾する。
- 2. **被許諾者**は、販売目的で**商標**を付した商品の製造、商標の付着、包装、ラベル添付[役務の提供]に関し、商標権者が定める規格と品質基準を常に遵守することを誠実に約束する。
- 3. **被許諾者**は、**商標権者**又は商標権者の権限ある代表者に対し、**被許諾者**の建物内で商品及び商品の製造方法を検査することにつき、合理的な時間であれば随時許可を与

- え、**被許諾者**が製造し販売目的で提供する商品のサンプルを、[役務の品質の審査の ために]商標権者に対してその求めに応じて提供する。
- 4. 双方当事者はここに、ケニアの商標登録簿に**被許諾者**が**商標**の登録使用者として登録されることにつき共同申請を行う。
- 5. 被許諾者は、商標の侵害又は侵害と疑われる行為について気づいたら、商標権者に対して直ちに通知する。商標権者は、商標を保護するために必要と考えられる措置を、自身の判断で行い、被許諾者は、必要な場合には当該案件に関する訴訟に商標権者と共同参加することも含めた、あらゆる可能な援助を商標権者に対して行う。被許諾者は、侵害又は侵害と疑われる行為について、商標権者の同意なしに措置を取ってはならない。
- 6. 被許諾者は、商標権者が商標に対する権利を有するということを認識し、商標権者 の商標に対する権利を何らかの方法で損なうような行為もしくは事柄を行わず、又 は他人がそれを行うことを黙認せず、特に、商標に対する何らかの権利又は所有権 を有するということを表示しない。
- 7. 本契約は、一方当事者が他方当事者に対して書面による..............ヶ月前の通知を行って終了させない限り、無期限に効力を継続する。**ただし**、以下のいずれかの場合には、一方当事者は、書面による通知を他方当事者に送ることにより、本契約をいつでも直ちに終了させることができる。

 - b) 他方当事者が、債権者と和議もしくは取り決めを行った場合、破産せず善意 で再建すること以外の目的で解散した場合、又はその資産の全部もしくは一 部について管財人を指名した場合。
 - c) **[被許諾者**の発行株式の過半数を有する現在の株主が、当該発行株式の過半数 を有する者ではなくなった場合]

8.		了した際には、 被許 i されることに同意し、			の登録使用者	としての
	付記					
	<u>商標</u>	<u>番号</u>	<u> </u>	<u>区分</u>		
以上	を証するため、	商標権者及び被許諾	者 の権限ある作	代表者は、本日	日付をもって本	契約に署
名を	行った。					
	 者のために、こ	の者を代理して				
••••						
	の者の面前で:					
署名						
次の	者のために、こ	 の者を代理して				
•••••		•••••				
以下	の者の面前で:	•••••				

法定供述書

商標法

(CAP. 506)

	区分 登録番号		· · · · ·
	区分 登録番号		
	商標権者	(a)	-
	登録使用者	(b)	
	として登録されている		
	法定供述書及	び事情説明書	
当方、	私書箱	の	(a)
		は、良心に従っ	て誠実に、以下の通り
1.	当 方 は 、(a)	(「 商 であり、	標権者」)の
	宣言を行う正当な権限を与えられてい		間標権有を11. 壁して本
2.	商標権者は、私書箱 に法人設立された会社である		の
	に法人設立された会社である	(b)	_ (「被許諾者」) が、ケ
	ニアにおける以下の商標について、登		
	す:		
<u>商標</u>	<u>番号</u>		区分
			_

その登録によってカバーされる全ての[役務] [商品] (**[役務] [商品]**) に関する。

- 3. **商標権者**は、**被許諾者**に対し、前記商標をケニアにおいて、前記商標の登録対象である全ての**[役務][商品]**について使用する権限を与える。**被許諾者**は、以下の条件又は制約に服した使用が許諾された、商標の被許諾者として登録されることが予定される。
 - a) 被許諾者を唯一の登録被許諾者とすることが、**被許諾者**を登録被許諾者として指名することの条件として意図されているわけではない。
 - b) 商標の予定されている許諾された使用は、上述の**商標権者と被許諾者**との間の 関係が継続している限り無期限に継続し、かつ、許諾された使用は**商標権者と被 許諾者**との間の相互の合意によっていつでも終了させることができるという条 項に服する。
- 4. 商標権者と被許諾者は、商標権者が[提供される役務] [製造される商品]の品質を向上させる権利を有し、被許諾者が採用する[役務の提供] [商品の製造]方法に関して被許諾者にいつでも指示を出すという内容の合意を行った。商標権者はまた、被許諾者が[提供される役務] [製造される商品]に関して要求される品質基準を遵守しているかどうかを確認するために必要な検査を実行する権利も有する。
- 5. 被許諾者は、上の第4項に記載された条件に従って、[役務の提供][商品の製造]を行うことに合意した。

当方は、本供述内容と同一の事柄が、宣誓及び宣誓供述書に関する法に従っているということを良心に照らして信じたうえで、本供述を行う。

前記の者は、供述を行った。				
次の者のため	に、この者	を代理して		
(a)				
20年	月	日		

以下の者の面前で

公証人

[特許庁委託] 模倣対策マニュアル ケニア編

[著者]

Kaplan & Stratton Advocates

「発行]

日本貿易振興機構 知的財産・イノベーション部 知的財産課 〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階 TEL:03-3582-5198 FAX:03-3585-7289

2017年3月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が 2017 年 1 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び 当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。